



毎月2回10日・25日発行  
発行所  
川崎市役所  
(総務企画局総務部法制課)  
川崎市川崎区宮本町1  
電話 044-200-2062  
F A X 044-200-3748

告 示

- ◇川崎市教育委員会委員の任命(第520号).....3795
  - ◇道路区域の変更(第521号).....3795
  - ◇自転車等の撤去と保管(第522号).....3795
  - ◇予防接種の業務を行う医師(第523号).....3796
  - ◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第524号).....3796
  - ◇指定障害児通所支援事業者の指定(第525号).....3796
  - ◇指定障害児相談支援事業者の指定(第526号).....3797
  - ◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第527号).....3797
  - ◇自転車等の撤去と保管(第528号).....3797
  - ◇道路区域の変更(第529号).....3798
  - ◇道路の供用開始(第530号).....3798
  - ◇道路区域の変更(第531号).....3798
  - ◇道路の供用開始(第532号).....3798
  - ◇道路区域の変更(第533号).....3799
  - ◇道路の供用開始(第534号).....3799
  - ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第535号).....3799
  - ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第536号).....3801
  - ◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第537号).....3801
  - ◇道路区域の変更(第538号).....3801
  - ◇道路区域の変更(第539号).....3801
  - ◇道路区域の変更(第540号).....3802
  - ◇道路区域の変更(第541号).....3802
  - ◇道路の供用開始(第542号).....3802
  - ◇道路区域の変更(第543号).....3803
  - ◇道路の供用開始(第544号).....3803
  - ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第545号).....3803
- 公 告**
- ◇一般競争入札の執行(第1072号).....3805
  - ◇一般競争入札の執行(第1073号).....3808
  - ◇一般競争入札の執行(第1074号).....3810

- ◇一般競争入札の執行(第1075号).....3810
  - ◇一般競争入札の執行(第1076号).....3812
  - ◇一般競争入札の執行(第1077号).....3814
  - ◇一般競争入札の執行(第1078号).....3815
  - ◇一般競争入札の執行(第1079号).....3817
  - ◇一般競争入札の執行(第1080号).....3818
  - ◇一般競争入札の執行(第1081号).....3820
  - ◇一般競争入札の執行(第1082号).....3821
  - ◇一般競争入札の執行(第1083号).....3823
  - ◇一般競争入札の執行(第1084号).....3825
  - ◇一般競争入札の執行(第1085号).....3827
  - ◇道路位置の廃止(第1086号).....3829
  - ◇一般競争入札の執行(第1087号).....3829
  - ◇一般競争入札の執行(第1088号).....3830
  - ◇一般競争入札の執行(第1089号).....3832
  - ◇一般競争入札の執行(第1090号).....3834
  - ◇一般競争入札の執行(第1091号).....3836
  - ◇一般競争入札の執行(第1092号).....3838
  - ◇一般競争入札の執行(第1093号).....3840
  - ◇道路位置の廃止(第1094号).....3845
  - ◇道路位置の廃止(第1095号).....3845
  - ◇開発行為に関する工事の完了(第1096号).....3846
  - ◇一般競争入札の執行(第1097号).....3846
  - ◇環境影響評価に関する条例による事後調査報告書の公告(第1098号).....3846
  - ◇一般競争入札の執行(第1099号).....3847
  - ◇公募型プロポーザルの実施(第1100号).....3849
  - ◇道路位置の指定(第1101号).....3851
- 公告(調達)**
- ◇一般競争入札の公告(第283号).....3851
  - ◇一般競争入札の公告(第284号).....3854
  - ◇一般競争入札の公告(第285号).....3856
  - ◇落札者等の公示(第286号).....3858
  - ◇落札者等の公示(第287号).....3858
  - ◇落札者等の公示(第288号).....3858
  - ◇落札者等の公示(第289号).....3859
  - ◇一般競争入札の公告(第290号).....3859
  - ◇落札者等の公示(第291号).....3862

**税公告**

- ◇公売公告兼見積価額公告(第124号).....3862
- ◇差押調書(謄本)の公示送達(第125号)  
.....3862
- ◇督促状の公示送達(第126号).....3862
- ◇差押調書(謄本)の公示送達(第127号)  
.....3863
- ◇差押調書(謄本)の公示送達(第128号)  
.....3863
- ◇差押解除通知書の公示送達(第129号).....3863
- ◇参加差押解除通知書の公示送達(第  
130号).....3863
- ◇差押調書(謄本)の公示送達(第131号)  
.....3863

**上下水道局公告**

- ◇一般競争入札の執行(第80号).....3863
- ◇一般競争入札の執行(第81号).....3864
- ◇一般競争入札の執行(第82号).....3867
- ◇一般競争入札の執行(第83号).....3868
- ◇一般競争入札の執行(第84号).....3869

**上下水道局公告(調達)**

- ◇一般競争入札の公告(第30号).....3880

**病院局公告**

- ◇一般競争入札の執行(第43号).....3880
- ◇一般競争入札の執行(第44号).....3882

**病院局公告(調達)**

- ◇一般競争入札の公告(第14号).....3883
- ◇一般競争入札の公告(第15号).....3885

**消防局公告**

- ◇サイレンの吹鳴(第10号).....3888
- ◇指定催しの指定(第11号).....3888

**教育委員会告示**

- ◇川崎市教育委員会教育長職務代理者の  
指名(第22号).....3888
- ◇教育委員会定例会の招集(第23号).....3888
- ◇教育委員会定例会の議事の追加(第24  
号).....3888

**監査公表**

- ◇川崎市職員措置請求に係る請求人に対  
する通知について(第10号).....3889

**農業委員会告示**

- ◇川崎市農業委員会総会の招集(第10号)  
.....3904

**区公告**

- ◇住民票の職権消除(川崎区第144号).....3904
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公  
示送達(川崎区第145号).....3905
- ◇国民健康保険給付費返還請求通知書兼

- 納入通知書の公示送達(川崎区第146  
号).....3905
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公  
示送達(川崎区第147号).....3905
- ◇介護保険料に係る納入通知書の公示送  
達(川崎区第148号).....3905
- ◇国民健康保険料に係る還付通知書の公  
示送達(川崎区第149号).....3905
- ◇介護保険料に係る還付通知書の公示送  
達(川崎区第150号).....3905
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公  
示送達(川崎区第151号).....3905
- ◇介護保険料に係る還付通知書の公示送  
達(幸区第54号).....3906
- ◇介護保険料に係る納入通知書の公示送  
達(幸区第55号).....3906
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公  
示送達(幸区第56号).....3906
- ◇住民票の職権消除(幸区第57号).....3906
- ◇印鑑登録の抹消(幸区第58号).....3906
- ◇後期高齢者医療保険料に係る納入通知  
書の公示送達(幸区第59号).....3907
- ◇後期高齢者医療保険料に係る過誤納金  
還付(充当)通知書の公示送達(幸区  
第60号).....3907
- ◇国民健康保険料に係る還付通知書の公  
示送達(中原区第54号).....3907
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公  
示送達(中原区第55号).....3907
- ◇介護保険料に係る過誤納金還付通知書  
の公示送達(高津区第68号).....3907
- ◇介護保険料に係る納入通知書の公示送  
達(高津区第69号).....3907
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公  
示送達(高津区第70号).....3908
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公  
示送達(多摩区第45号).....3908
- ◇後期高齢者医療保険料に係る納入通知  
書の公示送達(多摩区第46号).....3908
- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の公  
示送達(麻生区第46号).....3908
- ◇国民健康保険給付費返還請求通知書兼  
納入通知書の公示送達(麻生区第47号)  
.....3908

**区選挙管理委員会告示**

- ◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参議  
院比例代表選出議員選挙における投票  
管理者の職務を代理すべき者の変更

(川崎区第16号).....3908

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長職  
務代理者の異動(川崎区第17号).....3909

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長職  
務代理者の異動(幸区第16号).....3909

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長職  
務代理者の異動(中原区第19号).....3909

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長職  
務代理者の異動(高津区第16号).....3909

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長職  
務代理者の異動(宮前区第17号).....3909

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長職  
務代理者の異動(多摩区第16号).....3909

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長職  
務代理者の異動(麻生区第16号).....3910

**辞 令**

◇10月1日付け.....3911

**正 誤**

◇第1,852号.....3912

**告 示**

**川崎市告示第520号**

市議会の同意を得て令和4年10月1日に次の者を川崎市教育委員会委員に任命しました。

令和4年10月3日

川崎市長 福田紀彦

芳川玲子

川崎市麻生区在住

**川崎市告示第521号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年10月3日から令和4年10月18日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月3日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	尻手黒川線(Ⅶ)	川崎市麻生区片平2丁目4090番先	18.01	15.09	
		川崎市麻生区片平2丁目4090番先	23.51		
新	尻手黒川線(Ⅶ)	川崎市麻生区片平2丁目4090番先	19.05	15.09	
		川崎市麻生区片平2丁目464番5先	25.89		

**川崎市告示第522号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和4年10月4日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所  
別紙表記載の保管場所
- (2) 引取りのできる日時  
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (3) 引取りに要する費用  
自転車 2,500円  
原動機付自転車 5,000円  
自動二輪車 10,000円
- (4) 持参するもの  
自転車等の鍵  
印鑑  
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第523号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う令和4年度インフルエンザ予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和4年10月5日

川崎市長 福田紀彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
佐藤 成	新城テラスクリニック	中原区新城1-4-3

川崎市告示第524号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和4年10月7日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
特定非営利活動法人 おんりいわん	おんりいわん	川崎市多摩区南生田5-4-16	同行援護	令和4年8月31日	1415400694
株式会社青空	株式会社青空	川崎市中原区市ノ坪223-205	居宅介護	令和4年8月31日	1415200169
株式会社青空	株式会社青空	川崎市中原区市ノ坪223-205	同行援護	令和4年8月31日	1415200169
株式会社ひまわり	株式会社ひまわり	川崎市中原区新城3丁目10番5号	居宅介護	令和4年8月31日	1415200995
有限会社たいよう	有限会社たいよう	川崎市川崎区渡田2-20-16	重度訪問介護	令和4年8月31日	1415000312

川崎市告示第525号

指定障害児通所支援事業者の指定について  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和4年10月7日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社ミルク	きつずあいランド 川崎台町教室	川崎市川崎区台町3-17 ハルナパレス1階	児童発達支援	令和4年10月1日	1455000701
株式会社ミルク	きつずあいランド 川崎台町教室	川崎市川崎区台町3-17 ハルナパレス1階	放課後等デイサービス	令和4年10月1日	1455000701
こどもをキラキラさせたい株式会社	児童多機能型支援 NEST	川崎市高津区久地一丁目19番8号 ガーデンパレス華2F	児童発達支援	令和4年10月1日	1455300580
こどもをキラキラさせたい株式会社	児童多機能型支援 NEST	川崎市高津区久地一丁目19番8号 ガーデンパレス華2F	放課後等デイサービス	令和4年10月1日	1455300580



Azure Partners合同会社	AtoZ Academy 児童発達支援	川崎市多摩区西生田4-3-29 マイタウン西生田105	児童発達支援	令和4年10月1日	1455400562
Azure Partners合同会社	AtoZ Academy 放課後等デイサービス	川崎市多摩区西生田4-3-29 マイタウン西生田105	放課後等デイサービス	令和4年10月1日	1455400562
社会福祉法人青い鳥	川崎市子ども発達・相談センター アエルたま	川崎市多摩区西生田二丁目1番の20	児童発達支援	令和4年10月1日	1455400554
社会福祉法人青い鳥	川崎市子ども発達・相談センター アエルみやまえ	川崎市宮前区馬絹六丁目6番の9 フューモビル1F	児童発達支援	令和4年10月1日	1455500460

**川崎市告示第526号**

指定障害児相談支援事業者の指定について  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、指定障害児相談支援事業者の指定を行

いましたので、同法第24条の37第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和4年10月7日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
合同会社ちむ	障害児相談支援事業所ちむ	川崎市多摩区栗谷1-6-3 グリーンハイムK1 201	障害児相談支援	令和4年10月1日	1475400535

**川崎市告示第527号**

指定障害福祉サービス事業者の指定について  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いまし

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和4年10月7日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
エーファクトリー株式会社	就労移行支援事業所ベクトル	川崎市川崎区駅前本町23-2 1F 2F	就労移行支援	令和4年10月1日	1415001674
株式会社マルク	マルクカレッジ川崎	川崎市川崎区宮前町8-11 第5平沼ビル 1階	自立訓練（生活訓練）	令和4年10月1日	1415001682
株式会社ブルービー	Job Support Bluebee 武蔵中原	川崎市中原区上小田中5丁目4-14	自立訓練（生活訓練）	令和4年10月1日	1415201282
株式会社ブルービー	Job Support Bluebee 武蔵中原	川崎市中原区上小田中5丁目4-14	就労継続支援B型	令和4年10月1日	1415201282
株式会社プロセルワークス	プロセルワークス溝の口	川崎市高津区溝口1丁目19-11 グランデール溝の口405号室	就労継続支援A型	令和4年10月1日	1415301272
一般社団法人ウイングワークス	ウイング千代ヶ丘	川崎市麻生区千代ヶ丘八丁目5番2号	生活介護	令和4年10月1日	1415600954
特定非営利活動法人楽	グループホームひつじ雲	川崎市幸区柳町50番地10	共同生活援助	令和4年10月1日	1425100821

**川崎市告示第528号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条

第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場

所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

- 自転車 2,500円
- 原動機付自転車 5,000円
- 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

- 自転車等の鍵
- 印鑑
- 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第529号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年10月11日から令和4年10月25日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	神木本町第117号線	川崎市宮前区神木本町1丁目778番1先	2.73 ∩ 3.20	8.80	
		川崎市宮前区神木本町1丁目777番4先			

新	神木本町第117号線	川崎市宮前区神木本町1丁目778番3先	3.36 ∩ 3.60	8.80	
		川崎市宮前区神木本町1丁目777番5先			

川崎市告示第530号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年10月11日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年10月11日から令和4年10月25日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
神木本町第117号線	川崎市宮前区神木本町1丁目778番3先	
	川崎市宮前区神木本町1丁目777番5先	

川崎市告示第531号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年10月11日から令和4年10月25日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	片平第223号線	川崎市麻生区片平4丁目2145番6先	1.21	23.26	
		川崎市麻生区片平4丁目2146番2先			
新	片平第223号線	川崎市麻生区片平4丁目2145番1先	4.80	25.06	隅切り部を含む
		川崎市麻生区片平4丁目2146番10先			

川崎市告示第532号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年10月11日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年10月11日から令和4年10月25日まで一般の

縦覧に供します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
片平 第223号線	川崎市麻生区片平4丁目2145番1先	
	川崎市麻生区片平4丁目2146番10先	

川崎市告示第533号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年10月11日から令和4年10月25日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	馬絹 第11号線	川崎市宮前区馬絹6丁目957番6先	5.47	37.10	
		川崎市宮前区馬絹6丁目957番6先	5.80		
新	馬絹 第11号線	川崎市宮前区馬絹6丁目957番4先	6.00	37.10	
		川崎市宮前区馬絹6丁目957番1先			
旧	馬絹 第12号線	川崎市宮前区馬絹6丁目957番6先	5.45	28.72	
		川崎市宮前区馬絹6丁目957番6先			
新	馬絹 第12号線	川崎市宮前区馬絹6丁目957番4先	6.00	28.72	
		川崎市宮前区馬絹6丁目957番4先			

川崎市告示第534号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年10月11日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年10月11日から令和4年10月25日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
馬絹 第11号線	川崎市宮前区馬絹6丁目957番4先	
	川崎市宮前区馬絹6丁目957番1先	
馬絹 第12号線	川崎市宮前区馬絹6丁目957番4先	
	川崎市宮前区馬絹6丁目957番4先	

川崎市告示第535号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

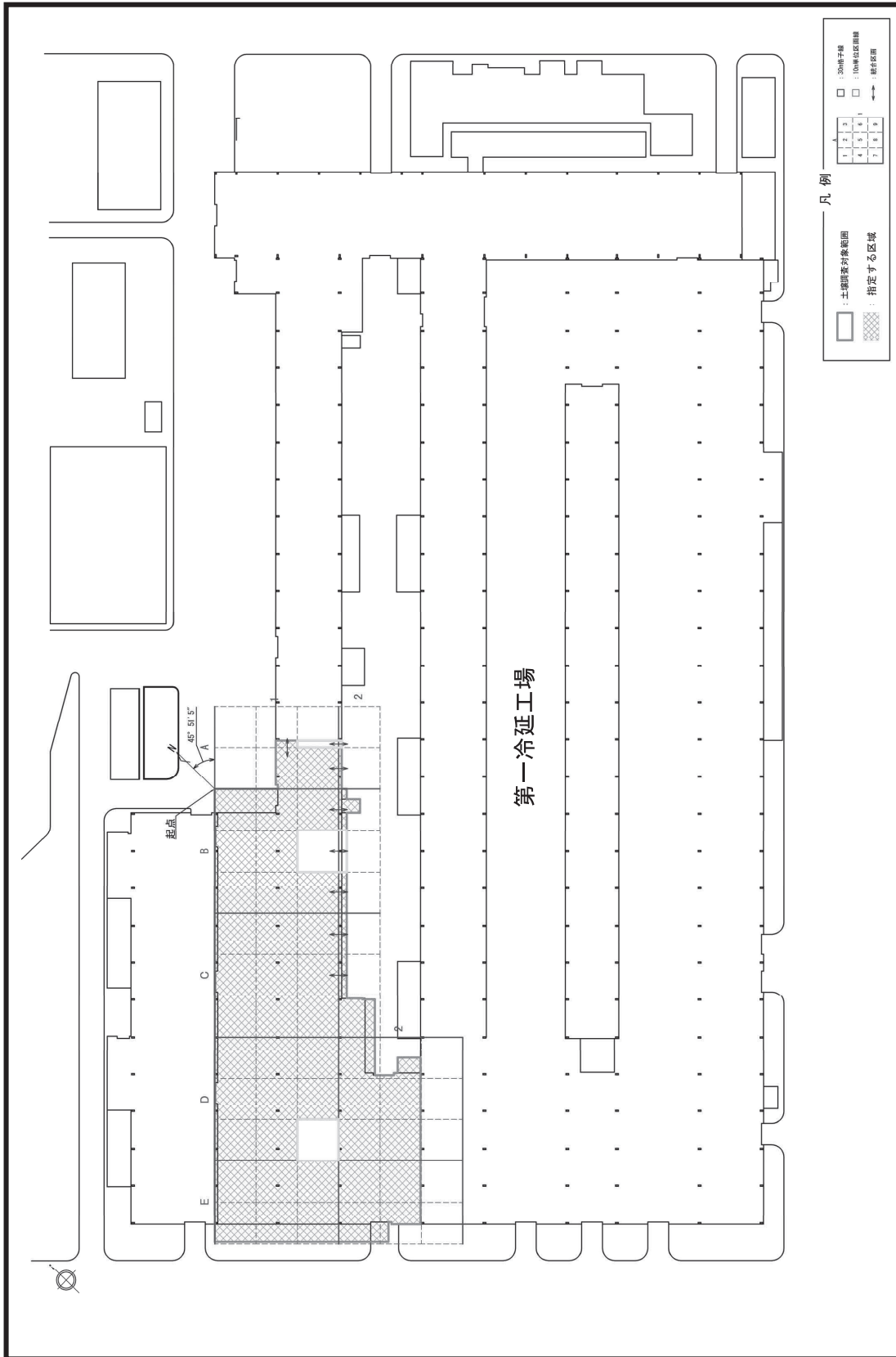
区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和4年10月12日

川崎市長 福田紀彦

- 1 形質変更時要届出区域の所在地  
川崎市川崎区小島町4番39、40の各一部（別図のとおり）
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第10号から第13号までの該当の有無  
土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する



別図



**川崎市告示第536号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法

第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和4年10月13日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第537号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和4年10月13日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第538号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年10月13日から令和4年10月27日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 一般国道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	409号	川崎市高津区北見方2丁目321番5先	20.00	10.24	隅切り部
		川崎市高津区北見方2丁目294番4先			
新	409号	川崎市高津区北見方2丁目321番5先	20.00	10.24	隅切り部
		川崎市高津区北見方2丁目294番4先			

旧	409号	川崎市高津区北見方1丁目294番3先	20.00	12.87	
		川崎市高津区北見方1丁目294番3先			
新	409号	川崎市高津区北見方1丁目293番6先	20.00 23.73	12.87	
		川崎市高津区北見方1丁目293番6先			
旧	409号	川崎市高津区北見方1丁目280番1先	22.18 22.29	11.99	隅切り部
		川崎市高津区北見方1丁目280番1先			
新	409号	川崎市高津区北見方1丁目280番1先	22.18 22.29	11.99	隅切り部
		川崎市高津区北見方1丁目280番1先			
旧	409号	川崎市高津区北見方1丁目188番2先	21.59 21.69	13.86	隅切り部
		川崎市高津区北見方1丁目233番8先			
新	409号	川崎市高津区北見方1丁目188番2先	21.59 21.69	13.86	隅切り部
		川崎市高津区北見方1丁目233番8先			
旧	409号	川崎市高津区北見方2丁目234番3先	20.60 20.63	10.00	隅切り部
		川崎市高津区北見方2丁目234番3先			
新	409号	川崎市高津区北見方2丁目234番3先	20.60 20.63	10.00	隅切り部
		川崎市高津区北見方2丁目234番3先			

**川崎市告示第539号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年10月13日から令和4年10月27日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	川崎府中	川崎市高津区北見方2丁目294番4先	20.00	10.24	隅切り部
		川崎市高津区北見方2丁目321番5先			

新	川崎府中	川崎市高津区北見方2丁目294番4先	20.00	10.24	隅切り部
		川崎市高津区北見方2丁目321番5先			
旧	川崎府中	川崎市高津区北見方1丁目294番3先	20.00	12.87	
		川崎市高津区北見方1丁目294番3先			
新	川崎府中	川崎市高津区北見方1丁目293番6先	20.00 ) 23.73	12.87	
		川崎市高津区北見方1丁目293番6先			
旧	川崎府中	川崎市高津区北見方1丁目280番1先	22.18 ) 22.29	11.99	隅切り部
		川崎市高津区北見方1丁目280番1先			
新	川崎府中	川崎市高津区北見方1丁目280番1先	22.18 ) 22.29	11.99	隅切り部
		川崎市高津区北見方1丁目280番1先			
旧	川崎府中	川崎市高津区北見方1丁目233番8先	21.59 ) 21.69	13.86	隅切り部
		川崎市高津区北見方1丁目188番2先			
新	川崎府中	川崎市高津区北見方1丁目233番8先	21.59 ) 21.69	13.86	隅切り部
		川崎市高津区北見方1丁目188番2先			
旧	川崎府中	川崎市高津区北見方2丁目234番3先	20.60 ) 20.63	10.00	隅切り部
		川崎市高津区北見方2丁目234番3先			
新	川崎府中	川崎市高津区北見方2丁目234番3先	20.60 ) 20.63	10.00	隅切り部
		川崎市高津区北見方2丁目234番3先			

川崎市告示第540号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年10月13日から令和4年10月27日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	北見方第30号線	川崎市高津区北見方1丁目233番9先	5.00	40.84	
		川崎市高津区北見方1丁目188番1先			
新	北見方第30号線	川崎市高津区北見方1丁目233番9先	5.10 ) 8.66	40.84	
		川崎市高津区北見方1丁目188番1先			

川崎市告示第541号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年10月13日から令和4年10月27日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	古沢第84号線	川崎市麻生区古沢174番14先	2.60 ) 4.00	68.43	
		川崎市麻生区古沢174番14先			
新	古沢第84号線	川崎市麻生区古沢174番7先	6.30 ) 6.67	68.43	
		川崎市麻生区古沢174番15先			

川崎市告示第542号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年10月13日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい

て、令和4年10月13日から令和4年10月27日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
古沢第84号線	川崎市麻生区古沢174番7先	
	川崎市麻生区古沢174番15先	

**川崎市告示第543号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年10月13日から令和4年10月27日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川第352号線	川崎市宮前区南野川2丁目2636番47先	3.73	33.63	
		川崎市宮前区南野川2丁目2636番47先			
新	野川第352号線	川崎市宮前区南野川2丁目2636番48先	4.32	33.63	
		川崎市宮前区南野川2丁目2636番48先	4.42		

**川崎市告示第544号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年10月13日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年10月13日から令和4年10月27日まで一般の縦覧に供します。

令和4年10月13日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川第352号線	川崎市宮前区南野川2丁目2636番48先	
	川崎市宮前区南野川2丁目2636番48先	

**川崎市告示第545号**

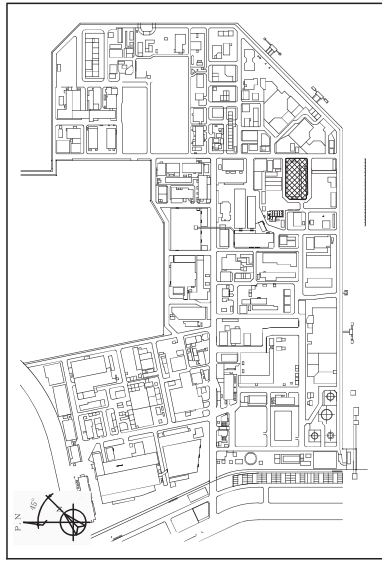
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

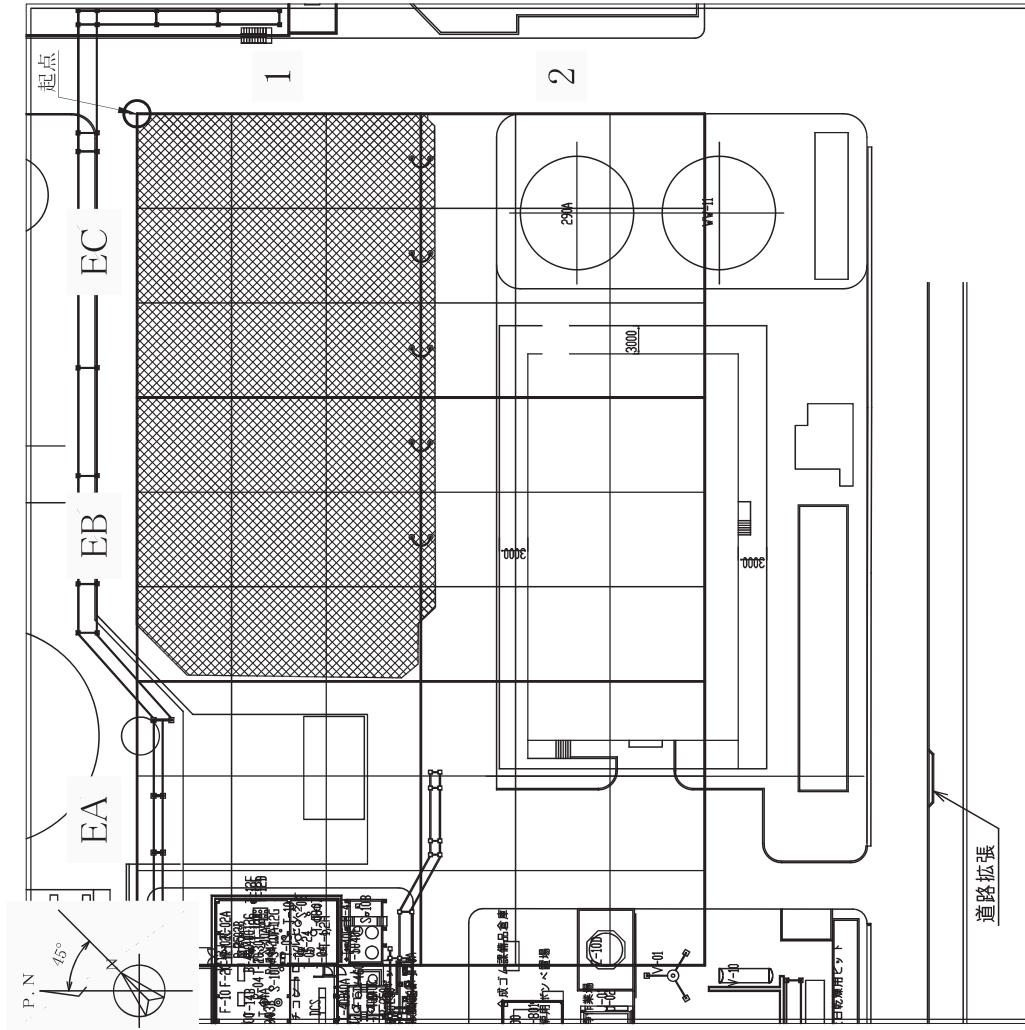
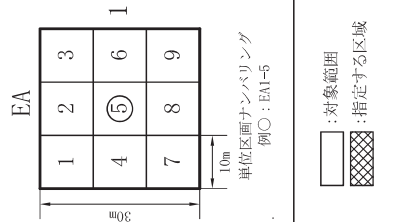
令和4年10月14日

川崎市長 福田紀彦

- 形質変更時要届出区域の所在地  
川崎市川崎区夜光1丁目3番1号の一部（別図のとおり）
- 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
該当なし
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第10号から第13号までの該当の有無  
土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する



指定する区域の配置図



別図

土地の所在地: 川崎区夜光一丁目3番1号の一部  
 起点の位置: 川崎区夜光一丁目3番1号の一部の形質変更  
 範囲の最も北に位置する地点  
 格子の回転角度: 0度

公	告
---	---

## 川崎市公告第1072号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月5日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	(仮称) 多摩区保育・子育て総合支援センター新築工事
	履行場所	川崎市多摩区生田2丁目14番5号
	履行期間	契約の日から令和6年10月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p style="margin-left: 20px;">※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p style="margin-left: 20px;">※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p style="margin-left: 20px;">ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p style="margin-left: 20px;">なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年11月14日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p>	



そ の 他	<p>(3) 本工事は、川崎市契約条例第5条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会（令和5年3月頃）で議決を得たときに契約を締結します。</p> <p>(4) 本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>(5) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
-------	--

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	浮島処理センター電気室等エアハンドリングユニット改修工事
	履行場所	川崎市川崎区浮島町509番地1
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年10月24日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	東田公園休憩所外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市川崎区東田町3番地25
	履行期間	契約の日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p>	

参加資格	<p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「塗装」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年11月2日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件名	川崎競輪場バンク改修電気設備その他工事
	履行場所	川崎市川崎区富士見2丁目1番6号
	履行期間	契約の日から令和5年9月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p>	

参加資格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年11月14日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市公告第1073号

## 入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月7日

川崎市長 福田 紀 彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市市税収納代行事務委託業務
- (2) 履行場所 川崎市指定場所
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務概要 (契約締結日から令和5年1月3日まで)
- 落札者が川崎市税新システムの稼働に向けた試験を行う業務委託です。(令和5年1月4日から令和8年3月31日まで)
- 落札者は納税者が取扱店又はスマートフォン等を利用して納付した川崎市市税をとりまとめ、川崎市への払込を行うとともに収納情報を基に作成するデータを速報、確報又は速報取消として川崎市へ提供する業務委託です。
- 詳細は入札説明書によります。

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種99「その他業務」、種目99「その他」に登録さ

れていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 3年以内に都道府県又は政令指定都市において公金の収納代行事務（地方税、国民健康保険料（税））を受託した実績があること。
- (5) 川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号）第2条の2各号に掲げる基準を満たすこと。
- 3 競争入札参加申込書の配布及び提出
- この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布及び提出場所  
〒210-0006  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル5階  
川崎市財政局税務部税制課 担当：寺澤・中田  
電 話：044-200-2190（直通）  
F A X：044-200-3906  
E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp
- (2) 配布及び提出期間  
令和4年10月7日(金)から令和4年10月18日(火)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- (3) 提出物
- ア 競争入札参加申込書
- イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し
- ウ 直近の事業年度の決算にかかる財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
- エ ISMSの認証を証する書面など情報セキュリティに関する規格を取得していることを証明する書類の写し

オ 業務体制表(書式は任意のものとするが、収納金の取扱い及び収納情報の取扱いについては明記すること)

上記イ、ウ、エ及びオの書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) 提出方法

持参してください。

(5) 仕様書

仕様書は上記3(1)の場所において、上記3(2)の期間で縦覧に供します。なお、上記3(2)の期間での配布は行いません。

(6) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

なお、入札説明会は開催しません。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 交付日

令和4年10月20日(木)

(3) その他

競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書と併せて入札説明書及び仕様書を上記3(1)の場所において無償で交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して電子メールで配信します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル8階

川崎市財政局収納対策部債権管理課

担当：浅井

電 話：044-200-2204(直通)

F A X：044-200-3909

E-mail：[23saiken@city.kawasaki.jp](mailto:23saiken@city.kawasaki.jp)

(2) 問合せ期間

令和4年10月20日(木)から令和4年10月26日(水)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・電子メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を上記5(1)担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和4年10月31日(月)午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送信します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は履行期間における月数(39か月)及び予定件数(3,049,100件)に対する総価(消費税及び地方消費税を含まない)で行います。また、金額の算定にあたっては、次の項目を考慮した上で算出してください。

ア 基本手数料単価(月額)、取扱手数料単価(1件あたり)及び川崎市税新システム稼働に向けた試験費用(1回分)を基に総価を算出してください。なお、基にした単価により契約を締結するものとします。

イ 委託手数料の口座振込手数料、落札者から川崎市への収納情報伝送に要する電話回線使用料、その他仕様書で特に定めるものを除く収納事務に要する費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

令和4年11月9日(水) 午後2時

イ 提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

かわさき市税事務所4階第1会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記7(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記7(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有



効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等

は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第1074号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月7日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	五反田川放水路施設設計(上流側護岸詳細設計等)業務委託
	履行場所	川崎市多摩区生田8丁目地内
	履行期間	令和5年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「河川、砂防及び海岸・海洋部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者は、技術士(建設部門:河川、砂防及び海岸・海洋)、技術士(上下水道部門)、RC CM(河川、砂防及び海岸・海洋)部門又はRC CM(下水道)部門のいずれかの資格を有する者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和4年11月8日14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1075号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

令和4年度公立保育園等特定建築物定期点検等業務委託

(2) 履行場所

川崎市内公立保育園18カ園、地域子育て支援センター5カ所

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、川崎市「令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種名「施設維持管理」・種目名「その他の施設維持管理」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による



指名停止期間中でないこと。

(4) 平成27年4月1日以降に、本市又は他官公庁において類似業務を受託した実績を有すること。

(5) 点検者が仕様書に記載の建築基準法第12条に基づく特定建築物定期調査・点検及び特定建築設備等定期検査・点検を行う資格を有し、かつ、点検者との直接雇用関係があること。

### 3 一般競争入札参加申込み及び仕様書について

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり一般競争入札参加申込書、契約実績を証する契約書の写し、点検者が仕様書に記載の建築基準法第12条に基づく特定建築物定期調査・点検及び特定建築設備等定期検査・点検を行う資格を有し、かつ、点検者との直接雇用関係があることを証する書類を提出してください。

#### (1) 提出場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4川崎市役所第3庁舎14階

こども未来局保育事業部運営管理課

電 話 044-200-2660

F A X 044-200-3933

E-mail 45uneika@city.kawasaki.jp

#### (2) 提出期間

令和4年10月11日から令和4年10月17日までの土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時までとします。ただし、正午から午後1時までを除きます。

#### (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる書類（契約書の写し）

ウ 点検者が仕様書に記載の建築基準法第12条に基づく特定建築物定期調査・点検及び特定建築設備等定期検査・点検を行う資格を有し、かつ、点検者との直接雇用関係があることを証する書類

※書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

#### (4) 提出方法

持参に限ります。

#### (5) 一般競争入札参加申込書及び仕様書等の入手方法

一般競争入札参加申込書及び入札説明書並びに仕様書等は、川崎市のホームページからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、「3(2)提出期間」の期間に、「3(1)提出場所」で配布します。

### 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

#### (1) 交付日時

令和4年10月19日 午後5時

ただし、川崎市「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和4年10月20日までに電子メールで配信されます。

#### (2) 交付場所

「3(1)提出場所」に同じ。

### 5 仕様に関する問い合わせ

#### (1) 問い合わせ先

「3(1)提出場所」に同じ。

#### (2) 質問受付期間

令和4年10月20日から令和4年10月21日午後5時までとします。ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く、午前8時30分から午後5時までとします。

#### (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、「5(4)質問受付方法」のいずれかの方法により提出してください。

#### (4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXにより、以下の提出先に提出してください。（電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)提出場所」に電話にて御連絡ください。）

##### ア 持参

「3(1)提出場所」に同じ。

##### イ 電子メール

45uneika@city.kawasaki.jp

##### ウ FAX

044-200-3933

#### (5) 回答方法

質問があった場合、令和4年10月26日に競争入札参加資格を有するとした競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を送付します。

### 6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に「2 一般競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

### 7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して下記の入札日時に持参してください。

イ 入札は税抜きの総額で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時

令和4年11月9日 午前10時00分

イ 入札・開札場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎13階 こども未来局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、免除とします。

(2) 前払金の要否

前払金はありません。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、「3(1)提出場所」及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)提出場所」に同じです。

(5) 業務の詳細、競争入札参加申込書、質問書、入札説明書等は、川崎市のホームページ「入札情報かわ

さき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1076号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

デスクトップ型パソコン一式の賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市環境局環境総合研究所

(川崎市川崎区殿町3-25-13 川崎生命科学・環境研究センター3階)

(3) 履行期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」、種目「事務用機器」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成30年度以降に、本市、他官公庁において、パソコン賃貸借及び保守の契約実績があること。

(5) 契約締結後、確実に納入することができること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出及び問合せ先

川崎市川崎区殿町3-25-13

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所都市環境担当

鶴見、近藤

電話 044-276-8964

FAX 044-288-3156

E-mail 30sotosi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年10月11日(火)から令和4年10月17日(月)までの午前9時00分から午後5時00分まで(土曜日及び日曜日、正午から午後1時00分までの間を除く。)

(3) 提出書類

次の書類を全て提出してください。

- ア 競争入札参加申込書  
イ 上記2(4)の契約実績を確認できる契約書等の写し  
ウ 納入予定物品の仕様を確認できるもの(カタログ等の資料)
- (4) 提出方法  
持参に限ります。  
※提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。  
(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付  
競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和4年10月24日(月)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。
- (1) 交付日  
令和4年10月24日(月)の午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時00分までの間を除く。)
- (2) 受取り先  
上記3(1)に同じ。
- 5 仕様・入札に関する問合せ
- (1) 問合せ先  
上記3(1)に同じ。
- (2) 問合せ期間  
令和4年10月24日(月)から令和4年10月26日(水)までの午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時00分までの間を除く。)
- (3) 問合せ方法  
競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、上記3(1)に記載のFAX又は電子メールアドレス宛て送付してください。
- (4) 回答方法  
質問があった場合の回答は、令和4年10月28日(金)までに、全参加者宛てに電子メール又はFAXにて送付します。
- 6 競争入札参加資格の喪失  
競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。  
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の

- 記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法等  
税抜き総額で行います。月額賃借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を60か月で乗じる方法で見積もりしてください。その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。
- ア 入札・開札の日時  
令和4年11月7日(月) 午前10時00分
- イ 入札・開札の場所  
川崎市川崎区殿町3-25-13  
川崎生命科学・環境研究センター3階  
川崎市環境局環境総合研究所研修室
- ウ 入札の方法  
持参に限ります。
- (2) 入札保証金  
免除とします。
- (3) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。
- (4) 入札の無効  
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約手続等  
次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金  
契約金額の10分の1に相当する額とする。ただし、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第33条各号に該当する場合には、納付を免除する。
- (2) 前払金  
否
- (3) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 9 その他
- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 詳細は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)に掲載される入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じ。
- (4) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234号の3の規定による長期継続契約であるため、翌年度以降におけるこの契約の所要の予算金額について減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとします。当該変更又は解除に伴い受注者に損失が生じた場合には、その損失の補償を本市に対して請求することができるとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第1077号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 エネルギー利用最適化に関わる調査検討業務委託
- (2) 履行場所 川崎市内
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月22日まで
- (4) 業務内容  
エネルギー利用最適化に関わる調査検討に関する業務内容は、次のとおりとします。  
ア 市域のエネルギー利用最適化に向けた調査検討  
イ 地域脱炭素化促進区域の本市への適用可能性の検討  
ウ 市公共施設のエネルギー利用最適化に向けた基礎検討

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」に登録されていること。
- (4) 過去5年間に官公庁や独立行政法人等の公的機関において、エネルギー利用最適化に関わる調査検討等の類似業務の契約実績を2件以上有すること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部

再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書等の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記(4)の書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出場所 川崎市環境局脱炭素戦略推進室 水岡  
〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4 第3庁舎17階  
電話 044-200-2514
- (2) 配布・提出期間 令和4年10月11日から令和4年10月17日まで  
午前9時から午後4時30分まで  
(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)
- (3) 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は必着）

4 仕様書の閲覧

次により業務仕様書類を閲覧することができます。

- (1) 閲覧場所 上記3(1)に同じ
- (2) 閲覧期間 上記3(2)に同じ

5 競争入札参加資格確認通知書、仕様書及び質問書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、次により競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業務名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次の期間に受け取りにきてください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和4年10月21日午前10時から午後4時まで  
(正午から午後1時までを除く。)

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 質問書の受付及び回答

- (1) 場所 上記3(1)と同じ。
- (2) 期間 令和4年10月21日から令和4年10月26日まで



持参の場合は午前9時から午後4時  
30分まで

(閉庁日及び正午から午後1時まで  
を除く。)

- (3) 方法 「質問書」に必要事項を記入し、3  
(1)の場所に持参または電子メールに  
て提出してください。

※質問書送付先メールアドレス  
<30dtanso@city.kawasaki.jp>

(4) 回答方法

令和4年11月2日までに競争入札参加資格確認通  
知書の交付を受けた者へ文書(電子メール)で送付  
します。なお、競争入札参加資格確認通知書の交付  
を受けていない者からの質問に関しては回答しませ  
ん。

8 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて  
行うものとします。

- (2) 入札書の提出方法 持参

- (3) 入札の日時 令和4年11月9日 午後2時

- (4) 入札の場所 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局会議室

- (5) 入札保証金 免除

- (6) 開札の日時 上記8(3)に同じ

- (7) 開札の場所 上記8(4)に同じ

- (8) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効  
な入札を行った者を落札者とします。ただし、その  
者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う  
場合があります。

- (9) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入  
札は、これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 要

- (2) 前払金 無

- (3) 契約書の作成 要

- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等  
は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の  
「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本  
語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 詳細は入札説明書によります。

- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があ

ります。

川崎市公告第1078号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和5年度給与支払報告書等受付及  
び処理業務委託契約

- (2) 履行場所 かわさき市税事務所法人課税課

- (3) 履行期間 令和5年1月10日から令和5年3月  
31日まで

- (4) 業務概要 令和5年度給与支払報告書等受付及  
び処理業務

詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて  
満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第  
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による  
指名停止期間中でないこと。

- (3) 作業場所は履行場所(かわさき市税事務所法人課  
税課)から100キロ圏内であること。

- (4) 「プライバシーマーク」の使用許諾事業者として  
認定されていること。

- (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の  
業種99「その他業務」、種目99「その他」に登載さ  
れていること。

- (6) 過去5年以内に本市税務部が発注した委託業務に  
おいて契約に違反していないこと。

- (7) 過去に同様の業務で、人口規模70万人以上もしく  
は給与支払報告書等の処理件数が25万件以上の自治  
体またはその他官公庁で履行実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札  
参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布及び提出場所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部税制課 担当：寺澤・中田

電話：044-200-2190(直通)

FAX：044-200-3906

E-mail：[23zeisei@city.kawasaki.jp](mailto:23zeisei@city.kawasaki.jp)

- (2) 配布及び提出期間

令和4年10月11日(火)から令和4年10月18日(火)まで



(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

## (3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ プライバシーマーク登録証の写し

上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

## (4) 提出方法

持参してください。

## (5) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

## 4 競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

## (1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

## (2) 通知書交付日

令和4年10月21日(金)

## (3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。(「入札情報かわさき」-「入札情報」の「委託」-「入札公表・財政局」)

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

## (4) 入札説明会

実施しません。

## 5 仕様に関する問合せ

## (1) 問合せ先

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部市民税管理課 担当：高木・高橋

電話：044-200-2229 (直通)

FAX：044-200-3907

E-mail：23simka@city.kawasaki.jp

## (2) 問合せ期間

令和4年10月21日(金)から令和4年10月27日(木)午後5時まで

## (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

## (4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、令和4年11月1日(火)午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

## 6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札の手続等

## (1) 入札方法

給与支払報告書等受付及び処理業務に係る費用の総額(消費税額及び地方消費税額を含まない。)で行います。

なお、金額の算定にあたっては、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。

## (2) 入札書の提出日時及び場所

## ア 提出日時

令和4年11月11日(金) 午前10時

## イ 提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階 第1会議室

## (3) 入札保証金

免除とします。

## (4) 開札の日時

上記(2)アに同じ。

## (5) 開札の場所

上記(2)イに同じ。

## (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

## (7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ

れを無効とします。

## 8 契約の手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

### (2) 前払金 否

### (3) 契約書の作成 要

### (4) 費用内訳明細表

落札者は契約締結までに、本委託にかかる落札額の内訳を提示すること（様式自由）。

### (5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

## 川崎市公告第1079号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 堤根処理センタークレーン設備点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区堤根52番地
- (3) 履行期間 契約日から令和5年2月10日(金)まで
- (4) 業務概要 「クレーン等安全規則第34条の定期自主検査」に基づくクレーン設備の点検整備業務

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、クレーン設備点検整備業務の契約実績を有すること。

ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。

- (5) クレーン運転士又はクレーン・デリック運転士、玉掛技能講習修了者、ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者を配置できること。
- (6) 業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託しないこと。ただし、一部を再委託する場合は、3(4)ウに示す書類を提出すること。

## 3 競争入札参加申込書等の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び2(4)(5)(6)に関する書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区堤根52番地  
堤根処理センター4階事務所  
堤根処理センター技術係  
担当 眞鍋、名雪、佐藤  
電話 044-541-2047（代表）

※ 競争入札参加申込書及びその他提出書類については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間  
令和4年10月11日(火)から令和4年10月17日(月)9時から17時まで

（日曜日及び12時から13時の間は除く。）

- (3) 提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送の場合は申込書の提出締切日までに届くこととし、不備がないこと。

## (4) 提出書類

- ア 上記2(4)の契約実績を確認できる契約書等の写し
- イ 上記2(5)の資格証の写し
- ウ 上記2(6)の再委託確認書（業務の一部を再委託する場合）

## 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書を令和4年10月25日(火)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和4年10月25日(火)9時から17時まで  
（12時から13時の間は除く。）

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和4年10月25日(火)から令和4年10月28日(金)  
9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

- ア 電子メール 30tutumi@city.kawasaki.jp
- イ FAX 044-533-4611
- ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和4年10月31日(月)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和4年11月7日(月)11時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区堤根52番地  
堤根処理センター5階  
大会議室

(4) 入札書の提出方法 原則持参とする。ただし、やむを得ない場合に限り郵送での提出を可とする。

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1080号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 外国語版国民健康保険のしおり翻訳等業務委託
- (2) 履行場所 健康福祉局医療保険課ほか
- (3) 履行期限 令和5年2月3日
- (4) 調達概要 「外国語版国民健康保険のしおり翻訳等業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」・種目「翻訳・速記」で登録されていること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所 〒210-0005  
川崎市川崎区東田町8番地  
パレール三井ビル12階  
川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課  
担当 齋藤  
電話 044-200-2642(直通)
- (2) 配布・提出期間 令和4年10月11日(火)から令和4年10月17日(月)まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 提出書類

一般競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和4年10月19日(木)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和4年10月11日(火)から令和4年10月21日(金)まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

ウ 質問書の提出方法

「外国語版国民健康保険のしおり翻訳等業務委託に係る質問書」により、電子メール又はFAXにて送付してください。送付後、送付した旨を3(1)の担当宛て電話連絡してください。

電子メール：40hoken@city.kawasaki.jp

FAX番号：044-200-3930

(2) 回答

ア 回答日

令和4年10月26日(水)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、電子メールにより送信します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

持参

(2) 入札書の提出日時・場所

提出日時：令和4年11月2日(水)午前11時00分

提出場所：川崎市川崎区東田町8番地

パレール三井ビル12階

川崎市健康福祉局医療保険部会議室(A)

(3) 入札方法

ア 入札は、契約金額総額で行います。

イ 入札は、所定の入札書をもって行います。また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札書は、封筒に入れ、封印して提出してください。

エ 1回目で落札しない場合は、再度入札を2回、計3回の入札を行いますので、その分の入札書を用意してください。

(4) 入札保証金

免除

(5) 開札の日時・場所

7(2)と同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

(9) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立



ち合う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。また、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金  
免除
- (2) 前払金  
無
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第1081号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
令和4年度広域避難場所標識保守点検業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区富士見2丁目1番地先ほか18か所
- (3) 履行期間  
契約日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務概要  
市内に設置している広域避難場所標識について、高所作業車等を用いて点検を行い、安全の確認を行う。また、標識盤面のボルト・ナットの取付状態を確認し、保守を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に業種「その他」(種目「その他」)に登載されていること。
- (4) 川崎市内に本店又は受任地を有していること。
- (5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項第1号による中小企業者であること。
- (6) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、標識、看板の作成を含む同程度の規模の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先  
〒210-0005  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎7階  
危機管理本部危機管理部 計画担当  
電話 044-200-3134(直通)、FAX 044-200-3972、  
E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間  
令和4年10月11日(火)から10月17日(月)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会  
実施しません。
- (2) 入札説明書の交付  
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2) 配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 日時  
令和4年10月18日(火) 午後5時まで  
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同

日の未明に電子メールで配信されます。

## (2) 場所

「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

## 6 仕様に関する問い合わせ

## (1) 問い合わせ先

「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

## (2) 質問受付期間

令和4年10月11日(火)から10月25日(火)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

## (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

## (4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 60kikika@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2) 質問受付期間」の期間内に必着のこと。

## (5) 回答方法

令和4年10月27日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

## 7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

## (1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札

書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

## (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和4年11月4日(金) 午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

事務局室

## (3) 入札書の提出方法

持参とします。

## (4) 入札保証金

免除とします。

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 9 契約の手続き等

## (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

免除とします。

## (2) 契約書作成の要否

必要とします。

## (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 10 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## 川崎市公告第1082号

## 入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 契約名

令和4年度外国人就学状況訪問調査業務委託契約

## (2) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

## (3) 履行場所

本市より提出する調査対象者リストに記載の住所

## (4) 契約の概要

「令和4年度外国人就学状況訪問調査業務委託契約 仕様書」(以下、「仕様書」という。)及び「令和4年度外国人就学状況訪問調査業務委託契約 入札説明書」(以下「入札説明書」という。)によります。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしている必要があります。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「その他」に記載されていること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

## 3 入札参加資格確認申請書等の配布・提出場所及び問合せ先

本件入札に参加を希望する者は、次により「入札参加資格確認申請書(様式1)」を提出してください。

## (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6

明治安田生命ビル3階

川崎市教育委員会事務局総務部学事課

担当：川鍋、米岡

電話 044-200-3267(直通)

電子メール：88gakuzi@city.kawasaki.jp

## (2) 配布・提出期間

令和4年10月11日(火)から令和4年10月18日(火)まで

休庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から

17時まで

## (3) 提出物

入札参加資格確認申請書

## (4) 入札参加資格確認申請書の提出方法

持参とします。

## (5) 仕様書等の縦覧

本契約に係る仕様書は、3(1)の場所において、入札参加資格確認申請書の配布・提出期間中、縦覧に

供します。

## 4 入札の手続

## (1) 日程の概要

入札手続の日程概要は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認結果通知書の送付及び仕様書等の配布

令和4年10月20日(木)

イ 仕様等に関する質問の提出期限

令和4年10月27日(木)

ウ 仕様等に関する質問への回答

令和4年11月2日(水)

エ 入札及び開札

令和4年11月8日(火)

## (2) 日程の詳細

日程の詳細は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認結果通知書の送付及び仕様書等の配布

入札参加資格確認申請書を提出し、書面審査によって入札参加資格があると確認できた参加希望者には、次のとおり「入札参加資格確認結果通知書(様式2)」を送付し、併せて仕様書等を配布します。

(ア) 入札参加資格確認結果通知書について

a 送付日

令和4年10月20日(木)

b 送付方法

電子メールにより送付します。

(イ) 仕様書等について

a 配布する資料

(a) 入札説明書

(b) 仕様書

b 配布の場所

3(1)に同じ。

c 配布日及び時間

令和4年10月20日(木)から令和4年11月8日(火)

休庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで(ただし令和4年11月8日は13時30分まで)

d 注意事項

仕様書等を受領する際は、必ず入札参加資格確認結果通知書を持参してください。

イ 仕様等に関する質問

(ア) 質問の方法

仕様書等の配布書類の内容に疑義がある場合は、「令和4年度外国人就学状況訪問調査業務委託契約 質問書(様式3)」に必要事項を記入の上、3(1)の問合せ先アドレス宛

てに電子メールで送付してください。

なお、送付の際は、必ず受信確認を要求してください。

(イ) 質問の受付期間

令和4年10月20日(木)9時から令和4年10月27日(木)17時まで

(ウ) 回答

令和4年11月2日(木)17時までに、全参加者宛てに電子メールで送付します。

ウ 入札及び開札

(ア) 入札の方法等

a 入札は単価で行います。

b 入札書に記載する金額には、1件あたりの見積単価（法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないもの）とします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算します。

c 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に入れ、封印して提出してください。

d 入札書の提出方法は、持参とします。

(イ) 入札及び開札の日時等

a 日時

令和4年11月8日(火) 15時00分

b 場所

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル 4階教育委員会室

(ウ) 入札保証金

入札保証金は、免除とします。

(エ) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限を委任されたことを示す委任状を入札前に提出してください。

(オ) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査等を行うことがあります。

(カ) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(キ) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約手続等

(1) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規程において閲覧することができます。

6 その他

(1) 言語及び通貨

本件入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札説明書に定めのない事項

入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第1083号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎港船舶航行実態調査委託

(2) 履行場所

川崎港

(3) 履行期間

契約日から令和5年3月31日まで

(4) 業務概要

本委託は、川崎港港湾計画の変更に伴う船舶航行安全対策の検討調査に資するため、レーダー及び目視による現地観測を実施して船舶航行の実態を把握するものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。



- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」で登録されている者
- (4) 過去5年間にレーダー及び目視による船舶航行の現地観測を実施し、航跡データの解析をした実績がある業者
- 3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出
- (1) 配布・提出場所  
〒210-0007  
川崎市川崎区駅前本町12-1  
川崎駅前タワーリパーク 20階  
川崎市港湾局港湾経営部経営企画課  
電話番号 044-200-1730  
F A X 044-200-3981  
E-mail 58keiki@city.kawasaki.jp  
なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- (2) 配布・提出期間  
令和4年10月11日(火)から令和4年10月17日(月)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。
- (3) 提出書類  
ア 一般競争入札参加申込書  
イ 2(4)に記載された要件を満たしていることを証する書類(契約書の写しなど)
- (4) 提出方法  
持参とします。
- 4 入札説明書の縦覧  
入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。
- 5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付
- (1) 競争入札参加資格確認通知書の交付  
一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。  
ア 交付場所  
3(1)に同じ  
イ 交付日時  
令和4年10月20日(木)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付  
競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。
- ア 交付場所  
3(1)に同じ
- イ 交付日時  
5(1)イに同じ  
ただし、(1)及び(2)について、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和4年10月20日(木)に競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先等
- (1) 問い合わせ先  
〒210-0007  
川崎市川崎区駅前本町12-1  
川崎駅前タワーリパーク 20階  
川崎市港湾局港湾経営部経営企画課  
電話番号 044-200-1730  
F A X 044-200-3981  
E-mail 58keiki@city.kawasaki.jp
- (2) 質問受付期間  
令和4年10月21日(金)午前9時から令和4年10月25日(火)正午まで
- (3) 質問書の様式  
入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。
- (4) 質問受付方法  
電子メール又はF A Xに限ります。  
電子メール 58keiki@city.kawasaki.jp  
F A X 044-200-3981
- (5) 回答方法  
令和4年10月27日(木)までに、文書(F A X又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失  
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。  
(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。  
(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法 持参
- (2) 入札・開札の日時及び場所  
ア 入札日時  
令和4年11月7日(月)午前10時  
イ 入札場所  
川崎市川崎区駅前本町12-1  
川崎駅前タワーリパーク 20階 港湾局会議室
- (3) 入札保証金



## (1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階  
川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課  
電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## (2) 配布・提出期間

令和4年10月11日(火)から令和4年10月17日(月)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

## (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の実績を確認できる書類等の写し(契約書の写し等)、及び2(5)の要件を満たすことを証する書類(資格証の写し等)

## (4) 提出方法

持参とします。

## 4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

## 5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

## (1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和4年10月24日(月)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

## (2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和4

年10月24日(月)までに競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

## 6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和4年10月25日(火)午前9時から令和4年10月27日(木)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

F A X 044-287-6038

(5) 回答方法

令和4年11月4日(金)までに、文書(F A X又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

## 7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年11月14日(月)午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) この委託は、電子納品の対象です。電子納品とは、川崎市電子納品要領に基づき、最終成果物を電子データで納品することです。川崎市電子納品要領については、川崎市ホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/78-34-6-0-0-0-0-0-0.html>)をご覧ください。

(5) 本入札用設計書には、「登録単価」及び「【参考資料】積算入力データリスト」を添付しています。「登録単価」は、市で公表していない単価や物価資料に掲載のない単価等を明示しています。(添付していない場合もあります。)  
「【参考資料】積算入力データリスト」は、設計書の設計内容を明確にするため、積算システムに入力した積算情報を参考として掲載したものです。また、摘要欄に記載されているシステム記号等については、システム構成上、標準的なものを表示しています。

川崎市公告第1085号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

備蓄倉庫浸水対策等検討業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階危機管理本部ほか

(3) 履行期間

契約日から令和5年3月17日(金)まで

(4) 業務概要

詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 一般競争入札参加資格確認書の提出締切日において、令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」に記載されていること。

(4) 次のいずれかの資格を有する技術者等が所属する事業者であること。

ア 公益社団法人日本測量協会が認定する「空間情報総括監理技術者」の資格を有すること。

イ 公益社団法人日本測量協会が認定する「地理空間情報専門技術(防災)」又は「地理空間情報専門技術(GIS一級)」の資格を有すること。

(5) ISO27001(ISMS情報セキュリティマネジメントシステム)又はJISQ15001(プライバシーマーク)のいずれかの認証を取得している事業者であること。

(6) 過去、国または地方公共団体において、地理情報システム(GIS)を用い、避難所又は避難場所等に関する調査業務の実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び2(6)に示す契約実績を確認できる書類(契約書の写しなど)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎7階

危機管理本部危機対策部地域連携担当 高尾

電話 044-200-1432(直通)

FAX 044-200-3972

E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加確認申請書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「お知らせ」欄において、「入札公表について(備蓄倉庫浸水対策等検討業務委託)」ページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和4年10月11日(火)から令和4年10月17日(月)までとします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分か



ら正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。)

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付、入札説明書及び仕様書の配布並びに入札説明会

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレス宛て令和4年10月19日(水)までに送付します。ただし、これが困難な場合には下記の場所及び日時で直接交付します。

ア 日時

令和4年10月19日(水)午後1時から午後5時15分まで

イ 場所

3(1)に同じ

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、3(1)同様の方法でインターネットからダウンロードできます。

(3) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和4年10月19日(水)から令和4年10月24日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。様式の入手については3(1)と同様となります。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp

(5) 回答期日・方法

令和4年10月26日(水)までに、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に電子メールにて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

FAX 044-200-3972

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は契約金額の総額で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10% (消費税及び地方消費税) に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和4年10月31日(月)午前11時00分

イ 入札場所

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎7階

危機管理本部危機対策部 災害対策本部室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)

index.html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

### 川崎市公告第1086号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第3号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

築造主	川崎市川崎区殿町3丁目15番9号		
住所・氏名	高橋 正篤		
道路位置の地名・地番	川崎市川崎区殿町三丁目16番1、16番46 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	29.75メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第609号	廃止年月日	令和4年10月11日	

### 川崎市公告第1087号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 日吉小学校ほか2校LED照明器具賃貸借契約
- (2) 履行場所 川崎市幸区北加瀬1-37-1ほか2校
- (3) 履行期間 契約日から令和10年2月29日まで
- (4) 調達概要 仕様書によります。

なお、本契約は環境省で進めている脱炭素先行地域づくりを推進するための事業であり、本事業には地域脱炭素移行・再エネ推進補助金が別途交付されます。

## 2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等

有資格業者名簿に業種「リース」ランク「A」で登録されていること。

## 3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

### (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

(川崎市役所第3庁舎17階)

担当 大和田、中野

電話 044-200-1223

FAX 044-200-3921

一般競争入札参加申込書は、インターネットからもダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

### (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和4年10月11日(火)から令和4年10月17日(月)まで  
午前9時～午後5時(ただし、土曜日、日曜日及び正午～午後1時を除く)

### (3) 提出方法

持参

## 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和4年10月21日(金)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和4年10月21日(金)午後5時まで配布します。

## 5 入札説明書及び仕様書の交付

競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書、仕様書及び質問書を当該委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和4年10月21日(金)午後5時まで配布します。

## 6 仕様書等に関する質問・回答

### (1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

#### ア 質問書の配布

入札説明書の配布と同じ

#### イ 質問書の提出場所

3(1)と同じ

ウ 質問書の提出期間  
令和4年10月27日(木)まで  
午前9時～午後5時(ただし土曜日、日曜日及び正午～午後1時を除く)

エ 質問書の提出方法

(ア) 持参  
(イ) F A X  
(ウ) メール

なお、F A X又はメールにより提出した場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-200-1223  
F A X 044-200-3921  
E-mail 30dtanso@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日  
令和4年11月7日(月)

イ 回答方法  
回答については、入札参加者から質問が出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付又は3(1)の場所で配布します。

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札方法等
  - ア 入札書の提出日時 令和4年11月11日(金)  
午前10時30分
  - イ 入札書の提出場所 川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室
- (2) 入札保証金  
免除とします。
- (3) 開札の日時・場所  
8(1)アに同じ
- (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口3(1)に同じ
- (6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。  
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (7) 本契約については、本市がやむを得ない理由があると認めた場合には、賃貸借物品の設置期限及び賃貸借期間を変更することができます。

川崎市公告第1088号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 南加瀬小学校ほか3校LED照明器具  
賃借契約
- (2) 履行場所 川崎市幸区南加瀬4-24-1ほか3校
- (3) 履行期間 契約日から令和10年2月29日まで
- (4) 調達概要 仕様書によります。

なお、本契約は環境省で進めている脱炭素先行地域づくりを推進するための事業であり、本事業には地域脱炭素移行・再エネ推進補助金が別途交付されます。

## 2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」ランク「A」で登録されていること。

## 3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

(川崎市役所第3庁舎17階)

担当 大和田、中野

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

一般競争入札参加申込書は、インターネットからもダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。)

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和4年10月11日(火)から令和4年10月17日(月)まで

午前9時～午後5時(ただし、土曜日、日曜日及び

正午～午後1時を除く)

- (3) 提出方法

持参

## 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和4年10月21日(金)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない

者にはF A Xで送付又は3(1)の場所で令和4年10月21日(金)午後5時まで配布します。

## 5 入札説明書及び仕様書の交付

競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書、仕様書及び質問書を当該委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付又は3(1)の場所で令和4年10月21日(金)午後5時までに配布します。

## 6 仕様書等に関する質問・回答

- (1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布

入札説明書の配布と同じ

イ 質問書の提出場所

3(1)と同じ

ウ 質問書の提出期間

令和4年10月27日(木)まで

午前9時～午後5時(ただし土曜日、日曜日及び正午～午後1時を除く)

エ 質問書の提出方法

(ア) 持参

(イ) F A X

(ウ) メール

なお、F A X又はメールにより提出した場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

E-mail 30dtanso@city.kawasaki.jp

- (2) 回答

ア 回答日

令和4年11月7日(月)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付又は3(1)の場所で配布します。

また、回答後の再質問は受付しません。

## 7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次



のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

- ア 入札書の提出日時 令和4年11月11日(金)  
午前11時00分
- イ 入札書の提出場所 川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)アに同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎

市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (5) 関連情報を入力するための照会窓口3(1)に同じ
- (6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。  
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (7) 本契約については、本市がやむを得ない理由があると認められた場合には、賃貸借物品の設置期限及び賃貸借期間を変更することができます。

川崎市公告第1089号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎エコタウン会館ほか13施設廃蛍光管等収集運搬・処分業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区水江町6-6ほか13施設(詳細は別紙のとおり)
- (3) 履行期間 契約日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」で登録されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、廃蛍光管の運搬・処理業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 一般廃棄物処理施設設置許可を取得していること。
- (6) 自社もしくは、上記(3)に登載されている子会社や協力会社等資本関係がある業者で運搬が可能であること。

3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所  
〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

(川崎市役所第3庁舎17階)

大和田、中野

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

一般競争入札参加申込書及び図面関係を除く入札関係書類は、インターネットからもダウンロードすることができます。

(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります)

「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和4年10月11日(火)から令和4年10月17日(月)まで  
午前9時～午後5時(ただし、土曜日、日曜日及び正午～午後1時を除く)

(3) 提出方法

ア 持参

イ 郵送

なお、郵送により入札参加申込書を提出する場合は、速やかに3(1)の所管課に必ず電話してください。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 上記2(5)の許可証の写し

エ 上記2(6)の自社以外で運搬する場合、自社との関係を確認できる書類

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和4年10月21日(金)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付又は3(1)の場所で令和4年10月21日(金)午後5時まで配布します。

5 入札説明書及び仕様書の交付

入札参加申込書を提出した者には、入札説明書、仕様書を当該委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には3(1)の場所で提出日から令和4年10月21日(金)午後5時まで配布します。

また、入札説明書及び仕様書は3(1)の場所及び提出期間において閲覧に供します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布

入札参加申込書の配布と同じ

イ 質問書の提出場所

3(1)と同じ

ウ 質問書の提出期間

令和4年10月21日(金)から令和4年10月26日(木)まで

(ただし、土曜日、日曜日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

エ 質問書の提出方法

(ア) 持参

(イ) F A X

(ウ) メール

なお、F A X又はメールにより提出した場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

E-mail 30tisui@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和4年11月1日(火)

イ 回答方法

回答については、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付又は3(1)の場所で配布します。(午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く))

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札書の提出日時 令和4年11月7日(月)

午後2時00分

入札書の提出場所 川崎市役所第3庁舎16階

環境局会議室

- (2) 入札保証金  
免除とします。
- (3) 開札の日時・場所  
8(1)と同じ
- (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (5) 入札の無効  
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)と同じ

別紙

履行場所

番号	施設名	住所
1	川崎エコタウン会館	川崎市川崎区水江町6-6
2	教育文化会館・川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前1-1-5
3	教育文化会館・川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町16-1
4	川崎総合科学高等学校	川崎市幸区小向仲野町5-1
5	戸手小学校	川崎市幸区戸手本町1-165
6	高津老人いこいの家	川崎市高津区久本3-6-22
7	地域福祉施設ちどり	川崎市高津区久本3-6-22
8	中央支援学校	川崎市高津区久本3-7-1
9	末長老人いこいの家	川崎市高津区末長2-27-2
10	鷺ヶ峰老人いこいの家	川崎市宮前区菅生ヶ丘32-10

11	川崎市岡本太郎美術館	川崎市多摩区枅形7-1-5
12	白山中跡地体育施設	川崎市麻生区白山1-1
13	金程小学校	川崎市麻生区金程2-10-1
14	麻生小学校	川崎市麻生区上麻生3-24-1

川崎市公告第1090号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 浮島埋立事業所ほか27施設廃蛍光管等収集運搬・処分業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町523-1ほか27施設(詳細は別紙のとおり)
- (3) 履行期間 契約日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」で登録されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、廃蛍光管の運搬・処理業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 一般廃棄物処理施設設置許可を取得していること。
- (6) 自社もしくは、上記(3)に記載されている子会社や協力会社等資本関係がある業者で運搬が可能であること。

3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

(川崎市役所第3庁舎17階) 大和田、中野

電話 044-200-1223

FAX 044-200-3921

一般競争入札参加申込書及び図面関係を除く入札関係書類は、インターネットからもダウンロードす

ることができます。

(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります

「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。)

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和4年10月11日(火)から令和4年10月17日(月)まで  
午前9時～午後5時(ただし、土曜日、日曜日及び  
正午～午後1時を除く)

(3) 提出方法

ア 持参

イ 郵送

なお、郵送により入札参加申込書を提出する場合は、速やかに3(1)の所管課に必ず電話してください。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 上記2(5)の許可証の写し

エ 上記2(6)の自社以外で運搬する場合、自社との関係を確認できる書類

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和4年10月21日(金)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和4年10月21日(金)午後5時まで配布します。

5 入札説明書及び仕様書の交付

入札参加申込書を提出した者には、入札説明書、仕様書を当該委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には3(1)の場所で提出日から令和4年10月21日(金)午後5時まで配布します。

また、入札説明書及び仕様書は3(1)の場所及び提出期間において閲覧に供します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布

入札参加申込書の配布と同じ

イ 質問書の提出場所

3(1)と同じ

ウ 質問書の提出期間

令和4年10月21日(金)から令和4年10月26日(木)まで

(ただし、土曜日、日曜日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

エ 質問書の提出方法

(ア) 持参

(イ) FAX

(ウ) メール

なお、FAX又はメールにより提出した場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

E-mail 30tisui@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和4年11月1日(火)

イ 回答方法

回答については、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で配布します。(午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く))

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札書の提出日時 令和4年11月7日(月)

午後2時30分

入札書の提出場所 川崎市役所第3庁舎16階

環境局会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)と同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した



予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口3(1)に同じ

別紙

履行場所

番号	施設名	住所
1	浮島埋立事業所	川崎市川崎区浮島町523-1
2	渡田こども文化センター	川崎市川崎区渡田1-15-5
3	下平間小学校	川崎市幸区下平間175
4	日吉小学校	川崎市幸区北加瀬1-37-1
5	夢見ヶ崎小学校	川崎市幸区南加瀬2-13-1
6	南加瀬小学校	川崎市幸区南加瀬4-24-1
7	南河原こども文化センター	川崎市幸区都町74-2
8	下平間こども文化センター	川崎市幸区下平間70-1
9	北加瀬こども文化センター	川崎市幸区北加瀬2-12-12
10	東小倉小学校	川崎市幸区東小倉1-1
11	幸区役所庁舎	川崎市幸区戸手本町1-11-1
12	荻宿小学校	川崎市中原区荻宿25-1
13	南原小学校	川崎市高津区上作延796
14	高津中学校	川崎市高津区久本3-11-2
15	大山街道ふるさと館	川崎市高津区溝口3-13-3
16	高津市民館	川崎市高津区溝口1-4-1
17	平中学校	川崎市宮前区平3-15-1
18	多摩生活環境事業所	川崎市多摩区枳形1-14-1
19	トイレ(枳形山広場)	川崎市多摩区生田緑地内
20	身障者トイレ(枳形山広場)	川崎市多摩区生田緑地内

21	王禅寺こども文化センター	川崎市麻生区王禅寺東5-32-15
22	百合丘こども文化センター	川崎市麻生区百合丘1-11-2
23	片平こども文化センター	川崎市麻生区片平5-25-1
24	岡上こども文化センター	川崎市麻生区岡上3-13-1
25	岡上小学校	川崎市麻生区岡上675-1
26	金程中学校	川崎市麻生区金程3-16-1
27	岡上わくわくプラザ	川崎市麻生区岡上675-1
28	北部都市基盤整備事務所	川崎市麻生区古沢120

川崎市公告第1091号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名  
多摩区総合庁舎開放型スプリンクラー設備長寿命化整備業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市多摩区登戸1775番地1
- (3) 履行期間  
契約日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務概要  
多摩区総合庁舎設置されている開放型スプリンクラー設備の部品交換及び整備業務を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」に登録されている者。
- (3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、契約実績を証する書類(契約書の写しや実績一覧表等)を提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先  
〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775番地1  
多摩区役所まちづくり推進部総務課  
電 話 044-935-3125 (直通)  
F A X 044-935-3391  
電子メール 71soumu@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間  
令和4年10月11日(火)から令和4年10月17日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

- (3) 提出方法  
持参

#### 4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会  
実施しません。
- (2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3

(1) 配布・提出場所及び問合せ先の場所において、

3(2) 配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

#### 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

- (1) 日時  
令和4年10月20日(木) 午後1時から午後5時まで  
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和4年10月20日(木) 午後5時までに電子メールで配信されます。

- (2) 場所  
3(1) 配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

#### 6 仕様に関する問合せ

- (1) 問合せ先  
3(1) 配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- (2) 質問受付期間  
令和4年10月20日(木)から令和4年10月26日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。
- (3) 質問書の様式  
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

- ア 電子メール 71soumu@city.kawasaki.jp  
イ F A X 044-935-3391

#### (5) 回答方法

令和4年11月2日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

#### 7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札の手続き等

##### (1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する 金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封 印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 入札日時  
令和4年11月9日(水)午前10時00分
- イ 入札場所  
多摩区役所11階1102会議室

##### (3) 入札書の提出方法

持参とします。

##### (4) 入札保証金

免除とします。

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

#### 9 契約の手続き等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

- (2) 前払金  
否
- (3) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1) 配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1) 配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- (4) 本委託は、工期を変更(令和5年12月22日限り)することがあります。この場合、工期の変更には令和5年第1回川崎市議会定例会における、繰越明許の予算の議決を要します。

川崎市公告第1092号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約名  
G I G A 端末事故防止支援業務委託契約
- (2) 履行期間  
契約締結日から令和5年3月31日(金)まで
- (3) 履行場所  
川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター、各市立学校及び受注者の事業所
- (4) 委託業務の概要  
「G I G A 端末事故防止支援業務委託 仕様書」(以下「仕様書」という。)及び「G I G A 端末事故防止支援業務委託 入札説明書」(以下「入札説明書」という。)によります。

2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満

たしている必要があります。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和3・4年度川崎市委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」に登録されていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

3 入札参加資格確認申請書等の配布・提出場所及び問合せ先

(1) 入札関係書類の配布について

本件入札に関する仕様書及び入札説明書は、次により配布いたします。

ア 配布期間

令和4年10月11日(火)9時から令和4年11月4日(金)17時まで

イ 配布方法

次のサイトからのダウンロードにより配布いたします。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000143574.html>

(2) 入札関係書類の提出及び問合せ先について

本件入札に参加を希望する者は、次により「入札参加資格確認申請書(様式1)」を提出してください。

ア 提出場所及び問合せ先

〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3  
川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター  
担当：國分・関口  
電話 044-844-3652(直通)  
電子メール：88zyojoc@city.kawasaki.jp

イ 提出期間

令和4年10月11日(火)から令和4年10月17日(月)まで

休庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで

ウ 提出物

入札参加資格確認申請書

エ 入札参加資格確認申請書の提出方法

持参又は郵送とします。

4 入札の手続

(1) 日程の概要

入札手続の日程概要は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認結果通知書の送付

令和4年10月19日(水)

イ 仕様等に関する質問の提出期限

- 令和4年10月26日(水)
- ウ 仕様等に関する質問への回答  
令和4年10月31日(月)
- エ 入札及び開札  
令和4年11月7日(月)
- (2) 日程の詳細  
日程の詳細は次のとおりです。
- ア 入札参加資格確認結果通知書の送付  
入札参加資格確認申請書を提出した参加希望者には、次のとおり「入札参加資格確認結果通知書(様式2)」を送付します。
- (ア) 送付日  
令和4年10月19日(水)
- (イ) 送付方法  
電子メールにより送付します。
- イ 仕様等に関する質問
- (ア) 質問の方法  
本件契約に係る仕様書等の内容に疑義がある場合は、「質問書(様式3)」に必要事項を記入の上、3(2)アの問合せ先のアドレス宛てに電子メールで送付してください。  
なお、送付の際は、必ず受信確認を要求してください。また、入札参加者以外からの質問及び仕様書等以外に関する質問は受け付けませんので御注意ください。
- (イ) 質問の受付期間  
令和4年10月26日(水)17時まで
- (ウ) 回答  
入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及びその回答を一覧表にした質問回答書を、令和4年10月31日(月)17時までに全参加者宛てに電子メールで送付します。なお、回答に対する再質問は受け付けません。
- ウ 入札参加資格の喪失  
入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。
- エ 入札及び開札
- (ア) 入札の方法等
- a 入札は総価で行います。
- b 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算します。
- c 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に入れ、封印して提出してください。
- d 入札書の提出方法は、持参とします。

- (イ) 入札及び開札の日時等
- a 日時  
令和4年11月7日(月) 10時
- b 場所  
川崎市高津区溝口6-9-3  
川崎市教育委員会総合教育センター  
3階第5研修室
- (ウ) 入札保証金  
入札保証金は、免除とします。
- (エ) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項  
入札及び開札に立ち会う者は、入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。  
また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限を委任されたことを示す委任状を入札前に提出してください。
- (オ) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (カ) 再度入札の実施  
落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。
- (キ) 入札の無効  
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 5 契約手続等
- (1) 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。
- (2) 契約書作成の要否  
契約書の作成を要します。
- (3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)内の「契約関係規定」及び「川崎市例規集」において閲覧することができます。
- 6 その他
- (1) 入札の延期及び中止  
事情により入札を延期、又は取りやめる場合があ



ります。

(2) 言語及び通貨

本件入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めのない事項

公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め

るところによります。

川崎市公告第1093号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月12日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	多摩区内主要地方道世田谷町田舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市多摩区栴形4丁目3番地先
	履行期間	契約日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(11) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年11月08日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	市道久末175号線道路補修（打換）工事
	履行場所	川崎市高津区久末488番地先
	履行期間	契約日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年10月26日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	餅井坂陸橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履行場所	川崎市麻生区東百合丘3丁目1番地先
	履行期間	契約日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p>	

参加資格	<p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年10月26日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件名	市道千代ヶ丘126号線道路補修（自由勾配側溝）工事
	履行場所	川崎市麻生区千代ヶ丘4丁目9番地先
	履行期間	契約日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「D」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年10月26日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	宮前区総合庁舎シャッター改修工事
	履行場所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5
	履行期間	契約の日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建具」種目「シャッター取付」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建具工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「建具」）を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年11月9日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	小杉町ポンプ場水中ポンプ更新工事
	履行場所	川崎市中原区小杉町3丁目271番地先
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。</p>	



契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年10月28日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件7)

競争入札に付する事項	件名	宮前区野川南耕地ふれあい公園調整池ポンプ設備改良工事
	履行場所	川崎市宮前区南野川2丁目32番地内
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。</p> <p>なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年10月28日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件8)

競争入札に付する事項	件名	幸スポーツセンター給水設備改修工事
	履行場所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地3
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</p> <p>(10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年11月2日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

**川崎市公告第1094号**

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年10月12日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区登戸2202番地1 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業 施行者 川崎市 代表者 川崎市長 福田 紀彦		
道路位置の 地名・地番	多摩区登戸2527-11、2529-5の各一部、527-5、2527-9、2527-10、2528-4、2528-5、2528-6、2528-7、2529-7、2529-9 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	42.30メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第611号	廃止年月日	令和4年	10月12日

**川崎市公告第1095号**

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第3号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年10月12日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区登戸2202番地1 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業 施行者 川崎市 代表者 川崎市長 福田 紀彦		
道路位置の 地名・地番	多摩区登戸2501-2、2501-5、2501-6、2501-10、2501-12、2502-6、2509-3、無地番地の各一部、2501-7、2501-8、2501-9、2501-11 別図省略		
幅員	4.5メートル	延長	34.70メートル
	以下余白		以下余白

川崎市指令ま建指 第610号	廃止 年月日	令和4年 10月12日
----------------	-----------	----------------

**川崎市公告第1096号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年10月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市川崎区昭和1丁目68番3

ほか1筆

1,012平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内2-4-1

株式会社オープンハウス・ディベロップメント  
代表取締役 福岡良介

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：9戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和4年1月17日

川崎市指令ま宅審 (イ)第92号

令和4年9月8日

川崎市指令ま宅審 (イ)第56号（変更）

**川崎市公告第1097号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月14日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件名	令和4年度学校給食児童用白衣
	履行場所	川崎市立学校
	履行期間	令和5年3月31日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「衣料用品」に登載されており、A又はBの等級に格付されていること。 (4) 平成24年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。 (6) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2092	
入札日時等	令和4年11月30日11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

**川崎市公告第1098号**

（仮称）小杉町二丁目開発計画に係る事後

調査報告書（供用時その2）について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則

（平成12年川崎市規則第106号）第39条で定める事項について次のとおり公告します。

令和4年10月14日

川崎市長 福田 紀彦

事後調査報告書（供用時その2）について

1 指定開発行為者

・東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号

三井不動産レジデンシャル株式会社  
 代表取締役社長 嘉村 徹  
 ・神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8  
 ENEOS不動産株式会社  
 代表取締役社長 丹羽 逸夫

2 指定開発行為の名称及び種類

- (1) 名称  
 (仮称)小杉町二丁目開発計画
- (2) 種類  
 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為)  
 高層建築物の新設(第1種行為)  
 住宅団地の新設(第1種行為)  
 商業施設の新設(第3種行為)  
 大規模建築物の新設(第1種行為)

3 事後調査報告書の要旨

- 第1章 指定開発行為の概要
- 第2章 条例環境影響評価書に掲げる事後調査計画の概要
- 第3章 事後調査結果(緑の質)

4 事後調査報告書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

- (1) 期間  
 令和4年10月14日(金)から令和4年11月14日(月)まで  
 土曜、日曜及び祝日は除く。
- (2) 場所  
 中原区役所及び環境局環境対策部環境評価課  
 (市役所第3庁舎15階)
- (3) 時間  
 午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第1099号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。  
 令和4年10月14日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
 教職員人事評価システム機器賃貸借契約
- (2) 履行場所  
 川崎市総合教育センター  
 川崎市高津区溝口六丁目9-3
- (3) 履行期限  
 令和5年3月1日から令和10年2月29日まで
- (4) 調達物品の概要  
 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加を希望するには、次の事項を全て満たしている必要があります。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録され、かつランクA又はBに格付けされていること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

本件入札に参加を希望する者は、次により「入札参加資格確認申請書(様式1)」を提出してください。

- (1) 提出場所及び問い合わせ先  
 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6  
 明治安田生命ビル2階  
 川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課  
 担当:永井  
 電話 044-200-0366(直通)  
 電子メール: [88kyojin@city.kawasaki.jp](mailto:88kyojin@city.kawasaki.jp)
- (2) 提出期間  
 令和4年10月17日(月)から令和4年10月21日(金)17時まで(必着)
- (3) 提出物  
 入札参加資格確認申請書
- (4) 入札参加資格確認申請書の提出方法  
 電子メール又は郵便による提出とします。  
 電子メールの場合は、PDF形式のファイルを10月21日17時まで送付するものとし、併せて原本を郵送にて送付してください。  
 電子メール又は郵便ともに、電話にて到着確認を行ってください。
- (5) 仕様書等の縦覧  
 本契約に係る仕様書及び入札説明書は、7(1)の場所に置いて、入札参加資格確認申請書の提出期間中、配布するほか、以下のURLのウェブページ内で公開します。  
<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000144166.html>

4 入札の手続き

- (1) 日程の概要  
 入札手続の日程概要は次のとおりです。

項目	日程
入札参加資格確認結果通知書の送付	令和4年10月25日(火)
仕様等に関する質問の提出期限	令和4年10月27日(木)
仕様等に関する質問への回答	令和4年11月1日(火)



カタログ等の提出	令和4年11月7日(月)
入札及び開札	令和4年11月10日(木)

(2) 日程の詳細

日程の詳細は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認結果通知書の送付

入札参加資格確認申請書を提出し、書面審査によって入札参加資格があると確認できた参加希望者には、次のとおり「入札参加資格確認結果通知書(様式2)」を送付します。

(ア) 送付日

令和4年10月25日(火)

(イ) 送付方法

電子メール及び郵便にて送付します。

イ 仕様等に関する質問

(ア) 質問の方法

本説明書及び仕様書等の配布書類の内容に疑義がある場合は、「教職員人事評価システム機器賃借契約 質問書(様式3)」に必要事項を記入の上、電子メールにて送付してください、

(イ) 質問の受付期間

令和4年10月25日(火)9時から令和4年10月27日(木)17時まで

(ウ) 回答

令和4年11月1日(火)までに、質問者名を伏せた上で、全ての質問及び回答を全参加者宛てに電子メールにて送付します。

ウ カタログ等の提出

入札参加者は、納品予定の機器の性能等を把握できるカタログ等を、次のとおり提出してください。

(ア) 提出期限

令和4年11月7日(月)17時まで(必着)

(イ) 提出方法

持参、郵送及び電子メールによる提出とします。

持参及び郵送の場合は、提出場所は7(1)のとおりとします。

電子メールの場合は、PDF形式のファイルを送付してください。

(ウ) 疑義に関する説明

提出されたカタログ等の内容について、仕様書に規定する性能を満たすか否か疑義が生じた場合、本市から説明を求めることがあります。

エ 入札及び開札

(ア) 入札の方法

a 入札は5年間のリース総額で行います。なお、リース総額は1円未満の端数を切り捨て

たりリース月額に60を乗じた額とします。

b 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税及び地方消費税を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算します。

c 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に入れ、封印して提出してください。

d 入札書の提出方法は、持参又は郵送とします。

(イ) 持参による入札及び開札の日時

a 日時

令和4年11月10日(木)13時30分

b 場所

川崎市川崎区宮本町3番地3  
第4庁舎4階第3会議室

(ウ) 郵送による入札の期日等

a 期限

令和4年11月9日(水) 17時 必着

b 宛先

7(1)のとおり

c 注意事項

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に件名と「入札書在中」の文言を明記し、必ず書留郵便にて送付してください。また、電話にて到着確認を行ってください。

(エ) 入札保証金

入札保証金は免除します。

(オ) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とし、入札参加資格確認結果通知書を必ず持参してください。代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち合いに関する権限を委任されたことを示す委任状を入札前に提出してください。

(カ) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(キ) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(ク) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 5 契約手続き等

### (1) 契約保証金

契約保証金は、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条第5号の規定により、納付を免除します。

### (2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

### (3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において閲覧することができます。

## 6 その他

### (1) 言語及び通貨

本件入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

### (2) 本入札説明書に定めのない事項

本入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

### (3) 予算の減額又は削除があった場合の契約の変更又は解除

ア 本市は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、本件契約を変更又は解除することができるものとします。

イ アに規定する場合において本市が本件契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を本市に対して請求することができるものとします。この場合における補償額は、本市と受注者とが協議して定めるものとします。

## 川崎市公告第1100号

プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和4年10月14日

川崎市長 福田紀彦

### 1 本企画提案について

本市では、令和4年3月に「川崎市DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進プラン」を策定し、その中で「デジタルデバインド対策」を重点取組事項に定め、めざす姿として、「市民のICTリテラシーの向上を図り、年齢等を問わず等しく市民がデジタル技術を活用することによる利益を享受できるように」とし、地域のデジタル人材と連携して取組を進めるこ

ととしています。

本委託は、手続のオンライン化や窓口のデジタル化など、本市が推進するDXによる恩恵を多くの人々が享受できるようにするため、7区において3回ずつスマートフォンに関する講座、教室等を実施するものです。

「デジタルデバインド対策」を効果的に実施するためには、スマートフォンを使い慣れていない市民向け、わかりやすく、ニーズの多い内容を盛り込んだ講座や教室とする必要があることから、これまで川崎市においてデジタルデバインド対策関連講座を行ってきた事業者、法人を対象とし、その経験やノウハウを生かした企画案を採択することで、内容の充実した講座、教室を効率的に行うことが可能となります。このため、参加を希望した事業者、法人から企画案を募集し、最も優れた企画案を提案した事業者、法人と随意契約を行います。

### 2 件名

令和4年度デジタルデバインド対策関連講座等実施委託

### 3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### 4 履行場所

川崎市内のべ21拠点

### 5 委託業務の内容等

別紙「令和4年度デジタルデバインド対策関連講座等実施委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### 6 参加資格

この企画提案に参加するには、次の事項を全て満たしている必要があります。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 提案期日において、令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 市内中小企業者若しくは、主たる事務所の所在地が川崎市内となっているNPO法人、社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人又は公益社団法人（以下事業者等）であること。
- (5) 過去5年間に川崎市内において類似の事業の実績があること。

### 7 公募手続

本公募に参加を希望する者は、次により参加意向申出書のほか、上記6の(5)を証する書類（写し可）を提出しなければなりません。また、参加意向申出書等関

係資料の交付及びその提出は、次のとおりとします。

- (1) 参加意向申出書等の交付、提出及び問合せ先  
〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所第3庁舎9階  
総務企画局情報管理部情報化施策推進室  
庶務・企画調整担当  
電話 044-200-2109 (直通)  
FAX 044-200-3752  
電子メール 17jouhou@city.kawasaki.jp  
※「参加意向申出書」等は、川崎市総務企画局情報管理部情報化施策推進室のホームページからダウンロードも可能です。<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000143934.html>
  - (2) 配布・提出期間  
令和4年10月14日(金)から令和4年10月25日(火)までとします(8時30分から正午まで及び13時から17時まで(土日を除く。))。
  - (3) 提出方法  
持参又は郵送(いずれの場合も、令和4年10月25日(火)17時までに、必要な書類全てが川崎市役所総務企画局情報管理部情報化施策推進室に確実に到着する必要があります。)
  - (4) 公募への参加指名の通知  
参加意向申出書及び資格確認資料に基づき応募資格を確認後、提案資格確認結果通知書を令和4年10月28日(金)までにメールにて送付します。
  - (5) 質問と回答  
仕様書の内容についての質問は、質問書により、電子メールにて受け付けます。なお、電話・ファックスでの質疑応答は行いませんのでご注意ください。  
ア 受付期間  
令和4年10月14日(金)8時30分～令和4年11月4日(金)17時  
イ 回答  
令和4年11月9日(水)17時までに参加資格がある全ての法人に電子メールにて回答いたします。
- 8 企画提案のための必要書類  
次の書類を提出してください。また、提出書類もとにプレゼンテーションを行っていただきますので、別紙「選定評価基準(様式3)」を踏まえて作成いただくようご注意ください。
- (1) 企画提案書  
別紙仕様書に基づき作成する企画提案書には、次の事項を盛り込んでください。(順番は問いません。)  
ア 今回の業務に対する基本方針  
イ 実施体制  
(ア) 構成員の人員及び役割分担

- (イ) これまでの実施経験(実施数、実施講座内容)  
ウ 川崎市のデジタルデバイド対策に関する現状の分析  
本市のデジタルデバイド対策における現状の分析と、具体的な課題の抽出  
エ 「スマホ初心者向け、より便利になるためのスマートフォン講座」の実施内容  
オ 「スマホ何でも相談会」の実施内容  
カ 「川崎市民に必要なスマホ教室」の実施内容  
ウの分析、課題から、どのようなスマホ教室を行うべきか、具体的に提示すること  
キ その他自由提案
- (2) 概算見積書  
見積額とその積算の根拠を示し、企画内容は見積額と整合が取れたものとしてください。  
※企画提案書等作成に伴う費用は提案者の負担とします。また、御提出いただいた企画提案書は返却いたしません。
- 9 提出書式
- (1) 書式  
ア 企画提案書及び概要見積書の書式は任意です。  
イ 全てA4サイズで作成してください。  
ウ 資料はPDF化して提出してください。  
※なお、ページ内に事業者名、法人名を入れなくてください。
  - (2) 枚数  
提出書類の枚数は、上記「8(2)」以外を全て含めて15枚以内とします。
- 10 提出方法・日時・提出先
- (1) 企画提案書等の提出方法  
電子メールにてPDFデータを送付
  - (2) 企画提案書等の提出期限  
令和4年11月15日(火)午後5時まで(必着)  
※期日に遅れた場合はいかなる理由があっても受領できません。
  - (3) 提出先のメールアドレス  
17jouhou@city.kawasaki.jp  
(川崎市総務企画局情報管理部情報化施策推進室)
- 11 企画提案会
- (1) 日時  
令和4年11月21日(月)  
(時間及び開催場所については、提案者へ別途通知します。)  
※提案者が多数いる場合は、令和4年11月18日(金)～11月22日(火)で、本市と提案者で相談の上、日程を調整する。
  - (2) 選考方法  
選考は、本市が設置するプロポーザル評価委員会

において実施します。

(3) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションは、上記「10 提出方法・日時・提出先」で提出された資料に基づき、20分以内（質疑応答10分を含む。）で行います。

イ 契約後に本業務に携わる人が企画提案書及び提案資料の作成及びプレゼンテーションに参加してください。なお、出席者は3名以内とします。

ウ 会場にモニター（HDMIケーブル付）を設置しますので、提案者が持参したパソコンをモニターに接続し、プレゼンテーションを行っていただきます。

※提出された企画提案書等を事前に評価委員に共有します。

(4) 企画提案の評価

企画提案の評価は、あらかじめ定めた「プロポーザル評価基準」（様式3）を基に項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の選定事業者又は法人とします。ただし、14事業概算額を超えた見積額を提示している場合は、特定しません。また、合計点数が満点の60%に満たない事業者等についても特定しないものとします。本選定評価基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した事業者等が複数の場合（同点の場合）は、技術点の高い事業者等を選定するものとします（それでも決定しない場合はプロポーザル評価委員会の審議により事業者等を決定します。）。

12 選考結果通知

選考結果は、令和4年11月28日(月)以降に提案各社すべてに「選考結果通知書（様式4）」を郵送で通知します。

また、選考結果については市ホームページに掲載します。

13 契約手続等

選考結果の通知後、速やかに選定された法人と契約を締結します。

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

14 事業概算額

2,775,300円（消費税額及び地方消費税額込み。）

15 その他

(1) 本委託業務の受託者は、本委託業務の履行により知りえた情報により、入札の公平性を阻害又は阻害するおそれがある業務の入札に参加することはできません。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式5）を提出してください。

(4) 12で非選定の通知を受けた参加者は、通知日から30日以内において、書面によりその理由について説明を求めることができます。

(5) 提出する書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とします。

(6) 提出された書類は返却いたしません。

(7) 提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル評価委員会においてあらかじめ事前評価を行い、原則上位5者がヒアリングによる審査・評価を受けることができるものとします。

16 事務局（問い合わせ先及び提出先）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

（川崎市役所第3庁舎9階）

川崎市総務企画局情報管理部情報化施策推進室

村石、谷

T E L : 044-200-2109

E-Mail : 17jouhou@city.kawasaki.jp

川崎市公告第1101号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年10月14日

川崎市長 福田紀彦

築造主	川崎市宮前区土橋二丁目6番地17		
住所・氏名	株式会社成建 代表取締役 常盤 孝一		
道路位置の地名・地番	川崎市宮前区西野川一丁目3168番42の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	18.51メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第210号	指 定 年月日	令和4年 10月14日	

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第283号

入 札 公 告

令和4年10月25日



川崎市長 福田 紀彦

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎駅周辺地区における防犯カメラ等の賃貸借及び保守業務

(2) 履行場所

別紙 川崎市防犯カメラ設置場所一覧表による

(3) 履行期間

賃貸借期間 令和5年3月24日から令和10年3月23日まで

(設置期限 令和5年3月23日)

(4) 調達概要

川崎駅周辺の犯罪抑止と治安イメージの向上に向け、映像データを記録・収集するために、防犯カメラを設置し運用するものです。

・防犯カメラ 100台

2 競争参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」種目で登録されていること。なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種(種目)に記載のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和4年11月8日までに行ってください。

3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書・入札説明書の閲覧

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

川崎市市民文化局地域安全推進課

電話 044-200-2284

F A X 044-200-3869

電子メールアドレス [25tiiki@city.kawasaki.jp](mailto:25tiiki@city.kawasaki.jp)

※一般競争入札参加申込書及び仕様書・入札説明書は、インターネットからもダウンロード・閲覧することができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中

にあります。)

「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

(2) 配布・提出期間

令和4年10月25日(火)から令和4年11月8日(火)までの次の時間

午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時(土・日曜日及び祝日を除く)

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 本業務の実施体制を確認できる資料

(4) 提出方法

持参又は郵送(いずれの場合も、令和4年11月8日(火)午後5時までに必要な書類全てが川崎市役所市民文化局地域安全推進課に到着する必要があります。)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和4年11月16日(水)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

ただし、令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和4年11月16日(水)までに競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を電子メールにより送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので、御注意ください。

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和4年10月25日(火) 午前9時から

令和4年11月10日(木) 午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xに限ります。

電子メール [25tiiki@city.kawasaki.jp](mailto:25tiiki@city.kawasaki.jp)

F A X 044-200-3869

## (5) 回答方法

## ア 回答日

令和4年11月16日(水)

## イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委任」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。また、回答後の再質問は受付しません。

## 6 商品説明書(カタログ等)の提出

入札参加者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)を、令和4年12月1日(水)午後5時15分までに上記3(1)の場所に提出しなければなりません。また、入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません

## 7 入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当したときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札手続き等

## (1) 入札金額等

入札金額は、リースの総額(税抜き)とします。

## (2) 入札・開札の日時及び場所

## ア 日時

令和4年12月5日(月) 午前10時00分

## イ 場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 会議室

## (3) 入札方法

## ア 持参による入札の場合

入札書の提出日時 令和4年12月5日(月)  
午前10時

入札書の提出場所 川崎フロンティアビル  
9階 局会議室

## イ 郵送による入札の場合

入札書の提出期限 令和4年12月2日(金)必着  
入札書の提出場所 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書

在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

## (4) 入札保証金 免除

## (5) 開札の日時・場所 8(3)アに同じ

## (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## (8) 再入札

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札を希望する場合は入札会場へお越しください。

## 9 契約手続き等

## (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

## (2) 前払金 無

## (3) 契約書作成の要否 要

## (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 10 その他

## (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

## (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

## (4) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

## (5) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求できるものとし、補償額は両者協議して定めるものとします。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be leased:  
Contract for lease and maintenance work of security camera
- (2) Time-limit for tender:  
10:00 A.M., December, 5, 2022
- (3) Contact point for the notice:  
KAWASAKI CITY OFFICE Citizens' Affairs  
Department Public Safety Promotion Section  
11-2, ekimaehon-cho, Kawasaki-ku Kawasaki,  
Kanagawa 210-0007, Japan  
TEL: 044-200-2284

川崎市公告(調達)第284号

特定調達契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年10月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 岡上小学校ほか3校LED照明器具賃借契約
- (2) 履行場所 川崎市麻生区岡上675-1ほか3校
- (3) 履行期間 契約日から令和10年2月29日まで
- (4) 調達概要 仕様書によります。

なお、本契約は環境省で進めている脱炭素先行地域づくりを推進するための事業であり、本事業には地域脱炭素移行・再エネ推進補助金が別途交付されます。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」ランク「A」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和4年10月31日(月)までに行ってください。

3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所  
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市環境局脱炭素戦略推進室  
(川崎市役所第3庁舎17階)

担当 大和田、坂田  
電話 044-200-1223  
FAX 044-200-3921

一般競争入札参加申込書は、インターネットからもダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間  
令和4年10月25日(火)から令和4年10月31日(月)  
(ただし、土曜日、日曜日を除く)  
午前9時～午後5時  
(ただし、正午～午後1時を除く)

- (3) 提出方法  
持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和4年11月8日(火)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和4年11月8日(火)午後5時まで配布します。

5 入札説明書及び仕様書の交付

競争入札参加資格があると認めた者には、入札説明書、仕様書及び質問書を当該委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和4年11月8日(火)午後5時まで配布します。

6 仕様書等に関する質問・回答

- (1) 質問  
次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。  
また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布  
入札説明書の配布と同じ

イ 質問書の提出場所  
3(1)と同じ

ウ 質問書の提出期間  
令和4年11月11日(金)まで  
(ただし、土曜日、日曜日を除く)  
午前9時～午後5時  
(ただし、正午～午後1時を除く)

エ 質問書の提出方法

(ア) 持参

(イ) F A X

(ウ) メール

なお、F A X又はメールにより提出した場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

E-mail 30dtanso@city.kawasaki.jp

## (2) 回答

ア 回答日

令和4年11月17日(木)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付又は3(1)の場所で配布します。

また、回答後の再質問は受付しません。

## 7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札手続等

### (1) 入札方法等

ア 持参による入札の場合

入札書の提出日時 令和4年12月7日(木)  
午前10時30分

入札書の提出場所 川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室

イ 郵送による入札の場合

入札書の提出期限 令和4年12月6日(火)  
午後5時必着

入札書の提出場所 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の所管課に必ず電話をしてください。

### (2) 入札保証金

免除とします。

### (3) 開札の日時・場所

8(1)アに同じ

### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

### (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

### (2) 前払金 無

### (3) 契約書作成の要否 要

### (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 10 その他

(1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

(6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(7) 本契約については、本市がやむを得ない理由があると認めた場合には、賃貸借物品の設置期限及び賃貸借期間を変更することができます。

## 11 Summary



- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Okagami Elementary School LED Lighting  
Equipment Lease Agreement In addition to 3  
schools
- (2) Time-limit for tender:  
10:30 A.M. 7, December, 2022
- (3) Time-limit for tender by mail:  
5:00 P.M. 6, December, 2022
- (4) Contact point for the notice:  
Decarbonization Strategy Development Office  
Environmental Protection Bureau City of  
Kawasaki  
  
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku Kawasaki,  
Kanagawa 210-8577, Japan  
Tel: 044-200-1223

**川崎市公告（調達）第285号**

特定調達契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年10月25日

川崎市長 福田 紀 彦

**1 競争入札に付する事項**

- (1) 件 名 浮島埋立事業所ほか5施設LED照明  
器具賃貸借契約
- (2) 履行場所 川崎区浮島町523番地1ほか5施設
- (3) 履行期間 契約日から令和10年2月29日まで
- (4) 調達概要 仕様書によります。

**2 競争入札参加資格**

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」ランク「A」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種に登載のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和4年10月31日(月)までに行ってください。

**3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧**

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所  
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市環境局脱炭素戦略推進室  
(川崎市役所第3庁舎17階)  
担当 大和田、坂田  
電 話 044-200-1223  
F A X 044-200-3921  
一般競争入札参加申込書は、インターネットからもダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間  
令和4年10月25日(火)から令和4年10月31日(月)  
(ただし、土曜日、日曜日を除く)  
午前9時～午後5時  
(ただし、正午～午後1時を除く)

**(3) 提出方法**

持参

**4 競争入札参加資格確認通知書の交付**

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和4年11月8日(火)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和4年11月8日(火)午後5時まで配布します。

**5 入札説明書及び仕様書の交付**

競争入札参加資格があると認めた者には、入札説明書、仕様書及び質問書を当該委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和4年11月8日(火)午後5時まで配布します。

**6 仕様書等に関する質問・回答**

**(1) 質問**

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

**ア 質問書の配布**

入札説明書の配布と同じ

**イ 質問書の提出場所**

3(1)と同じ

**ウ 質問書の提出期間**

令和4年11月11日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日を除く)

午前9時～午後5時

(ただし、正午～午後1時を除く)

**エ 質問書の提出方法**

(ア) 持参

(イ) F A X

(ウ) メール

なお、F A X又はメールにより提出した場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

E-mail 30dtanso@city.kawasaki.jp

## (2) 回答

ア 回答日

令和4年11月17日(木)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付又は3(1)の場所で配布します。

また、回答後の再質問は受付しません。

## 7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札手続等

### (1) 入札方法等

ア 持参による入札の場合

入札書の提出日時 令和4年12月7日(木)  
午前11時15分

入札書の提出場所 川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室

イ 郵送による入札の場合

入札書の提出期限 令和4年12月6日(火)  
午後5時必着

入札書の提出場所 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の所管課に必ず電話をしてください。

### (2) 入札保証金

免除とします。

### (3) 開札の日時・場所

8(1)アに同じ

### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

### (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

### (2) 前払金 無

### (3) 契約書作成の要否 要

### (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 10 その他

(1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

(6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(7) 本契約については、本市がやむを得ない理由があると認めた場合には、賃貸借物品の設置期限及び賃貸借期間を変更することができます。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Ukishima Landfill Site LED Lighting Equipment  
Lease Agreement In addition to 5 institutions
- (2) Time-limit for tender:  
11:15 A.M. 7, December, 2022
- (3) Time-limit for tender by mail:  
5:00 P.M. 6, December, 2022
- (4) Contact point for the notice:  
Decarbonization Strategy Development Office  
Environmental Protection Bureau City of  
Kawasaki  
  
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku Kawasaki,  
Kanagawa 210-8577, Japan  
Tel: 044-200-1223

**川崎市公告（調達）第286号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年10月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称及び数量  
川崎市役所本庁舎電話交換設備等賃貸借及び保守契約  
電話交換設備一式
- 2 契約に関する事務担当部局  
総務企画局総務部庁舎管理課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和4年9月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 J E C C  
専務取締役 依田 茂  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）  
309,748,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和4年8月10日

**川崎市公告（調達）第287号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年10月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
川崎市インターネット地図情報システム運用保守委託契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部情報化施策推進室  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎9階
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和4年8月9日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 インフォマティクス  
代表取締役 齊藤 大地  
川崎市幸区大宮町1310番地
- 5 契約金額  
66,231,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

**川崎市公告（調達）第288号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年10月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
川崎市統合型地図情報システム運用保守委託契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局情報管理部情報化施策推進室  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎9階
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和4年8月9日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 インフォマティクス  
代表取締役 齊藤 大地  
川崎市幸区大宮町1310番地
- 5 契約金額  
142,395,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特

例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

### 川崎市公告（調達）第289号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年10月25日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 調達の名称及び数量

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 自動心肺蘇生器  | 39台 |
| (2) ターボリン担架  | 29枚 |
| (3) 酸素ボンベ    | 6本  |
| (4) 救急用空気調整器 | 1個  |
| (5) 空気供給ホース  | 1個  |

#### 2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

#### 3 落札者を決定した日

令和4年10月5日

#### 4 落札者の氏名及び住所

株式会社 エム・アイ・シー

代表取締役 内田 洋志

横浜市金沢区東朝比奈二丁目2番15号

#### 5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）

105,777,900円

#### 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 7 入札の公告を行った日

令和4年8月25日

### 川崎市公告（調達）第290号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月25日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入（製造）物品及び数量  
あおぞら定期修理 1式
- (2) 購入（製造）物品の特質等  
仕様書によります。
- (3) 納入場所  
請負人工場
- (4) 納入期限  
令和5年2月28日
- (5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電

子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

#### 2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「船舶・航空機」種目「船舶」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和4年11月8日までに行ってください。

- (4) 平成24年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。

なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。

また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。

- (5) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(6) 本定期修理について、仕様書の内容を遵守し、確実に実施が可能であること。

#### 3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

##### (1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課担当 田口

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

電話 044-200-2092

イ 閲覧期間 令和4年10月25日～令和4年11月8日

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

##### (2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和4年10月25日～令和4年11月8日



日  
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和4年10月25日～令和4年11月8日  
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に申込書等を提出してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入（製造）実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写しを含む）

ウ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入することができるものと認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 仕様書作成担当部署及び担当者

港湾局川崎港管理センター港湾管理課

担当 村田

電話 044-287-6014（直通）

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力及び提出してください。

入力・提出期間 令和4年10月25日～令和4年11月8日

午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」）を参照してください。

イ 質問書の持参等による質問

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)アの場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレスあてにExcel形式のまま送付してください。

なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記3(1)アの担当まで御連絡ください。

配布・提出期間 令和4年10月25日～令和4年11月8日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

電子メールアドレス

23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書（一般競争入札用）」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にExcel形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

(2) 回答

ア 回答予定日 令和4年11月22日 午後5時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合は、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。

なお、質問がない場合には掲載いたしません。

閲覧又は取得方法については、（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後の再質問は受け付けません。

#### 8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和4年11月22日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和4年11月22日の午前9時～正午に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

#### 9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

#### 10 入札の手続等

##### (1) 入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

##### ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和4年12月5日  
午前10時00分

##### イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和4年12月5日  
午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室  
川崎市川崎区砂子1-7  
-4 砂子平沼ビル7階

##### ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和4年12月1日 必着  
(イ) 入札書の提出先 上記3(1)アに同じ

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

##### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の

2パーセントを入札書提出前に納付しなければなりません。

なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

#### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

#### (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 11 契約の手続等

次により契約を締結します。

##### (1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)アの場所において閲覧できます。

#### 12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

#### 13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Regularly Repair Service of Ship "Aozora" 1set

(2) Time-limit for tender :

a By electronic bidding system

10:00 A.M. 5 December 2022

- b Direct delivery  
11:00 A.M. 5 December 2022
- c By mail  
1 December 2022

- (3) Contact point for the notice:  
KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section  
Property Administration Department Finance  
Bureau  
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,  
Kanagawa 210-8577, Japan  
TEL: 044-200-2092
- (4) Language:  
Japanese is the only language used in all the  
contract procedures

**川崎市公告(調達)第291号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年10月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
令和4年度国民健康保険システム改修等業務委託(2回目)
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和4年9月28日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気 株式会社 神奈川支社  
支社長 米本 期子  
横浜市西区みなとみらい2丁目3番8号  
クイーンズタワーC
- 5 契約金額  
48,558,411円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

**税 公 告**

**川崎市税公告第124号**

公売公告兼見積額公告

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積額を公告します。

令和4年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第125号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月28日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第126号**

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年9月29日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	市民税・県民税(普通徴収)	第1期分	令和4年10月12日	計222件
令和4年度(令和3年度課税分)	市民税・県民税(普通徴収)	6月随時分	令和4年10月12日	計9件
令和4年度	市民税・県民税(普通徴収)	7月随時分	令和4年10月12日	計9件
令和4年度	市民税(法人)	6月分	令和4年10月12日	計1件
令和4年度	市民税(法人)	7月分	令和4年10月12日	計1件
令和4年度	固定資産税都市計画税(土地・家屋)	6月随時分	令和4年10月12日	計3件
令和4年度	固定資産税都市計画税(土地・家屋)	第1期分	令和4年10月12日	計1件

令和4年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第2期分	令和4年 10月12日	計 45件
令和4年度	軽自動車税 (種別割)	全期分	令和4年 10月12日	計 4件
令和4年度 (令和3年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	7月 随時分	令和4年 10月12日	計 1件
令和3年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分	令和4年 10月12日	計 1件
令和3年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第2期分	令和4年 10月12日	計 1件
令和3年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期分	令和4年 10月12日	計 1件
令和3年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分	令和4年 10月12日	計 2件

(別紙省略)

**川崎市税公告第127号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月7日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第128号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月7日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第129号**

差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	令和4年度 下水道工事設計積算基準等作成業務委託
	履行場所	川崎市全域
	履行期間	令和5年8月31日限り

その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月12日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第130号**

参加差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月12日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第131号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月12日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

**上下水道局公告**

**川崎市上下水道局公告第80号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月4日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎



参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 本市上下水道局が発注した委託業務において、「管路施設実施設計（詳細設計）」の元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～ウは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要</p> <p>ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はRC CM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>
入札日時等	令和4年10月27日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

## 川崎市上下水道局公告第81号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月4日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

## (案件1)

競争入札に付する事項	件名	渡田ポンプ場ほかNo. 1雨水ポンプ用エンジン整備その他工事
	履行場所	川崎市川崎区鋼管通4-17-1ほか
	履行期間	契約の日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p>	

参加資格	ただし、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 (8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年4月1日以降に有すること。 上下水道施設における、ポンプ設備又は自家発電設備に係るエンジンの分解整備工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年10月26日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階）)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	京町ポンプ場建設電気その9工事
	履行場所	川崎市川崎区京町2-23-1
	履行期間	契約の日から令和6年10月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「評価項目に対する配点及び自己採点表（第3号様式別紙）」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年4月1日以降に有すること。</p>	

参加資格	下水道法第2条2の「下水道」に定義される下水道施設（マンホール形式ポンプ場を除く）における自家発電設備の製作及び据付工事の完工実績（修理及び整備工事を除く）。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年11月8日 午後5時 （財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細」及び「入札契約に関する共通事項」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。  詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名	等々力水処理センターほか建設電気その54工事
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1ほか
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。  ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。  ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。  ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。  なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p>	

参加資格	<p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「評価項目に対する配点及び自己採点表（第3号様式別紙）」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年4月1日以降に有すること。 下水道法第2条2の「下水道」に定義される下水道施設（処理施設に限る）における受変電設備の製作及び据付工事の完工実績（修理及び整備工事を除く。）。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等	<p>令和4年11月8日 午後5時 (財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階）)</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細」及び「入札契約に関する共通事項」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

## 川崎市上下水道局公告第82号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

競争入札に付する事項	件名	自動車賃貸借7台一式（軽貨物）
	履行場所	局指定場所
	履行期間	令和5年7月1日から令和11年6月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「車両」に登載されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。</p> <p>(4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2091</p>	
入札日時等	令和4年11月24日 午前10時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	



入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市上下水道局公告第83号

令和4年10月11日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和4年度中原区ほか下水幹枝線実施設計委託第12号
	履行場所	川崎市中原区、幸区地内
	履行期間	令和5年7月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 平成29年度以降に契約した、下水道管路施設における耐震実施設計(レベル1, 2)業務を含む、改築・詳細設計(布設替え工法(開削工法)及び管更生工法)に係わる実施設計について、元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イトウは兼務できない。また、ア～エは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要</p> <p>ア 技術士(総合技術監理部門:上下水道-下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者は、技術士(総合技術監理部門:上下水道-下水道)の資格、技術士(上下水道部門:下水道)の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門:上下水道-下水道)、技術士(上下水道部門:下水道)又はRCCM(下水道部門)のいずれかの資格を有する者</p> <p>エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和4年11月1日 14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	渋川雨水貯留管ほか実施設計委託その1
	履行場所	川崎市幸区矢上4-1ほか
	履行期間	令和6年1月15日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者</p>	

参加資格	(4) 平成19年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、計画排水能力(雨水) 12.0m <sup>3</sup> /秒以上の下水道ポンプ場における監視制御設備の新設、増設または更新に伴う実施設計の元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～ウは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要 ア 技術士(総合技術監理部門:上下水道-下水道)の資格を有する者 イ 業務責任者は、技術士(総合技術監理部門:上下水道-下水道)の資格、技術士(上下水道部門:下水道)の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門:上下水道-下水道)、技術士(上下水道部門:下水道)又はRCCM(下水道部門)のいずれかの資格を有する者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	令和4年11月1日 14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

## 川崎市上下水道局公告第84号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	下新城地区ほか下水枝線第220号工事
	履行場所	川崎市中原区下新城1丁目、高津区子母口地内ほか
	履行期間	契約の日から225日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。	

参加資格	<p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和4年11月7日 午後1時30分</p> <p>（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	井田杉山町地区ほか下水幹枝線第219号工事
	履行場所	川崎市中原区井田杉山町、下小田中6丁目地内ほか
	履行期間	契約の日から250日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	

参加資格	<p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和4年11月7日 午後1時30分</p> <p>（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名	片平地区下水枝線第9号工事
	履行場所	川崎市麻生区片平2丁目、片平3丁目地内
	履行期間	契約の日から350日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	



参加資格	<p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和4年11月7日 午後1時30分</p> <p>（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件名	上水3号・5号配水本管流量計改良に伴う1300mm～800mm布設替工事
	履行場所	川崎市宮前区土橋2-3先
	履行期間	契約の日から令和6年5月8日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p>	

参加資格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和4年11月7日 午後1時30分</p> <p>（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件5)

競争入札に付する事項	件名	小田地区ほか下水枝線第47号工事
	履行場所	川崎区小田3丁目、小田5丁目地内ほか
	履行期間	契約の日から235日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>	

参加資格	<p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和4年11月7日 午後1時30分</p> <p>（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件6)

競争入札に付する事項	件名	宮前平地区ほか下水枝線第218号工事
	履行場所	川崎市宮前区宮前平2丁目、宮崎5丁目地内ほか
	履行期間	契約の日から240日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>	

参加資格	<p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和4年11月7日 午後1時30分</p> <p>(財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階）)</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件7)

競争入札に付する事項	件名	虹ヶ丘地区下水枝線第216号工事
	履行場所	川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目、2丁目地内
	履行期間	契約の日から150日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>	



参加資格	<p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和4年11月7日 午後1時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階）)</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件8)

競争入札に付する事項	件名	麻生水処理センター建設土木その12工事
	履行場所	川崎市麻生区上麻生6-15-1
	履行期間	契約の日から295日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	

参加資格	なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年11月7日 午後1時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階）)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件9)

競争入札に付する事項	件名	入江崎水処理センター沈砂洗浄棟屋根改修工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履行期間	契約の日から令和5年4月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年11月2日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階）)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件10)

競争入札に 付する事項	件名	加瀬水処理センター電灯設備取替工事
	履行場所	川崎市幸区南加瀬4-40-22
	履行期間	契約の日から令和5年5月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「電気」）を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年11月2日 午後2時30分 （財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件11)

競争入札に 付する事項	件名	洪川ポンプ場No. 3高段雨水ポンプ用エンジン整備工事
	履行場所	川崎市幸区矢上4-1
	履行期間	契約の日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p>	

参加資格	<p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年4月1日以降に有すること。 上下水道施設における、ポンプ設備又は自家発電設備に係るエンジンの分解整備工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等	<p>令和4年11月2日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階）)</p>
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件12)

競争入札に付する事項	件名	細山配水塔 細山高区配水流量計及び千代ヶ丘送水流量計更新工事
	履行場所	川崎市麻生区細山6-3-11（細山配水塔内）
	履行期間	契約の日から令和5年7月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。</p> <p>(10) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年4月1日以降に有すること。 水道施設又は工業用水道施設における、監視制御設備に付随する電気計装設備の設置工事又は更新工事（修繕工事含む。）の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については出資比率が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100</p>	



入札日時等	令和4年11月2日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 上下水道局公告(調達)

### 川崎市上下水道局公告(調達)第30号

#### 落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年10月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

#### 1 調達の名称及び数量

- (1) 水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム1t(単価契約)
- (2) 高分子凝集剤1t(単価契約)(下水)

#### 2 契約事務担当課の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階

#### 3 落札者を決定した日

- (1) 令和4年9月6日
- (2) 令和4年10月5日

#### 4 落札者の氏名及び住所

- (1) 日軽産業 株式会社 化成品グループ  
東京都港区新橋一丁目1番13号  
アーバンネット内幸町ビル  
化成品グループ長 秋山 洋二
- (2) 葵薬品産業 株式会社  
川崎市川崎区本町1丁目5番地15  
タウンビル1階  
代表取締役 間瀬 良夫

#### 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

- (1) 30,300円
- (2) 895,000円

#### 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 7 入札の公告を行った日

- (1) 令和4年7月25日
- (2) 令和4年8月25日

## 病院局公告

### 川崎市病院局公告第43号

#### 入札公告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月5日

川崎市病院局事業管理者 金井 歳雄

#### 1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(以下「建築契約係」といいます。)

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

電話044-200-2100

- (2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について
  - ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受付けます。
  - イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
    - (ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当し

ないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 入札及び開札について

ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係  
(川崎市川崎区宮本町1番地)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加

資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。

詳細については、各案件の「発注情報詳細」及び「川崎市病院局入札契約に関する共通事項(工事・病院局・一般競争入札)」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	多摩病院情報処理機械室ほか冷暖房その他設備改修工事
	履行場所	川崎市多摩区宿河原1丁目30番37号
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
競争参加資格		<p>(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。</p>
申込締切日		令和4年10月12日(水)まで受付けます。
予定価格		未定

入 札 保 証 金	免除とします。
最 低 制 限 価 格	設定します。
郵 便 入 札 締 切 日	令和4年10月28日(金) 必着
開 札 日	令和4年11月1日(火) 午前10時00分

## 川崎市病院局公告第44号

### 入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月11日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

#### 1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

電話 044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資

格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これ

を無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。

ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免

除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する超音波吸引器の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和5年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和4年10月11日から令和4年10月18日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和4年10月27日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する輸液ポンプの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和5年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和4年10月11日から令和4年10月18日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和4年10月27日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

**病院局公告 (調達)**

川崎市病院局公告 (調達) 第14号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月25日

川崎市病院事業管理者 金井 歳 雄

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

川崎市立井田病院で使用する電気の調達

(2) 調達数量

約8,011,800キロワット時

(3) 納入場所



- 川崎市立井田病院(川崎市中原区井田2-27-1)
- (4) 履行期間  
令和5年2月1日から令和6年1月31日まで
- (5) 調達概要  
上記期間内における単価納入契約の締結
- (6) 契約の失効  
川崎市議会において、この契約に係る予算を定める議決がない場合又は当該予算の削除を伴う議決があった場合については、発注者はこの契約を変更又は解除できます。詳細については入札説明書によります。
- 2 競争入札参加資格に関する事項  
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 1(3)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号。以下「契約規程」という。)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種に記載のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和4年11月7日(月)までに行うこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定。以下、「環境配慮電力入札要綱」という。)第4条第2項に基づき、本市の全ての電力入札に参加する資格を持つものであること。なお、環境配慮電力入札要綱第4条第1項に定める手続きを行っていない者は、令和4年11月7日(月)までに行ってください。
- 3 競争参加申込書の配布及び提出  
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所  
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル7階  
病院局経営企画室契約担当(担当:吉村)

- 電話(直通) 044-200-3857
- (2) 配布・提出期間  
令和4年10月25日(火)から令和4年11月7日(月)までの下記の時間  
午前8時30分から正午までと午後1時から午後5時15分まで  
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- (3) 提出方法  
持参
- 4 仕様等  
仕様書は3(1)の場所において、令和4年10月25日(火)から令和4年11月7日(月)まで閲覧できます。また病院局入札情報のホームページに掲載します。  
(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付  
一般競争入札参加申込書を提出した者には、一般競争入札参加確認通知書を交付します。詳細は入札説明書によります。
- 6 仕様等に関する問い合わせ  
仕様等に関する質問は、質問書により受け付けます。詳細は別紙「仕様等に関する問合せの方法について」のとおりです。
- 7 入札参加資格の喪失  
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法
- ア 持参による入札の場合
- (ア) 入札書の提出日時  
令和4年12月8日(木) 午前10時00分
- (イ) 入札書の提出場所  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル7階 病院局会議室
- イ 郵送による入札の場合
- (ア) 入札書の提出期限  
令和4年12月6日(火) 必着
- (イ) 入札書の宛先  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市病院局経営企画室経理担当課長
- (2) 入札保証金  
免除とします。

- (3) 開札の日時  
8(1)ア(ア)と同じ。
- (4) 開札の場所  
8(1)ア(イ)と同じ。
- (5) 落札者の決定方法  
契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、令和4年12月12日(月)に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者は再度入札に参加できません。
- (6) 入札の無効  
川崎市病院局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続等
- (1) 契約保証金  
ア 契約規程第34条各号に該当する場合は、免除します。  
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 前払金  
否
- (4) 議決の要否  
否
- (5) 契約条項等の閲覧  
契約規程及び川崎市病院局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- 10 その他
- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口  
3(1)と同じ
- 11 Summary
- (1) Nature and quantity of product to be purchased:  
Electricity to be used at Kawasaki Municipal Ida Hospital. The estimated electricity of the year about 8,011,800kWh.
- (2) Time-limit for tender:  
10:00 A.M. 8th December 2022
- (3) Time-limit for tender by mail:  
6th December 2022

- (4) Contact point for the notice:  
KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section,  
Management Planning Office, Municipal Hospital  
Management Bureau Kawasakimiyuki bldg. 7F  
1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa,  
210-0006, JAPAN  
TEL 044-200-3857 (Direct-in)

### 川崎市病院局公告(調達)第15号

#### 入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年10月25日

川崎市病院局事業管理者 金井 歳雄

#### 1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。  
病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル7階  
電話 044-200-3857(直通)
- (3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。  
<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>
- (4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することがあります。
- (5) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書、川崎市契約条例、契約規程及び参加者心得の定めるところによります。
- 2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

- (1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。
  - (2) 競争参加者は、次の全ての条件を満たす必要があります。
    - ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
    - イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
    - ウ 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
    - エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。
  - (3) 「令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿（以下「名簿」といいます。）」に登録のない者（別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。）は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。
  - (4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
  - (5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- 3 仕様等に関する問合せの方法について
- 仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。
- 4 入札及び開札について
- (1) 入札及び開札の日時・場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。
  - (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通

- 知を受けた者又はその代理人とし、その者は競争参加資格確認通知書を必ず持参するものとします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。
- (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。
  - (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、入札日の翌日から起算して3日後に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者は再度入札に参加できません。
  - (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。
- 5 契約の締結について
- 落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。
- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。
  - (2) 前払金の適用はありません。
  - (3) 契約書の作成を必要とします。
  - (4) 川崎市議会において、この契約に係る令和5年度の予算を定める議決がない場合又は当該予算の削除を伴う議決があった場合については、発注者はこの契約を変更又は解除することができます。詳細については入札説明書によります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎市立川崎病院で使用するガス（都市ガス）の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期間	令和5年1月1日から令和5年12月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「燃料・油脂類」 種目「プロパンガス・石炭」
	その他	1 履行場所を含む区域において、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定によりガス小売事業者としての登録を受けている者であること。 2 調達されるガスの品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

競争参加の申込	令和4年10月25日から令和4年11月7日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日 時	令和4年12月5日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による 入札書の提出	提出期限	令和4年12月2日必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1 川崎市病院局経営企画室 経理担当課長
入札保証金	免除します。	
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
S u m m a r y	<p>1 Nature and quantity of product to be purchased: City gas to be used at Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital.</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 5th December 2022</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: 2nd December 2022</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857 (Direct-in)</p>	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎市立井田病院で使用するガス(都市ガス)の調達
	履行場所	川崎市中原区井田2丁目27番1号(川崎市立井田病院)
	履行期間	令和5年1月1日から令和5年12月31日まで
競争参加資格	名簿の 登 録	業 種「燃料・油脂類」 種 目「プロパンガス・石炭」
	そ の 他	<p>1 履行場所を含む区域において、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定によりガス小売事業者としての登録を受けている者であること。</p> <p>2 調達されるガスの品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。</p>
競争参加の申込	令和4年10月25日から令和4年11月7日まで受付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日 時	令和4年12月5日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による 入札書の提出	提出期限	令和4年12月2日必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1 川崎市病院局経営企画室 経理担当課長
入札保証金	免除します。	
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
S u m m a r y	<p>1 Nature and quantity of product to be purchased: City gas to be used at Kawasaki Municipal Ida Hospital.</p>	



S u m m a r y	2	Time-limit for tender: 10:00 A.M. 5th December 2022
	3	Time-limit for tender by mail: 2nd December 2022
	4	Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857 (Direct-in)

## 消 防 局 公 告

### 川崎市消防局公告第10号

サイレンの吹鳴について  
消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

令和4年10月5日

川崎市消防長 原田 俊一

訓練	日 時	令和4年10月18日(火) 14時00分～15時00分
	場 所	川崎区東扇島8番地
	消防隊数	消防隊13隊

### 川崎市消防局公告第11号

指定催しの指定について  
川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

令和4年10月14日

川崎市消防長 原田 俊一

指定催しの名称	第43回かわさき市民祭り
開催場所	川崎区富士見公園(川崎市川崎区富士見町1丁目・2丁目他) 一帯
開催期間	令和4年11月4日(金)10時00分から16時30分まで 令和4年11月5日(土)10時00分から16時30分まで 令和4年11月6日(日)10時00分から16時30分まで

## 教 育 委 員 会 告 示

### 川崎市教育委員会告示第22号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項の規定に基づき、川崎市教育委員会教育長は、次の者を令和4年10月1日付けで川崎市教育委員会教育長職務代理者に指名した。

令和4年10月3日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

氏 名 教育委員会委員 田中 雅文

### 川崎市教育委員会告示第23号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和4年10月11日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

1 日 時 令和4年10月18日(火) 14時00分から

2 場 所 教育文化会館 第6・7会議室

3 議 事  
議案第34号 令和5年度川崎市立高等学校入学定員について

4 その他報告等

### 川崎市教育委員会告示第24号

令和4年10月11日川崎市教育委員会告示第23号につきまして、次のとおり議事を追加いたします。

令和4年10月14日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

1 日 時 令和4年10月18日(火) 14時00分から

2 場 所 教育文化会館 第6・7会議室

3 追加する議事事項  
議案第35号 川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第36号 川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について

議案第37号 川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則の制定について

議案第38号 川崎市青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第39号 川崎市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則の制定

について

---

**監 査 公 表**

---

4 川 監 公 第 10 号

令和4年10月14日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和4年8月17日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 植 村 京 子

同 浅 野 文 直

同 山 田 晴 彦

(別紙)

4 川 監 第 5 1 4 号  
令和4年10月14日

請求人 (※氏名省略) 様

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

川崎市職員措置請求について (通知)

令和4年8月17日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

**監査の結果**

**第1 請求の受付**

**1 請求の内容**

本件措置請求は、別紙1(事実証明書は添付省略)のとおり、株式会社こどもの森(以下「こどもの森」という。)による宮前区鷺沼4-2-8における保育所(以下「本件保育所」という。)の開設は、こどもの森が市に虚偽の申請を行い、これが市が承認したこと等が違法又は不当であるとして、①本件保育所の開設に関する保育所設置の認可の停止、②民間事業者活用型保育所整備費補助金(以下「整備費補助金」という。)の交付の停止、③民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金(以下「整備施設賃借料」という。)の交付の停止を求めたものである。

**2 請求の受理**

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和4年8月17日付けでこれを受理し、監査対象局をこども未来局とした。

**第2 個別外部監査契約に基づく監査が相当であると認めなかった理由**

**1 個別外部監査制度とは、監査請求の事案が、監査委員が有する専門的知識以外の事案であり、監査委員が外部の専門家に監査を委託する必要があると判断したときに、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当と認められるものである。**

**2 本件措置請求については、財務会計上の行為のうち、公金の支出の違法性又は不当性について主張するものであり、監査委員の有する専門的知識の範囲内であると判断されることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。**

**3 以上により、本件措置請求は、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認められず、法第252条の4第3項の規定により、法第242条第1項の請求であったものとみなし、監査対象局をこども未来局として監査を実施することとした。**

**第3 監査の実施**

**1 請求人らの陳述**

監査の実施にあたり、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年9月15日、請求人らから陳述の聴取を行った。この際、同条第8項の規定に基づくこども未来局

- を実施(同年4月23日)
- 市は、当該ヒアリングにおいて本件保育所の整備予定地の近隣住民に対する周知の状況等について確認した。
- エ 川崎市保育所等整備事業者選定委員会(学識経験者により構成される附属機関。以下「選定委員会」という。)の開催(同年5月20日)
- オ 選定委員会の審査結果を参考に、民間事業者活用型保育所整備法人(設置・運営法人)として、こどもの森を決定(同年5月26日)
- カ 市とこどもの森とで、民間事業者活用型保育所整備に関する覚書を締結(同年7月1日)
- キ 近隣住民が、市のこども未来局子育て推進部保育所整備課(以下「保育所整備課」という。)に対し、本件保育所の開設計画について電話で問い合わせた(同年9月13日)。
- ク こどもの森が本件保育所の開設計画に関する説明会を同年10月29日に開催するとしたところ、近隣住民は当該説明会への保育所整備課職員への参加を市に求めたが、保育所整備課職員が参加しないとされたため、請求人らは当該説明会への参加の申込みをしなかった。
- ケ こどもの森から着工時期が遅れが生じ、令和4年4月1日の開所が困難であるとの申入れがあったため、同年7月1日に開所を延期する旨を市が公表(令和3年11月19日)
- コ 本件保育所の整備予定地でボーリング調査が開始された(令和4年3月5日)。
- サ 前記カの覚書の内容のうち、整備履行期限を同年3月31日から同年6月30日に、開所日を同年4月1日から同年7月1日に、それぞれ変更する覚書を締結(同年3月31日)
- シ 本件保育所の整備予定地の地盤が軟弱であることが判明し、施工方法を変更する必要があるため、同年7月1日の開所を同年10月1日に延期する旨を市が公表(同年4月27日)
- ス 本件保育所の整備予定地の南西側道路に面する部分の擁壁及び陸が崩され、スロープ状に変更される工事が施工された(同年6月24日及び25日)。
- セ 前記サにより変更した前記カの覚書の内容のうち、整備履行期限を同年6月30日から同年9月30日に、開所日を同年7月1日から同年10月1日に、それぞれ変更する覚書を締結(同年6月30日)
- ソ 整備費補助金及び整備施設賃借料の交付申請の受理(同年8月4日)
- タ 整備費補助金の交付決定(同年2月4日)

- の関係職員(以下「関係職員」という。)の立会いがあった。
- 請求人らが本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。
- 2 関係職員の陳述
  - 法第242条第8項の規定に基づき、令和4年9月15日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」(添付省略)の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人らの立会いがあった。
  - 関係職員が説明した内容は、おおむね別紙3のとおりである。
- 3 監査対象事項
  - 法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為がある場合、また当該行為がなされることと相当の確実さをもって予測される場合などに、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の防止、損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。
  - 前記第1の1の本件措置請求の内容のうち、①は財務的処理を直接の目的とするものといはず財務会計上の行為とは認められないものであり、また、③は整備施設賃借料の交付申請が令和4年8月26日に取り下げられ、整備施設賃借料の支出が相当の確実さをもって予測されるとはいえないものとなったことから、いずれも監査の対象とならないため、これを却下することとし、②の整備費補助金の交付の停止を求めるとする点(以下「本件請求」という。)のみを監査対象事項とした。
- 第4 監査の結果
  - 1 事実関係の確認等
    - 請求人ら及び関係職員の陳述並びに関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。
    - (1) 事業者の募集から整備施設賃借料の交付申請の取り下げまでの経過
      - ア 民間事業者活用型保育所整備事業(以下「本件事業」という。)の事業者の募集を開始(令和3年2月22日)
      - イ こどもの森が提出した本件事業の申込書を市が受理した(同年4月5日)。
      - 市は、本件事業の申込書の内容により、こどもの森が同年3月26日に本件保育所の整備予定地の近隣住民の一部に対して口頭で本件保育所の整備計画を周知し、また、不在者に対してポストインを行ったとする旨を確認した。
      - ウ 市は、本件事業の申込書に係る内容について、こどもの森に対するヒアリング



ウ 整備費補助金について  
 整備費補助金は、建築物の改修等に必要な費用（施設整備費、設計監理費、設計費、備品等に必要経費）を補助対象経費としており、補助対象経費の4分の3（整備する保育所の定員及び認可基準を満たす専用の屋外遊戯場の有無に応じた補助金上上限まで）が交付される。設置・運営法人は、川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱（以下「整備費補助金交付要綱」という。）第2条第1項に定める「本市が計画し、かつ決定した保育所の設置・運営法人等」にあたるので、整備費補助金交付要綱に則って整備費補助金の交付申請が可能となり、整備費補助金交付要綱第7条に基づき、改修工事の請負契約締結前に、設置・運営法人が必要な書類を添えて交付申請を行う。申請があった場合、整備費補助金交付要綱第8条に基づいて、交付申請書及び関係書類の内容を審査して、補助の適否及び金額を決定し、設置・運営法人に補助金交付指令書により通知する。なお、整備費補助金の交付決定は、法人決定とは別に、改めて市が交付の適否等を決定するものであり、交付決定後であっても、交付手続を適正に行わない場合等は、整備費補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 監査委員の判断  
 (1) 整備費補助金を交付することが違法又は不当といえるか  
 請求人らは、本件請求の理由として、こどもの森における整備費補助金の交付申請が虚偽の申請であること等を掲げ、補助金の返還等について定める整備費補助金交付要綱第12条の規定のうち、同条第2号の「不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき」にあたる旨を主張していることと解されることから、整備費補助金を交付することが違法又は不当といえるかについて、以下、検討する。

ア 近隣説明の状況等について  
 請求人らは、募集要項に近隣説明に関する記載があるところ、こどもの森が本件事業への応募に際し、事前に近隣説明を行った事実がないにもかかわらず、近隣住民を訪問し、一部には口頭で説明し、不在者にはポストイングをしたとすることを市に報告して法人決定を受け、設置・運営法人として整備費補助金交付要綱第2条第1項に定める補助対象者となり、整備費補助金の交付申請を行ったのであるから、当該申請が虚偽の申請に基づくものである旨主張する。  
 しかしながら、近隣説明については、整備費補助金交付要綱には定めがなく、募集要項でのみ定められているところ、保育事業者が保育所を開設しようとする場合に近隣説明を必ず実施して近隣住民等の承諾や同意を得なければならないとする旨を定めた法令等の根拠は存しない。

チ 整備施設賃借料の交付申請の取り下げ（同月26日）  
 (2) 本件事業等について  
 ア 本件事業について  
 本件事業は、保育事業者が賃貸物件を自ら確保し、認可保育所を整備するものであり、応募のあった保育事業者の中から、選定委員会の評価・選定を経て、設置・運営法人として市長が決定する（以下「法人決定」という。）。なお、本件事業の実施にあたって根拠となる具体的な法令の規定はない。

イ 近隣住民等への説明について  
 市によれば、本件事業の応募にあたり、保育事業者が行う近隣住民等への事前周知及び配慮に関する根拠法令はなく、令和3年度川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人募集要項（令和4年4月開所 第2次募集。以下「募集要項」という。）にのみ定められたものである。募集要項の「Ⅲ 施設整備等の条件」の「4 その他整備計画に関する要件」に「（1）近隣住民等への説明及び配慮等」を定め、「本事業への応募に当たっては、あらかじめ近隣住民等（地元自治会町内会、保育所・川崎認定保育園、幼稚園等を含む。）に対し、当該応募についての説明を真摯に行い、理解を得ること。（近隣住民等への説明状況によっては、応募をお受けできない場合があります。）」との記載（以下「近隣住民等への事前周知及び配慮に関する記載」という。）がある。

募集要項の近隣住民等への事前周知及び配慮に関する記載により行われる近隣住民等に対する当該応募についての説明（以下「近隣説明」という。）とは、当該保育所の近隣住民等に対する当該応募についての事前の説明をいい、市では、応募にあたり、近隣説明を地域での理解を得る上で重要なプロセスと考えており、こどもの森に対しても近隣説明を丁寧に行うよう指導しているとしている。

他方、それぞれの応募物件ごとに立地条件等が異なり、各々事前周知が必要な範囲も異なるため、具体的な基準もないことから、地域の住民に周知するために、募集要項において地元自治会町内会を含めて事前周知するよう記載している。一般的に、各保育事業者は、選定後に開所に向けて整備計画を詳細に精査していくため、応募時点では不確定な事項も多いことから、募集要項に記載された説明については、あくまで整備予定地に関して本件事業への応募を事前周知することとで、整備計画について近隣住民等に知ってもらうという位置付けであり、ポストイングなどによる事前周知も認めている。

年法律第88号)第5条第1項及び第3項の規定に違反する旨を主張するが、これらの決定はいずれも法令に根拠があるものではなく、同法第2条第1項第2号の処分とは解されないものであることから、審査基準に関する行政手続法の規定が適用されるものではない。

その他、請求人らが繰々主張する内容は、整備費補助金の交付が違法又は不当にあたる理由とは足りえず、いずれも採用できない。

(2) 結論

以上のとおり、整備費補助金の交付を差し止めるべき違法又は不当な点があるとは認められず、請求人らの主張にはいずれも理由がない。

よって、本件措置請求は、前記第3の3のとおり、本件保育所の開設に関する設置の認可の停止を求めるとする点及び整備賃借料の交付の停止を求めるとする点については、法第242条の要件を欠き不適法であるため、これを却下することとし、その余については、請求人らの主張に理由がないため、これを棄却する。

3 意見

監査結果は、以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

法第242条に基づく住民監査請求は、財務会計上の行為又は怠る事実に違法又は不当な点があるかどうかを監査するものであって、地域住民における行政への不信感の解消や発生した紛争の解決を目的とするものではないため、本件措置請求については前記2(2)の結論のとおりだが、以下のとおり付言する。

募集要項Ⅲ4の「(1) 近隣住民等への説明及び配慮等」のウでは、「選定後においては、近隣住民等に対し、事業計画や運営等について適宜説明や調整を真摯に行うとともに、苦情・紛争等についても、応募法人の責任において、誠意を持って対応すること。」とされているとおり、入所児童が安心して健やかに保育所での生活を送ることが児童福祉の向上を図るという保育施策の目的に合致するところであるので、相互の信頼関係を醸成すべく、誠実かつ真摯な対応が図られることを要望する。

そして、前記第4の1(2)イ記載のとおり、募集要項における近隣説明とは、あくまで整備予定地に関し、本件事業への応募を事前周知すること、整備計画について近隣住民等にも知らせようという位置付けであり、ポスターイングなどによる事前周知も認めているところである。

前記第4の1(1)の事実経過によれば、市は、こどもの森が提出した本件事業の申込書の内容により、本件保育所の近隣説明の状況等を確認し、また、こどもの森に対して実施したヒアリングによっても確認しており、こどもの森と請求人らを含む近隣住民との間に近隣説明の状況や方法等に相違点があったとしても、それを以て、ただちに本件保育所の開設に関する整備費補助金の交付が整備費補助金交付要綱第12条第2号の「不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき」にあたるまで認めることは困難である。

この点については、請求人らは、こどもの森が法人決定を受けた後、近隣住民が不在なまま、本件保育所の開設に関する説明会が強行された旨を主張するが、保育所の開設にあたり、保育事業者が市の職員が参加した形で近隣住民への説明会を開催しなければならぬとする根拠等はなく、近隣住民が市の職員が参加しないことを不満として説明会への参加を表明せず、実質的に住民不在のまま説明会が実施されたとしても、財務会計行為の違法もしくは不当にあたるとはいえない。よって、請求人らの上記主張は採用できない。

イ 本件保育所の工事等について

請求人らは、本件請求の理由として、本件保育所の整備予定地の工事において、法令違反の建物の工事が行われており、また、威嚇要員を用いた現地での作業が強行され、工事施工にも問題があるなどと主張する。

しかしながら、市の所管部署が現地を確認したところ、当初計画していた敷地中央側の工事を行うにあたり、施工上、一時的に崖をスロープ状にしていたものであって、計画変更して当初申請された建築物以外の建築をしていた状況ではないため、当該時点では関係法令に違反している状況ではないことが確認されている。その他、請求人らが主張する事実を裏付ける客観的な証拠が示されておらず、財務会計上の違法もしくは不当にあたることは認められない。よって、請求人らの上記主張は採用できない。

ウ その他

請求人らは、こどもの森に対する法人決定及び本件保育所整備の延期決定について、明確な審査基準が存在しない中で行われたものであり、行政手続法(平成5

別紙1

川崎市職員措置請求書

令和4年8月16日

川崎市監査委員 殿

請求人 (※氏名省略)

以下のとおり外部監査人による監査を求めます。

1. 請求の要旨

(1) 川崎市子ども未来局による行為

川崎市子ども未来局子育て推進部保育所整備課(以下、「川崎市子ども未来局」と略す)は、下記の株式会社子どもの森による保育園の開設に關し、以下のa～dに示す行為を行なった、または行なおうとしている。

- ① 建物名 (仮称) まなびの森保育園鷺沼
- ② 建設地住所 川崎市宮前区鷺沼4-2-8

a. 法人決定

令和3年5月26日に、川崎市子ども未来局は、株式会社子どもの森を宮前区鷺沼4-2-8における保育園の開設者とする法人決定を行なった。添付書類1は、川崎市子ども未来局から令和3年11月1日に送付された資料である。

b. 保育所整備延期の決定

川崎市子ども未来局は、延期を規定した審査基準が存在しないか担当者の勝手な判断により、株式会社子どもの森による保育園の開設につき、開所予定を令和4年7月1日とする保育所整備延期の決定(以降「一回目の延期」と呼ぶ)を令和3年11月19日に、開所予定を令和4年10月1日とする保育所整備延期の決定(以降「二回目の延期」と呼ぶ)を令和4年4月27日に行なった。当該保育所整備延期の決定は、株式会社子どもの森による保育園開設の認可、補助金、土地賃借料の補助を認めることを目的としたものであるといえる。添付書類2、添付書類3は、保育所整備延期の決定を示す資料である。

c. 補助金の給付(保育園開設の認可に基づく)

川崎市子ども未来局は、株式会社子どもの森による保育園の開設を認可し、補助金を給付しようとしている。上記「a. 法人決定」は「c. 補助金の給付」を行う前提で決定されており、「a. 法人決定」と「c. 補助金の給付」は個別に独立して判断されるものではない旨、川崎市子ども未来局から聞いていた。補助金として給付される額は、保育児童60人であるところ5,400万円である。保育園開設の認可、補助金の給付を行うため、「b. 保育所整備延期の決定」は、川崎市子ども未来局により意図的に行われた。添付書類4は、川崎市子ども未来局により発行された「川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人 募集要領」の補助金の給付にかかる資料である。

d. 賃借料の補助

川崎市子ども未来局は、株式会社子どもの森による保育園に対し賃借料として一定の金額を給付していると同く、賃借料の補助として給付される額は、保育児童60人であるところ、511,500円である。添付書類4は、川崎市子ども未来局により発行された「川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人 募集要領」の賃借料の補助にかかる資料である。

法第242条に規定する住民監査請求は、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為がある場合、または当該行為がなされたことが相当の確実さをもって予測される場合などに、必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

2022年6月29日に開催された川崎市議会において川崎市子ども未来局は「現時点で工事は着実に進行していると聴いている。10月1日に開設できるものと考えている。」と発言している。添付書類5は、2022年6月29日に開催された川崎市議会にかかる議事録を示す資料である。したがって上記の「c. 補助金の給付」、「d. 賃借料の補助」にかかる公金の支出等の財務会計上の行為が相当の確実さをもって予測される場合に該当し、本件は、住民監査請求の対象となり得るものと言える。

(2) 川崎市子ども未来局による行為が違法または不当である理由

(2-1) 時期を逸しても開設されない保育園に、補助金等が支払われることは不当である

当初の開設時期である令和4年4月1日を逸過しても、当該保育園は開設されていない。開設されていない保育園に対し保育園開設の認可、補助金、土地賃借料の補助を認めることは不当である。

一回目の延期により新たな開設時期とされた令和4年7月1日を逸過しても、当該保育園は開設されていない。開設されていない保育園に対し保育園開設の認可、補助金、土地賃借料の補助を認めることは不当である。

二回目の延期により新たな開設時期は令和4年10月1日とされた。しかしながら、工事の進捗を鑑みるに令和4年10月1日に保育園の開設がされないことも予測される。新たな開設時期とされた令和4年10月1日を逸過しても当該保育園が開設されないことであれば、開設されない保育園に対し保育園開設の認可、補助金、土地賃借料の補助を認めることは、更に不当である。

(2-2) 審査基準が存在しないことは違法である

当初、本件の開設時期は、令和4年4月1日であった。川崎市子ども未来局により発行された「川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人 募集要領」の11頁には「令和4年4月1日開所を厳守します。令和4年3月末までに工事が完了しない場合や令和4年4月1日開所ができない場合は、原則として施設整備費等の補助対象外となります。」との記載がある(添付書類6)。当該規定の文章は、下線が施され強調されているとともに強い文章にて記載されており、到底参考記載であると解すとはできない。また、同募集要領には、令和4年4月1日の開所予定を延期できる旨の記載はない。

そもそも、当該保育園整備延期の決定の基となった法人決定は、明確な審査基準が存在しない中で行われ、行政手続法第5条第1項、第3項に違反する。当該保育園整備延期の決定は、川崎市子ども未来局の担当者の勝手な判断により行われた。当該保育園整備延期の決定は、明確な審査基準が存在しない中で行われ、行政手続法第5条第1項、第3項に違反する。行政手続法第5条第1項、第3項は、行政処分は審査基準に基づき行われなければならない旨、規定する。

川崎市子ども未来局は、数回にわたり「審査基準に代替し、募集要領により審査を行っている」旨、主張する。一方、川崎市子ども未来局は、「募集要領にかかる規定は参考までに記載した訓示規定である」、「審査において判断されない」、「募集要領は事業者向けに作成したものである」とも主張する。このことは前述の「審査基準に代替し、募集要領により審査を行っている」旨の主張と大いに矛盾する。これらの主張は、審査基準が存在しないことの自由である。川崎市子ども未来局による弁明は破綻している。川崎市子ども未来局の担当者が、勝手に後付けで無理な理由を付けて子どもたちの森を擁護していると解される。川崎市子ども未来局は、株式会社子どもの森に対し便宜を図っている。

(2-3) 株式会社子どもの森による虚偽の申請を容認したことは不当である







b. 保育園の建物のみならず園庭、砂場、遊具、プールなどが当該崖の土砂崩れおよび、崖上の住宅の崩落により被害を受ける可能性が極めて危険であると言わざるを得ない。また、開設予定とされる保育園は、園児60名を予定していると認識している。60名もの園児が当該土地の崖の近傍に入らないことは、保育園という施設の種類上困難であると考えられる。崖崩れの土砂、崖上の住宅の崩落に園児が飲まれる可能性が極めて危険である。

e. 崖崩れ発生時ににおける当該保育園の園児の避難は困難である。横浜市中区の例では、8世帯19人に押し寄せた土砂崩れにより、当該保育園の園児に対して避難指示が発せられると考えられるが、避難場所の確保も難しく、60名もの園児の避難は困難である。

f. 当該土地に一般住宅が建設される場合、一般住宅の所有者、専有者は、崖の危険性を理解した上で住宅を建設または専有する。崖に対する対策の程度は、一般住宅の所有者により費用等に応じて判断される。この点において、崖崩れの被害に対する責任の一端は、崖下の一般住宅の所有者にもあるといえる。

しかしながら、当該土地に保育園が建設される場合、保育園の園児および保護者は、崖の危険性について理解していない。また、園児および保護者は、崖に対する対策を行うことができない。崖崩れにより60名もの園児に被害が発生した場合、重大な争議に発展する可能性がある。

当該60名の園児は、ご両親から預かりした尊い生命であり、園児を危険に接近させることは、断じて許されぬ。安全の観点から、宮前区警招4-2-8における保育園を建設することは、全く以て不適切であると言わざるを得ない。崖の安全性が担保されているとはいえず、川崎市建築基準条例 第5条に違反する。川崎市建築基準条例を満たさないことは「川崎市民間事業者活用型保育園等整備法人 募集要領」に違反する。

**(3) 市に生じる損害**

給付金が川崎市により株式会社こともの森に支払われたのであれば、本来支払う必要のない「c. 補助金の給付(保育園開設の認可に基づく)」、 「d. 賃借料の補助」にかかる損害が川崎市に生じる。

**(4) 求める措置**

上記に基づき以下の措置を求める。

a. 保育園認可の停止

開設時期である令和4年4月1日(当初)、令和4年7月1日(一回目の延期による)を渡過しても、保育園は開設されていないのであるから、株式会社こともの森による宮前区警招4-2-8における保育園開設の認可の停止を求める。また、令和4年10月1日(二回目の延期による)を渡過しても当該保育園が開設されないのであれば、当該保育園に対し保育園開設の認可を行うことは、更に不当であり、株式会社こともの森による宮前区警招4-2-8における保育園開設の認可の停止を求める。

b. 補助金の給付の停止

開設時期である令和4年4月1日(当初)、令和4年7月1日(一回目の延期による)を渡過しても、保育園は開設されているのであるから、株式会社こともの森による宮前区警招4-2-8における保育園開設に関する補助金の給付の停止を求める。また、令和4年10月1日(二回目の延期による)を渡過しても当該保育園が開設されないのであれば、当該保育園に対し補助金の給付を行うことは、更に不当であり、株式会社こともの森による宮前区警招4-2-8における保育園開設に関する補助金の給付の停止を求める。

c. 賃借料の補助の停止

開設時期である令和4年4月1日(当初)、令和4年7月1日(一回目の延期による)を渡過しても、

となっており。当該電話番号に電話すると「株式会社こともの森です」とのこと、「株式会社オリエンタルメイトテナンスをお聞かせください」と言っても、電話口の者は「株式会社オリエンタルメイトテナンス」が何であるかすら、わからない様子であった。また、株式会社オリエンタルメイトテナンスの所在地は、当初世田谷区大蔵となっていたが、7月に東京都分寺市泉町1丁目2-2に変更された。しかしながら、当該住所に株式会社オリエンタルメイトテナンスは該当しない。そもそも当該住所は東京都分寺市に存在しない地番であった。

以上より、株式会社オリエンタルメイトテナンスと株式会社こともの森は同一の法人であると認められる。また、当該土地の所有者である株式会社ブチ・ナサリーは、株式会社こともの森と実質同一であると聞く。「川崎市民間事業者活用型保育園等整備法人 募集要領」は、土地を賃借して保育園を開設することを前提としている。しかしながら、本件において、土地の所有者と、土地の株式会社ブチ・ナサリーと、保育園の開設事業者である株式会社こともの森は、実質同一であると認められる。土地賃借料の補助、補助金の交付を認めることは不当である。

**(A7) その他**

株式会社こともの森は、「自治会長に報告した」とのことであるが、我々宮前区警招4丁目近隣住民は、不知である。自治会長と思われる人物は、近隣住民ではなく、本件に利害のない車な外部者である。我々宮前区警招4丁目近隣住民は、自治会長と思われる人物から本件に関し何ら聞いていない。自治会長と思われる人物は、選挙で選出されたわけでもなく、ましてや我々宮前区警招4丁目近隣住民は従関係にない。したがって「自治会長に報告した」とのことなど、何の意味もなさない。(A1)～(A6)に記載した、株式会社こともの森の行為にかかるとする事実を覆さない。また、川崎市の決定が行政手続法第5条第1項、第3項に違反する事実は覆さない。

**(2-7) その他B**

**(B1) 建築物の安全性について**

当該保育園の建設予定地(宮前区警招4-2-8)の北東部分は、崖となっており。当該崖は、高さ約5.5メートル、勾配角度70度であり、崖の定義であるこう配が30度を超え、高さは3メートルを超えている。当該土地に保育園を建設することは、以下の理由により危険である。

a. 当該崖は、川崎市により土砂災害警戒区域に指定されている。

b. 当該崖は、検査済証が発行されていない擁壁であり、安全が担保されていない。

c. 昨今、豪雨も非常に多く、土砂崩れによる被害が全国各地で発生している。2022年5月1日に横浜市中区の一般住宅地において、5月13日に長崎市の一般住宅地においても、突然崖崩れが発生した。大阪西成では崖崩れに加え、崖上の住宅が崩落した。横浜市中区の例では、8世帯19人に対し避難指示が発せられた。宮前区警招4-2-8においても、当該崖は、土砂崩れおよび、崖上の住宅の崩落を引き起こす可能性がある。

保育園のような重物を建築した場合、崖崩れの発生する可能性は一層高くなる。崖崩れは、大阪西成のように工事中に発生する場合もあるが、横浜市中区のように工事中でなくとも突然発生する場合もある。保育園の建設にかかる特殊な工事、振動、建築物の重量により、工事中または保育園開設後に、崖崩れおよび、崖上の住宅の崩落を引き起こす可能性が高い。

**(B2) 建築物が保育園であることについて**

当該土地に保育園を建築することは、以下に鑑み不適切である。

a. 保育園は重重量であり、保育園の建設にかかる大掛かりな工事、振動、建築物の重量により、工事中または保育園開設後に、崖崩れおよび、崖上の住宅の崩落を引き起こす可能性が高い。

別紙2

請求人の陳述(要旨)

本件は、宮前区警沼4-2-8に保育園を開設しようとしている案件について、これに対し川崎市が認可、補助金を発行、交付しようとしているという案件である。

要求事項については、請求書9ページ(4) 求める措置のとおりである。

当該保育園、警沼4-2-8における保育園の認可の停止を求める。これに関し、補助金の給付を停止することを求める。賃借料も請求されているので、賃借料の補助の停止を求める。

以降、なぜそれらを求めるのかという点について補足説明を加えて話す。

まず、構図、概略だが、この事業者株式会社こどもの森は、違反、不正、不誠実な行為を繰り返している事業者である。このことは補助金の交付要綱等に違反している。

それは、補助金交付要綱の3ページ目第12条の「(2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けるとき」というのが一つ当てはまる。それに違反しているのが1点。

それから、もう一つが第2条、「保育所の設置認可等について(厚生省児童家庭局長通知)及び次の「家庭的保育事業の認可等について」の通知にも違反している。この通知、添付書類の道4の厚生省児童家庭局長通知によると、(三)(1)のイ「社会的信望を有すること」、経営者、設置者が法人である場合にあつては当該経営に携わる役員であるが、社会的信望を有することに違反している。これはなぜかというのには後でまた説明する。

それから、(ウ)のエ「保育所を営業する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがある」と認められるに足りる相当の理由がある者でないこと、これに違反する。つまりこれに違反するということは、補助金交付要綱、それから賃借料補助要綱、この2点に違反するということになる。

さて、次だが、川崎市は、この不正を繰り返す業者を却下又は拒絶することができていないという状況にある。又は認知的に認可しようとしているという点が顕々に見られる。これは諸懸の根拠は何かというところ、川崎市において審査基準が不在であること、これが原因である。審査基準が不在であることは、行政手続法5条に違反する。

審査基準がないとなぜいけないのかというと、例えば特許庁においては審査基準が明確に定められている。どのようなことが書いてあるかということ、どのような場合は拒絶、却下する、どのような場合は延長を認める、認めないを定めた一種のルールブックである。審査する人はどのように審査するかを定めたものであり、これをもって公平性、透明性を担保している。

審査基準がないとどう起こるかということ、許可するか拒絶、却下するかという判断というのは職員任せになってしまう。そうすると、付き合いの深い業者だと却下してはいけないのではないかと判断が入ってしまう。つまり判断が鈍るといふ結果になる。だから、違反だとか不正があつたとしても拒絶、却下できないという形になる。

なお、拒絶、却下することについては行政手続法8条にも記載されていて、審査基準があるのであれば、その審査基準があるから即座に却下、拒絶することはできないという条文がある。仮に審査基準にない場合は、その理由を示せば却下、拒絶することができるという条文立ってない。すなわち、川崎市が却下することは、募集要領にそう書いてあるから問題ないということである。

川崎市を見てみると、この事業者の投資だとかさぞういったものを気にしているようだが、例えば薬事法による薬の承認とか、それから特許といったものが、却下されるケースが聞かなくなつたり、特許が下りなくなつたり、つまり、投じた研究費、生産ライン等は投資したにもかかわらず使つていくことが

保育園は開設されていないのであるから、株式会社こどもの森による宮前区警沼4-2-8における保育園開設に関する賃借料の補助の停止を求める。また、令和4年10月1日(二回目の延期による)を経過しても当該保育園が開設されないのであれば、当該保育園に対し賃借料の補助を行うことは、更に不当であり、株式会社こどもの森による宮前区警沼4-2-8における保育園開設に関する賃借料の補助の停止を求める。

2. 個別外部監査を求める理由

以下の理由により監査委員会による監査に代えて、個別外部監査人による監査を必要とします。

令和4年4月1日に当該保育園の開設ができなくなり見込まれたため、川崎市は、『特例にて』2度におたり「b. 保育所整備延期の決定」を行なった。「川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人 募集要領」に「令和4年4月1日開所を厳守」する旨の記載があるが、正当な理由なく、これを無視し保育園の開設を強引に推進しようとしている。株式会社こどもの森を『特例にて』扱う理由は存在しない。川崎市

こども未来局は、株式会社こどもの森に対し便宜を図っている。

このような偏った考えを有する川崎市に、自浄作用があるとは考えられないため、監査委員会による監査に代えて、個別外部監査人による監査を求めます。

3. 請求者

請求人 (※氏名省略)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて同法第252条の4第3項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて、個別外部監査人による監査を行うことを求めます。

4. 添付書類

- (1) 添付書類1 川崎市こども未来局から送付された資料 1通
- (2) 添付書類2 まなびの森保育園警沼(令和4年4月開設予定)の整備延期を通知する資料 1通
- (3) 添付書類3 まなびの森保育園警沼(令和4年7月開設予定)の整備延期を通知する資料 1通
- (4) 添付書類4 補助金に関する募集要領の記載を示す資料(抜粋) 1通
- (5) 添付書類5 2022年6月29日開催の川崎市議会議事録 1通
- (6) 添付書類6 4月1日厳守を示す募集要領の記載を示す資料(抜粋) 1通
- (7) 添付書類7 株式会社こどもの森により作成された資料 1通
- (8) 添付書類8 近隣住民の署名 1通
- (9) 添付書類9 周辺住民を含む38世帯の署名 1通
- (10) 添付書類10 「保育園の待機児童数」に関する資料 1通
- (11) 添付書類11 「待機児童急減、園は運営不安」を報じる新聞記事 1通

だが、一応今回の添付資料の追4に入れた。  
 そして(2-3)だが、「子どもの森による虚偽の申請を否認したこととは不当である」ということである。これは虚偽の申請は何かということ、募集要領の14ページに「近隣住民等への説明及び配慮等」、近隣住民に対して説明を真摯に行い、理解を得ることという項目がある。これも下線が引いてあって強い言葉で書いている。それに対して、川崎市に対して株式会社子どもの森は、住民に説明した、このチラシを配ったという添付書類7を提出して川崎市に申請している。そして、添付資料7の次のページ、この家の人たちに配布したということも言っている。しかしながら、これらの住人全員に署名がどうですかと聞いたところ、説明もチラシの配布も受けていないということであった。合計23枚あるが、これは署名をもらっている。つまり、証言をもって、子どもの森の言っていること、申請は虚偽であるということを証明した。

次の4ページ、子ども未来局はこの規定は参考までに記載した訓示規定であるから「審査において判断されない」と言うが、一方、審査基準がないじゃないかと言う。「募集要領により審査を行っている」というようなことを言う。二律背反している。あとは、事業者向けの条項であるなんというようなことも言ったりしている。

虚偽の文書により申請はされたということは、さきの厚生省から発行された通知の「不正又は不誠実な行為をすおそれがある」、これを証明してしまつたと言え。したがって、交付要綱違反である。

(2-4)も先ほど同じようなことを書いている。虚偽の申請を行ったということが要綱に違反する。それから、貸借料の要綱も同じような記載がある。

それから4ページ(2-5)、児童が減少しているのに税金の無駄遣いをするこなかれということとが書いている。

それから(2-6)その他だが、ここに株式会社子どもの森の不正行為がいっぱい書いている。この不正行為は、先の厚生省から出た規定「社会的信望を有すること」を有していない、反している。それから、「不正又は不誠実な行為をすおそれがある」者、これに該当する。したがって、先ほどの要綱違反である。

さらに、最高裁判所でも、「社会通念上正義の概念に反するような特段の事情がある場合は、処分を留保することは違法に相当しない」という反対解釈であるが、成り立つ。

それから、同じく下のほう、最高裁判所17年12月7日と書いてあるが、「根拠規定にのみ固執すべきでなく、行政庁はリスクから周辺住民を保護する義務がある」、また「行政庁は事業認可に当たって、マイナスの影響をも含めた公共利益の調整を十分に行うべき義務を負わされているといえる」というわけで、自分の担当部署の法律とか、それに固執することなく、横断的に調整を行うことが必要とされるということが最高裁にて述べられている。

そのほか、具体的に子どもの森の不正なのだが、かなり子どもの森の行為は異常を極めている。(A1)、川崎市に対し、先ほどのとおり住民に対して説明したよという虚偽の文書を提出した。これはもう審査に影響するかどうかなんて関係なく、内容が何であるかは一切関係なく、虚偽の文書を出しただけで、もうこれは不正行為である。したがって、先ほどの厚生省の通知に反する、また補助金要綱に反するということになる。

それから(A2)、その不正の書面の裏返しになるが、近隣住民に対して秘密のうちに保育園を建てようとした。どうやら建ち上げて、後から、もうできたらしようがないということをおおうと思つた趣旨だと思う。なお、さいたま市文蔵というところにも子どもの森は保育園を建てているが、

できない、そういうことになる。  
 資料のほうに戻り、8月16日付で送付した資料に基づき概略を説明する。

請求の趣旨としては、先ほどのとおり、驚訝4-2-8のまなびの森保育園驚訝、これが対象物である。

aとして、法人決定を川崎市は行った。  
 それからb、保育所整備延期の決定も行った。これは、令和4年4月1日に本来完結すべきところ、7月1日に開所予定とする延期、それから10月1日に開所予定とする延期、2回行っている。添付書類2、3には、この整備の延期の資料を添付している。

補助金については、その資料として、いくらか補助金が出るのかという点について添付書類4に添付している。

そして、今回審査請求した理由は、違法若しくは不当な公金の支出の財務会計上の行為がある場合又は当該行為がなされることとが相当な確実さをもって予測される場合、この当該行為がなされることとが相当な確実さをもって予測される場合に該当する。そこで審査請求を行った。

その一つ、予測される理由は、6月29日の市議会を拝見したが、その中で浅野議員から10月1日に開設できないんじゃないか、その場合はどうするんだという話があったが、それに対して子ども未来局長は、10月1日に開設できるものと答えている。というわけで、10月1日に支払いの方向だということとかがうかがえる。ただし、この返答、やや幅りがあると思われなければならない。つまりどうということかという、10月1日に開設できるかできないか、その場合どうするんだという質問だったが、10月1日に開設できないのであれば却下して、10月1日に開設できるのであれば認めますというのが正当な答えだと思う。どうもここには思いが入っていて、10月1日に開設できるものと考えている、個人の意見を述べていると言え。というわけで、今回、審査請求を行った。

そして(2)、川崎市、特に子ども未来局による行為が違法、不当である理由はこのとおりである。

(2-1)時期を渡しても開設されない保育園に対して、補助金を支払うのは止めるよう求めている。1回目、開設時期は令和4年4月1日だったが、これを渡したが、これも渡している。これももう既にアウトだが、根拠なく、審査基準がない中で延長して、7月1日まで担当が半ば勝手に延長した。それからまた10月1日まで延長した。もう1回目の4月1日を渡した時点でアウトだが、さらに7月1日を渡したまま、まだ認可する方向で考えている、10月1日を渡してもまだ認可する方向で考えている。同方含めて、もう3アウトといえる。

そして(2-2)「審査基準が存在しない保育園である」ということは違法である、先ほどのとおり行政手続法5条違反である。これは法人決定をするに当たっても審査基準が必要であるし、それから延期することについても審査基準が必要である。具体的には、募集要領の11ページに「令和4年4月1日開所を厳守とします。3月末までに工事が完了しない場合や開所ができない場合は、原則として整備費の補助対象外となります。」と下線が引いてあって強い文章で書いてあって、到底参考記載であると解することはできない。

2ページ目の下から4行目だが、そもそも延期の決定となつた法人決定、こちらは法人決定の話だが、審査基準がない中で行われたというわけで透明性、公平性がないという状況にある。

それから、3ページ目に移り、子ども未来局長は、数次にわたり「審査基準に代替し、募集要領により審査を行っている」とか、「審査において判断されない」などということをおおっている。これは前回の職員措置に対する却下の中心にこのように書いてある。これは川崎市の監査部門の文章なの



ることなくお願いしたいという趣旨である。

先患の補足として、近隣の住氏がオリエンタルメンテナンスに連絡した際に本来にあるのかどうかが分からないような話だと思いが、これについては、なぜ連絡をしたかということ、工事が始まったから工事の内容のすごい内容で、日曜日に工事を行ったとか、朝早くから工事を始めたとか、そういうような行為があったので、今回の建物の所有者であるオリエンタルメンテナンスに連絡をしたということ、工事看板のところに電話番号が載っていたので、それらのように電話をした。

そうしたところ、先ほどの話のとおり、こどもの森のほうの電話がなかったということで、それらのほうに「オリエンタルメンテナンスさんでないんですか」というふうに確認を取ったところ、「こどもの森です」ということで、「オリエンタルメンテナンスさん」という関係なんですか」というふうな形で聞いたところ、出た女性事務員さんだと思われけれども、理解が得られないような回答で、「私たちはちょっと分かりません」というようなことで返答を受けたという状況であった。

あと、それとはまたちよつと違う話だが、今回補助金の申請というが、支出を出す場合、普通に考えた場合に、本体の建物の区分と、それから、今回のこの補助金の対象になるものが恐らく施設の整備費、これに対しての補助金だと思われけれども、どこを見ても区分の内容、ここからここまでは施主さんの負担で、ここからここまではこどもの森さんの負担だということ、そういう内容のものが一切載っていないので、非常に補助金を出すにしても基準がないというようなことが見受けられる。

追加資料として1、2、3と出したが、追加資料の1、これは挨拶文ということで、さっきの資料番号7とこれは文章の内容的には一緒だが、字の大きさや行数が違う。同じものが2枚存在する。一休本にこれは本物、配られたものなのかどうかと甚だ疑問である。

次、追加資料2、事業者の前記のところ、これがこどもの森になっていて、オリエンタルメンテナンスが事業主であるが、そうではなく、こどもの森がまるで全部を取り仕切っているような文章が住民に配布されたという事実。

それで、追加資料の3、これは市長への手紙であるが、文章を書いているのは保育所整備課なのだけれども、こどもの森に対して強く指導するというふうになっているのだが、その指導がちゃんとできないうで今のこの結果を招いている。こういう会が開かれていたということである。そういう事実となっている。

それで、これは資料にはない内容だけれども、3月10日にこどもの森と保育所整備課が事前説明とということであつてはいるのだが、そのときに、高級住宅地で保育所整備に似つかない雰囲気だということにも、もう川崎市は認識している。にもかかわらず、こどもの森は3月26日、近隣住民には周知したと称し、そして4月5日に行いけいしゃあやと住民にも説明したという虚偽の文書を併せて申請をしたという事実があるということである。

最後に、審査基準がないことに関して、さきの募集要領については上位の法律に規定がないからいいんだという方がいるようだけれども、だからこそ川崎市が決めたことに対して審査基準が必要になる。

何が言いたいかというと、この募集要領等は上位の法律どうこうじゃなく、川崎市自身が決めたことである。近隣の了解を得ようということだとか、7月1日に開設しろ、これは川崎市自身が言い出したことである。だからこそ下位のものとして審査基準が必要となる。

何でもかという、公平性のためである。ほかの真面目にそれを守つた業者と今回のこどもの森との間では、公平性が担保されない。ほかの業者は、もしかしたらしらい苦労して、その時期を間に合わ

「これは何が建つか知っていますか」と近隣の人に聞いたら、「知らない」「何が建つんだらうね」と言っている。「保育園だと思いませんか」と言ったら、どこに方向を言えばいいんだらうなんということを言っている。それから、日吉のほうもどこに建つか分からない。こどもの森の事業というのは計画的で常習的である。したがって、先ほどの不正に当てはまる。

(A3) 近隣に対して真摯な説明を行わない。これは特にひどいのは、住民説明会と称して、令和3年10月29日にそのような形ばかりの説明会を持つという話だったが、サクラと思われる2名を入れたが、近隣住民2人が現地に訪れたら、「入っちゃ駄目」というので妨害されて入れなかった。つまり、本当の近隣住民は入れないで、形ばかりやつた。俺たちはやつたんだ、やつたんだというのが彼らの言い分である。

それから(A4)、工事を威嚇用具を使って始めた。令和4年3月5日の工事であるが、住民がいろいろ反対していた。工事を始めるのは住民と話し合いがちゃんとついでからという約束をしていたが、それはお構いなしに大きな重機が到着するとともに、すばらしい勢いで威圧要員として5名から8名の屈強なる人が下りてきた。我々が「えっ、まだなんじゃないの」と言っている間もなく、その機械を現地に上げて工事を始めた。そして、その5人から8人の屈強なる人がその入り口に立ちただかつて邪魔をする、住民が話しかけても、これはこういうような、言ってみれば反社会勢力にも近いようなそういう人たちである。多分恐らく、こどもの森本人は反社に登録されていないのかもしれないが、恐らく雇って差し向けたと、そういうことが言えると思う。

それから(A5)の確認申請、これは工事の話だが、道路側に擁壁があり、確認書が建築のときに要るのだが、それをでも申請して進めた。それから、道路面も下げた。

それから(A6)、事業者等として、今回登場してくる人物、我々のほうではすべてが見えないのだが、株式会社こどもの森と株式会社オリエンタルメンテナンスと株式会社ブチ・ナーサリーが出てくるが、どうも実質一体のようである。オリエンタルメンテナンスに近隣住民が電話しても、「はい、株式会社こどもの森です」と出る。そして「オリエンタルメンテナンスさんお願いします」というと、「えっ、何でも、分からない」というような調子で、恐らくは架空会社であると思われ。何を逃げようとしているかは分からないが、このような不正がなされている。

それから(A7)は、関係ない人に何か説明したと言っている。(2-7)は建築物の安全性だが、北東側に崖があるが、対策が十分ではない。崩れてきた時に防護する防護壁というものを造るのだが、高さ、それから強度とも十分ではないと思われ。特に高さのほうは、上から一般住宅が崩れて、横断や大坂西成で崖崩れがあつたが、ああいうふうには民家が隣ってきたら一溜まりもないという状況である。

さらに、これが保育園であるところが非常に問題となる。どういうことかという、一つには(B2) b)のことで、園児60名入るのであれば、建物もさることながら、他にも園児は砂場、プール、遊具も出てくる。そうしたときに崖崩れがあつたのでは、建物が仮にもつたとしても園児は埋まってしまう。何かあつたときに、崖崩れに限らず火事もそうだが、60名もいれば、避難するといつても避難場所の確保も難しい。避難するのは困難である。

(B2) f)だが、一般住宅が建設されるのなら、経済的な状況とかによつて、下の住民の方の防護壁とか、それから向こうから何メーター開けるだとか、崖をガードすればいいわけだが、園児というのはそのような事情を知らずに入ってくる。そうすると、後で「えっ、そんな話聞いてない」という話になり、事故に巻き込まれ、非常に大事故につながる。

というわけで、8ページの(3)だが、「市に生じる損害」としては、不要な補助金等々を負担す

別紙 3

関係職員の陳述(要旨)

「住民監査請求に対する市の考え方」に基づいて、説明を行う。  
1として、本件請求に対して、以下に述べる通り、いずれも監査請求人の主張に理由はないことから、却下又は棄却されるべきものである。  
2として、民間事業者活用型保育所整備事業、認可・確認及び補助金、近隣等への説明について、概略を説明する。

(1) 民間事業者活用型整備事業について  
この整備事業は、保育事業者が賃貸物件を自ら確保し、賃貸物件の内部を改修することにより認可保育所を整備するもので、応募のあった保育事業者の中から、学識者により構成される附属機関である「川崎市保育所等整備事業選定委員会」の評価・選定を経て、設置・運営法人として市長が決定する。  
また、保育所整備費用等の補助金の交付決定は、法人決定とは別に、設置・運営法人から交付申請を受け、交付の適否等を決定する。交付決定後であっても、交付手続を適正に行わない場合や市内中小企業への優先発注等を守らない場合は、補助金の全部または一部を取り消すことがある。

なお、本事業の実施に当たり、根拠となる法律、条例等はない。  
本件請求に関する事案は、令和3年度の民間事業者活用型整備事業で実施している。時系列に説明すると、募集開始が令和3年2月22日、株式会社こともの森からの申込書の提出が4月5日、ヒアリングを4月23日に実施し、選定委員会を5月20日に開催、選定委員会の評価・選定を踏まえ、本件事業者を法人決定して、本件事業者と本整備事業に関する覚書を締結した。その後、少し期間は空くが、本件事業者が整備補助金の申請書を提出して、それに基づき、令和4年8月24日付で補助金の交付決定を行っている。今後の手続として、本件事業者から認可及び確認の申請、補助金の実績報告が出される予定で、本市は補助金の確定、その後、補助金の給付という流れになっている。

(2) 保育所の設置認可について  
設置・運営法人からの認可申請を受け、児童福祉法35条第4項、第5項、第6項及び第8項並びに子ども、子育て支援法31条に基づき、保育所の設置認可及び確認を行う。なお、保育所の設置認可については、財務会計上の行為に当たらないことから、本件請求の対象にはならないものと考ええる。

(3) 本事業に対する補助金について  
アの民間事業者活用型保育所整備費補助金について、本事業の設置・運営法人は、川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱第2条第1項に定める「本市が計画し、かつ決定した保育所の設置・運営法人等」に当たらないもので、同要綱に沿って補助金申請を行うことができる。  
建物の改修等に必要となる費用を補助対象経費としており、補助対象経費の4分の3、整備する保育所の定員及び認可基準を満たす専用の屋外遊戯場の有無に応じて上限額まで交付するものである。  
整備費補助金交付要綱第7条に基づき、改修工事の請負契約締結前に、設置・運営法人が必要書類を添えて交付申請を行うこととなっている。本市は、同要綱第8条に基づき内容を精査した上、補助の適否及び金額を決定し、設置・運営法人に指令書で通知する。

続いて、アの民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助金については、川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助要綱第2条に定める「本市が計画し、かつ決定した保育所の設置・運営法人等」に当たらないので、賃借料補助要綱に沿って補助金の交付申請を行うことができる。

保育所の開設前の整備期間において物件を賃借する場合、これに要する経費を補助対象として、最大6か月を限度としている。4月開所の場合は10月からということになるが、1か月に満たない期間がある場合はこれを切り捨てた期間を補助対象期間としている。  
賃借料補助交付要綱第5条に基づき、設置・運営法人が交付申請を行い、本市は、同要綱第6条各号に基づき、交付申請書及び関係書類の審査を行い、交付の可否を決定し、設置・運営法人に通知する。

(4) 近隣住民等の説明について

せるとか、近隣の反対はあるけれども、それは何とか上手く調整してと、そういうことをやってみて手間暇、お金かけている、そういう人もいる。だから、公平性のために審査基準が必要である。

総論として、川崎市は審査基準がないので、行政手続法5条違反をしている。そして、これは補助金から、保育園の開設に対して、こどもの森は募集要領の違反をしている。そして、これは補助金の交付要領等の違反である。根拠は先ほどの厚生省の通知となる。

それから、建物に関しても雇の対策が不十分であったりするので、建築基準法違反である。建築基準法違反ということも、募集要領違反である。募集要領に建築基準法を守れと書いてある。そうすると、またこれが補助金の交付要領違反になる。  
というわけで、これらが違反の根拠条文となる。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめています。

なお、本事業は、募集要項に基づいて行っており、保育事業者を選定するための審査基準は設けられていること及び請求人が主張している本件事業者に対して便宜を図っているという事実は存在しないことを申し添える。

(2-3) 「株式会社こどもの森による虚偽の申請を容認したことは不当である」とする点について  
本市は、令和3年4月5日に提出された民間事業者活用型保育所等整備事業申請書において、一部の方には口頭で周知し、不在の方にはポスティングを行ったと添付資料7のとおり、事業者から報告を受けている。また、本件事業者に対して行った応募書類の内容に関するヒアリングにおいて、本市は本件事業者に対し、近隣住民への周知状況やその反応、法人決定後にも引き続き本件事業者において対応することなどを確認している。

その後、令和3年9月13日以降、近隣住民から本市に対し、本件事業者からの事前説明がなかったと申し出があり、本市が令和3年10月に応募書類の内容について改めて本件事業者に確認したところ、本件事業者からは令和3年3月26日に現地を訪れ、一部には口頭で周知し、他はポスティングで整備計画の案内文を配布したこと、さらには範囲を広げて住戸を回っており、その中には口頭で説明を行った方がいるとの報告を受けている。また、本件事業者は、地元町内会に対して、応募前に説明を申し出ている。

以上の状況から、近隣住民・本件事業者双方に互いの理解の相違があることは事実であるが、現時点で、応募書類が虚偽であるとする明確な証拠はないことから、本市は虚偽であるとは判断できないと考えている。しかしながら、本件事業者における応募時点での近隣住民への説明が不十分な面もあったこと、円滑な保育所運営のためには近隣住民の理解を得ることは本本当に大切なことであるので、本件事業者に対しては皆様に丁寧に丁寧に対応するよう引き続き強く指導している。

(2-4) 「要綱の規定に違反する」とする点について  
前述のとおり、本市は応募書類が虚偽であると判断できないと考えており、要綱の規定に違反するとの監査請求人の主張は理由がないものと考えている。

本件請求に関する整備費補助金については、本年8月4日に申請書を受理して審査した結果、8月24日付で交付決定を行った。今後、本件事業者が実績報告を行い、本市が補助金の交付内容の審査等を行う適否と認定したときは、補助金の交付すべき金額を確定し、補助金を交付する。

また、本件請求に係る保育所整備施設賃借料補助金については、工事の遅れに伴い、開所前の賃借料の期間が1か月未満に満たないこととなったため、本件事業者から申請を取りやめる申し出があり、本市は本件事業者に申請書類を返却している。

従って、賃借料の補助金については、財務会計上の行為が生じていないことから、住民監査請求の対象にはならないものと考えられる。

(2-5) 「児童の減少にもかかわらず補助金の交付を認めることは不当である」とする点について  
本事業を募集する際の令和2年4月1日時点の待機児童数は12人であった。

令和3年度民間事業者活用型整備事業は、令和2年2月に策定した川崎市子ども・子育て支援事業計画に定める「認可保育所等の新規による定員枠の拡大目標値」に基づいて募集を行ったものである。

令和4年4月1日時点の待機児童は0人となった。しかしながら、利用申請者は毎年1,000人以上増加しており、新たな認可保育所の整備などを行い、令和2年4月に1,259人増、令和3年4月に1,200人増、令和4年4月に875人増と、毎年保育所受入枠を拡大してきたことで待機児童がゼロになったものと考えている。また、令和4年8月5日時点においても、近隣の保育所に入所を希望しているにも関わらず、入所できていない留保児童数が、近隣のさき沼なごみ保育園で57人、たつのこのはら保育園で44人いる。よって、本市は新規整備が必要であると判断しており、請求人の新規保育園開設を認め、補助金を交付するのは不当であるとの主張には理由がないものと考えている。

(2-6) 「その他A」について  
請求人は、最高裁判所平成17年の判例で、「根拠規定のみに固執すべきでなく、行政行為はリスクから周辺住民を保護する義務がある」として、認可しないこと、補助金交付を認めないことが必要であると主張し

本事業の応募に当たり、保育事業者が行う近隣住民等の事前周知及び配慮に関する根拠法令はなく、募集要項上のみで定められたものとなっている。

一般的に、保育事業者は、選定後に開所に向けて整備計画を詳細に精査していくもので、募集要項のIII 4(1)「近隣住民等への説明及び配慮等」Aに記載の「説明」については、応募時点において保育事業者が整備予定地に関し本事業の事前周知をすることで、整備計画を近隣住民に知っていただくということで差し支えないものと考えている。そのため、ポスティングなどによる事前周知も認めており、事前周知の結果、近隣住民から意見、苦情等がなかった場合には適切に対応するよう指導している。

募集要項上でも近隣住民等の了解、承諾までは求めておらず、近隣住民等に対する説明状況というのは選定委員会における評価項目にもなっていないことから、たとえ近隣住民等への説明に不十分な面があったとしても、募集要項を前提とすれば、それが選定結果に影響することははないものと考えているが、近隣住民からの意見、苦情等に関する項目については、その都度丁寧に丁寧に説明している。

(2-1) 「時期を超過しても開設されない保育園に、補助金が支払われることは不当である」ということについて  
本件事業者は、応募時点で令和4年4月開設が可能であると判断し、本事業への応募申込みを行った。本市は、事業計画書等に基づいて開設が可能であると判断し、選定委員会における選定を経て法人決定をした。

しかしながら、令和3年9月に近隣住民から保育所整備に反対する声が上がったことを受け、本市からも本件事業者に対して丁寧に説明することなどを指導し、本件事業者は近隣住民への説明等を試みてきたが、その対応に時間を要する中、当初の建築工事予定の10月から1か月以上遅れるに至り、結果的に竣工にも大幅な遅れが生じたこと、令和4年4月開所が困難であると事業者で判断を要し、本件事業者が開所延期に係る届出を本市に提出したものである。

本市としても、これをやむを得ないものとして認め、届出書を受理し、令和4年7月に開所を延期すること、令和4年7月1日付で第6条第1項に定める履行期限を延長することとし、令和4年3月31日付で覚書の変更を行っている。

その後、本件事業者は、近隣における地盤データに基づいて建築物を計画していたが、既存建築物を撤却した後、令和4年3月5日から7日にかけて現地で調査を実施したところ、想定以上に地盤が軟弱であることが判明し、必要な強度を確保するために施工方法を変更する必要が生じたため、令和4年7月開所が困難であると事業者で判断をして、開所延期に係る届出書を本市に提出した。

本市としても、これをやむを得ないものとして認め、届出書を受理し、令和4年10月に開所を延期すること、令和4年6月30日付で第7条第1項に定める履行期限を延長することとし、令和4年6月30日付で覚書の変更を行った。

なお、保育所整備の延期については、財務的処理を直接の目的とするものではないので、財務会計上の行為には該当しないもの解される。

以上ことから、本件は覚書第7条、第1回変更覚書及び第2回変更覚書に基づいて適切に履行期限を延長したものであり、保育所整備の延期を認めるのは不当であるとする請求人の主張には理由がなく、本件請求の対象にもならないものと考えられる。

(2-2) 「審査基準が存在しない」とする点について  
行政手続法に定める処分については、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」とされる。

本事業については、根拠となる法律、条例はなく、法人決定は行政手続法に定める処分当たらないことから、行政手続法第5条第1項及び第3項に違反するとの請求人の主張は理由がないものと考えられる。



その後、近隣住民から再度の説明会の開催の要望を受け、令和3年12月10日に本件事業者が近隣住民を訪問した際、近隣住民の中から代表者を何名か立ててほしいと本件事業者が申し出たところ、なかなか折り合いがつかず現在に至っているという形で報告を受けている。

令和4年4月1日以降にも、近隣住民から本件事業者に送付された再度の説明会の開催を求めるとともに、近隣住民から令和4年4月23日付で文書回答したとの報告を受けている。文書の内容は、近隣住民の代表者を立てるようにお願いと、確認や直接説明を聞きたい場合は本件事業者と連絡をいたいただきたいと内容とすることである。また、令和4年5月25日に工事開始の案内文配布を行っているほか、工事に関する苦情や要望、トラブル等の対応で近隣住民を適宜訪問し、また電話連絡を行うなどしているとの報告を受けている。

また、令和4年8月29日、近隣住民から建築に関する条件と題するフェンスや柵、窓サッシの仕様等に關する要望書を受けており、本市は本件事業者からこの要望書に適切に対応する方向であると報告を受けている。この件については、昨日、市と事業者とで近隣住民を訪問して、説明をしている。

以上から、本件事業者が近隣住民に丁寧な説明を行うおうとしていないとは言えないものと考えている。また、請求人は、予告なく不意打ちに訪問したと主張しているが、事前に連絡手段がないため、やむを得ず直接訪問したものと考えている。

(2-6-A-4)「威嚇用員を使い、現地における作業を強行した」とする点について

本市は、本件事業者に対して、地盤調査や現場工事着手などの際は事前に近隣住民への周知を行うよう指導している。

本件請求に関する地盤調査については、当初は令和3年9月29日に、2回目は令和4年1月11日に予定していたが、いずれも近隣住民の反対を受け作業を中止したものの、建設に必要な作業であったためにやむを得ず令和4年3月5日に実施したものと報告を受けている。

建築主には、建築基準法等の関係法令に適合する範囲内で建物を建築する自由があり、適法に工事を行う上で地盤調査は必要な作業であり、本市は、地盤調査作業を強行したとする監査請求人の主張には理由がないものと考えている。

また、建築主が行う地盤調査やこれに伴う現地作業は、事業主ではなく建築主が行うもので、本市の補助対象事業でもないことから、財務会計上の行為には当たらず、本件は住民監査請求の対象にならないものと考えている。

なお、「反社会勢力と類似するもの」の定義は不明だが、令和3年4月20日付で神奈川県警本部長宛てに照会を行い、株式会社こともの森代表取締役及び他の役員を含めて暴力団排除条例に基づく排除対象者でないことは確認している。

(2-6-A-5)「確認申請手続きなく擁壁および擁土の工事を行った」とする点について  
 整備予定地の南西側、道路側の擁壁については、建築確認申請時の図面では既存擁壁を存置することとした。しかし、令和4年6月24日に、近隣住民からまちづくり局に対し、同地で既存擁壁を撤去しているとの連絡があり、まちづくり局が現地に赴き、既存擁壁が解体され、崖をスロープ状にしているところを確認した。

建築基準法においては、当該建物の計画を変更しようとする場合は、当該工事を着手する前に確認済証の交付を受けなければならない旨規定がされているが、当該地では、当初計画していた敷地中央部の工事を行うに当たり、施工上、一時的に崖をスロープ状にしていたものであって、「計画の変更」をして当初申請された建築物以外の建築をしたものではないため、現地確認時点では建築基準法に違反している状況ではないことを確認した。また、現地の確認結果を踏まえ、まちづくり局から工事施工者及び工事監理者に対し、建物の計画を変更することとなった場合には、必要な手続き等について確認済証を交付した神奈川県建築確認検査機関と協議すること及び必要な手続きを行うよう指導した。

その後、上記の内容については、令和4年7月26日に請求人を含む近隣住民に現地説明するとともに、7月29日付で同一の申立人より提出のあった意見について、同8月10日付で回答している。

ているが、例示している最高裁の判決については、都市計画施設の事業認可が必要なケースについての裁判官の補足意見であり、今回のように都市計画の策定や都市計画法上の事業認可を要しない保育園の建築、認可について述べているものではないため、この判例に基き、保育所の認可をしないこと、補助金の交付を認めないことを求めている請求人の主張には理由がないものと考えている。

また、工事についても、近隣住民からの意見を受け、本市としても本件事業者に対して適切な対応を重ねて指導している。本件事業者からは、施工会社の対応が不十分であったとすると報告を受けている。今後についても、請求人が主張する本市による指導を無視しているとの指摘を受けることがないよう、適切な工事施工について引き続き強く指導していく。

(2-6-A-1)「川崎市に対し虚偽文書を提出したこと」とする点について

3(2-3)のとおり、本市は応募書類が虚偽であることは判断できない。しかしながら、本件事業者による応募時点での近隣住民への説明に不十分な面があったこと、円滑な保育所運営のためには近隣住民の理解を得ることは大切であるので、本市は本件事業者に対して、近隣住民に丁寧に説明するよう引き続き強く指導している。

また、法人決定については、財務的処理を直接の目的とするものとは言えず、財務会計上の行為には該当しないと解される。

(2-6-A-2)「近隣住民に秘密のうちに保育園の建設を推進しようとしたこと」について

本市は、前述のとおり、令和3年3月26日に事前周知を行ったと報告を受けている。

また、同年5月27日に本市ホームページにおいて利用駅、所在地、法人名、定員、案内図、電話番号等を公表しており、近隣住民に限らず、誰でも当該保育所の計画について知り得る状況にあった。よって、その時点において「秘密のうち」にと表現される状況にはなかったものと考えている。

さらに、本件事業者が地元町内会に対して応募前に説明を申し出ている点も踏まえると、請求人が主張するように「近隣住民に秘密のうちに保育園の建設を推進しようとした」と推測するのは難しいものと考えている。

選定後の近隣住民に対する説明や調整については、これを義務づける法令等はないが、募集要項や電書においても近隣住民等に対する挨拶の期日などが定められていない中、本件については、事業決定後の近隣住民への周知が遅れた点については本件事業者も認めている。

以上から、本市は、本件事業者が近隣住民に秘密のうちに保育園の建設を推進しようとしたとする監査請求人の主張に理由がないものと考えている。

(2-6-A-3)「近隣住民に真摯な説明を行わなかった」とする点について

募集要項には「選定後においては、近隣住民等に対し、事業計画や運営等について適宜説明や調整を真摯に行うとともに、苦情・紛争等についても、応募法人の責任において、誠意を持って対応すること」としている。また、原覚書第11条第2項においても、「近隣住民等に対する事前説明・調整・紛争等の解決については、乙(本件事業者)の責任において、誠意をもって対応する」としている。

この点、本件事業者は、措置要求書に記載の日程以外にも、令和3年10月5日、12月10日に近隣住民への説明のために現地を訪問しているほか、説明会の開催や地盤調査等の案内文配布を行い、その他、適宜近隣住民を訪問し、また電話連絡等を行っていることと本市は報告を受けている。

説明会については、児童福祉法や募集要項、覚書においても開催は義務とされていないが、近隣住民の要望や本市の指導を踏まえ、令和3年10月29日に本件事業者が自ら開催したものである。当日の参加者が少なかつたため、案内文を配布した範囲で説明会資料を配布したと事業者からは報告を受けている。なお、報告によらず、近隣住民は、本市が説明会に同席しないことを理由に説明会への参加を拒否し、一度説明の参加を申し込んだ近隣住民に対してはも申し合せの上キャンセルしたものと聞いている。

請求人が、当日訪れた近隣住民が説明会への妨害をされたことと主張する点については、説明会会場において、当該住民が別の参加者に住所等の個人情報をお聞きしようという様子があったため、本件事業者の判断で入室をお断りしたという報告を受けている。



本件についても財務会計上の行為に当たらないことから、住民監査請求の対象にはならないと考える。  
 (2-6-A6)「事業主及び土地所有者」について  
 本件請求に係る土地所有者は株式会社ブチ・ナーサリー、建設会社は株式会社オリエンタルメンテナンスで、本件事業者である株式会社ブチ・ナーサリーは別法人であることを履歴事項全部証明書で確認している。資本関係については、ブチ・ナーサリーの株をこどもの森が持っている。また、ブチ・ナーサリーとこどもの森は代表者が同一である。

請求人が主張する「実質同一」との定義は不明だが、こどもの森とブチ・ナーサリー、オリエンタルメンテナンスは、それぞれ別の人格のある法人で、主張には理由がないものと考ええる。

(2-6-A7)「自治会長への報告」について  
 応募時点における自治会町内会への説明については、近隣以外の方への周知や地元自治会町内会からの意見等を把握できるようにしているもので、地元自治会町内会の説明が近隣住民への説明に代わるものと考えていない。

(2-7-B1及びB2)「建物の安全性及び建築物が保育園であること」について  
 まちづくり局によると、整備予定地及び当該地域周辺は、建築基準法や都市計画法その他法令に基づき、保育所の建築が可能となっている。

整備予定地は、神奈川県が指定する土砂災害警戒区域ではない。整備予定地外の北東の隣接地に3メートルを超える崖があることから、川崎市建築基準条例第5条の適用を受けるが、本件建築物は民間指定確認検査機関において、同条例第5条を含め、建築基準法その他関係法令に適合することを確認し、確認済証を交付したものである。なお、同条例第5条は崖の安全性を担保するものでなく、崖付近に建築物を建築する際に崖崩れによる被害が建築物に及ばないようにするための規定である。

本件についても財務会計上の行為に当たらないため、対象とはならないものと考ええる。

(3) 本市に損害が生じるとの主張について

保育所整備費補助金については、現時点で給付をしていない。当該補助金は、保育所等の整備に要する費用に対し、予算の範囲内で改修等に利用する費用を補助することにより保育所整備を促進し、もって児童福祉の向上を図るものとしているものであり、請求人が整備費補助金の給付を本市の損害であるとする主張には理由がないものと考ええる。

4として、本件請求に係る補助事業の違法性及び妥当性について述べる。

(1) 本件補助事業における具体的な事実関係について

令和4年8月4日付で交付申請書を受領し、同年8月24日に交付決定をした。

(2) 定められた手続き等に反していないか

本件整備費補助金については、要綱に基づいて適切に審査等を行っている。

(3) 本件補助事業において補助を行うべき公益性

整備費補助金については、整備費補助金交付要綱第1条のとおり、保育所等の整備に要する費用に対し、予算の範囲内でその改修等に要する補助を目的としており、保育所整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的として、地方自治法第232条の2に定める補助を行う公益上の必要があるものである。

(4) 結論

措置要求書1(4)における「求める措置」のうち、「a. 保育所認可の停止」及び「c. 賃借料の補助の停止」については、財務会計上の行為がないことから、住民監査請求の対象にはならず却下されるべきである。また、「b. 補助金の給付の停止」で求められている民間事業者活用型保育所整備費補助金については、整備費補助金要綱に基づいて適切に交付決定を行ったものであり、請求人の主張には理由がないことから、棄却すべきである。

※関係職員の陳述の要旨をまとめています。

## 農業委員会告示

### 川農委告示第10号

第28回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和4年10月6日

川崎市農業委員会

会長 小川 耕 平

#### 1 日 時

令和4年10月12日(水) 午後2時00分～

#### 2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階

第1会議室

(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

#### 3 議 題

- (1) 議案第1号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (2) 議案第2号 相続税の納税猶予特例農地利用状況確認(免除)について
- (3) 議案第3号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について(議案)
- (4) 議案第4号 農用地の買入協議に係る要請につ

(5) 報告第1号

農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について

(6) 報告第2号

農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約にについて

(7) 報告第3号

相続税の納税猶予適格者証明(継続)について

(8) 報告第4号

生産緑地の農業の主たる従事者証明について

(9) 報告第5号

買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて

(10) 報告第6号

地目変更登記に係る登記官からの照会について

(11) 報告第7号

川崎市市内農地賃借料情報について

(12) その他

## 川 崎 区 公 告

### 川崎市川崎区公告第144号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第

1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年10月12日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第145号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月13日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第146号

国民健康保険給付費返還請求通知書兼納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第231条の3第4項で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月13日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第147号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規

定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月13日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第148号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月13日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第149号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月13日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第150号

次の介護保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月13日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第151号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送

達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月13日

川崎市川崎区長 増田 宏之

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第54号

次の介護保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月13日

川崎市幸区長 赤坂 慎一

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和4年度	介護保険料			計3件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第55号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月13日

川崎市幸区長 赤坂 慎一

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和4年度	介護保険料	第1期分以降	令和4年10月31日	計4件(2名)
令和4年度	介護保険料	第4期分以降	令和4年10月31日	計2件(1名)

令和4年度	介護保険料	第5期分以降	令和4年10月31日	計2件(2名)
令和4年度	介護保険料	第1期分以降		計7件(5名)

(別紙省略)

川崎市幸区公告第56号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月13日

川崎市幸区長 赤坂 慎一

(別紙省略)

川崎市幸区公告第57号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年10月14日

川崎市幸区長 赤坂 慎一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市幸区公告第58号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年10月14日

川崎市幸区長 赤坂 慎一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎

市長に対して審査請求をすることができます。この処分  
の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ  
た日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に  
ついての裁決があったことを知った日）の翌日から起算  
して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告  
の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

#### 川崎市幸区公告第59号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記  
載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務  
所及び事業所が不明のため送達することができないので、  
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）  
第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第  
20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交  
付します。

令和4年10月14日

川崎市幸区長 赤坂慎一

年度	科目	期別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和 4年度	後期高齢者 医療保険料	特別徴収 第1期 以降		計1件
令和 4年度	後期高齢者 医療保険料	特別徴収 第2期 以降		計1件

（別紙省略）

#### 川崎市幸区公告第60号

次の後期高齢者医療保険料に係る過誤納金還付（充当）  
通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住  
所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達すること  
ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭  
和57年法律80号）第112条で準用する地方税法（昭和25  
年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交  
付します。

令和4年10月14日

川崎市幸区長 赤坂慎一

年度	科目	期別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和 4年度	後期高齢者 医療保険料			3件

（別紙省略）

### 中原区公告

#### 川崎市中原区公告第54号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送  
達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業  
所が不明のため送達することができないので、国民健康  
保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用す  
る地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定  
により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交  
付します。

令和4年10月13日

川崎市中原区長 板橋茂夫

（別紙省略）

#### 川崎市中原区公告第55号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送  
達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業  
所が不明のため送達することができないので、国民健康  
保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用す  
る地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定  
により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交  
付します。

令和4年10月13日

川崎市中原区長 板橋茂夫

（別紙省略）

### 高津区公告

#### 川崎市高津区公告第68号

次の介護保険料に係る過誤納金還付通知書を別紙記載  
の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所  
及び事業所が不明のため送達することができないので、  
介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準  
用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の  
規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交  
付します。

令和4年10月13日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

（別紙省略）

#### 川崎市高津区公告第69号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送  
達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業  
所が不明のため送達することができないので、介護保険  
法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地  
方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定によ



り公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月13日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

**川崎市高津区公告第70号**

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月13日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

**多摩区公告**

**川崎市多摩区公告第45号**

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月13日

川崎市多摩区長 藤井智弘

(別紙省略)

**川崎市多摩区公告第46号**

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月14日

川崎市多摩区長 藤井智弘

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第1期以降	令和4年10月31日 (第1期分・第2期分・第3期分)	計1件

(別紙省略)

**麻生区公告**

**川崎市麻生区公告第46号**

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月13日

川崎市麻生区長 三瓶清美

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第47号**

国民健康保険給付費返還請求通知書兼納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第231条の3第4項で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年10月13日

川崎市麻生区長 三瓶清美

(別紙省略)

**川崎区選挙管理委員会告示**

**川崎市川崎区選挙管理委員会告示第16号**

令和4年7月10日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において既に選任した本区役所期日前投票所の投票管理者職務代理者を変更し、改めて公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項及び第4項の規定により、次のとおり選任しました。

令和4年6月28日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 猪 脇 利 夫

川崎市川崎区役所期日前投票所

職務を行う日	投票管理者職務代理者		
	住 所	氏 名	職務時間
7月1日	横浜市都筑区	久國 聖弥	午前8時30分から 午後8時00分まで
7月5日	神奈川県 横須賀市	木村 央	午前8時30分から 午後8時00分まで

**川崎市川崎区選挙管理委員会告示第17号**

川崎市川崎区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

令和4年10月1日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 阿 久 津 光 延

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	阿久津 光延	川崎市川崎区藤崎3丁目1番3-310号 グリーンパーク川崎
委員長職務代理者	山中 典幸	川崎市川崎区浅田1丁目3番16号

**幸区選挙管理委員会告示****川崎市幸区選挙管理委員会告示第16号**

川崎市幸区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者の異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

令和4年10月1日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 佐 脇 久

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	佐脇 久	川崎市幸区鹿島田2丁目1番28-902号 セントラルマンション
委員長職務代理者	目黒 光雄	川崎市幸区下平間1番地2 鹿島田グリーンハイツ2-1003

**中原区選挙管理委員会告示****川崎市中原区選挙管理委員会告示第19号**

川崎市中原区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、

新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

令和4年10月1日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 沓 掛 朗

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	沓掛 朗	川崎市中原区上新城1丁目11番4号
委員長職務代理者	秋谷 義一	川崎市中原区荻宿33番8号

**高津区選挙管理委員会告示****川崎市高津区選挙管理委員会告示第16号**

川崎市高津区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

令和4年10月1日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 宇 佐 美 善 愛

(令和4年10月1日付け)

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	宇佐美 善愛	高津区下作延3丁目18番43号
委員長職務代理者	堀米 達也	高津区新作4丁目12番1-302号 クリオ武蔵新城伍番館

**宮前区選挙管理委員会告示****川崎市宮前区選挙管理委員会告示第17号**

川崎市宮前区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

令和4年10月1日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 野 口 彦

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	野口 彦	川崎市宮前区南野川3丁目7番13-401号 県営
委員長職務代理者	鶴野 智幸	川崎市宮前区西野川1丁目2番17号

**多摩区選挙管理委員会告示****川崎市多摩区選挙管理委員会告示第16号**

川崎市多摩区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。

令和4年10月1日

川崎市多摩区選挙管理委員会

委員長 斎藤 隆司

(就任日 令和4年10月1日)

職名	氏名	住所
委員長	斎藤 隆司	川崎市多摩区登戸新町 378番地
委員長職務代理者	佐藤 光一	川崎市多摩区中野島2丁 目2番4号

### 麻生区選挙管理委員会告示

#### 川崎市麻生区選挙管理委員会告示第16号

川崎市麻生区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

令和4年10月1日

川崎市麻生区選挙管理委員会

委員長 唐鎌 一夫

職名	氏名	住所
委員長	唐鎌 一夫	麻生区上麻生6丁目11番 7-503号 ダイアパレス柿生
委員長職務代理者	石川 恭由	麻生区細山6丁目4番33 号
委員	小島 勝利	麻生区王禅寺398番地
委員	鈴木 憲治	麻生区上麻生6丁目27番 20号

<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;"><b>辞</b></td> <td style="width: 50%;"><b>令</b></td> </tr> </table>	<b>辞</b>	<b>令</b>
<b>辞</b>	<b>令</b>	

## 令和4年10月1日付人事異動

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
総務企画局秘書部担当課長(政策調整担当) 総務企画局シティプロモーション推進室担当 課長兼務	小 池 智 也	総務企画局秘書部担当課長(政策調整担当)
市民文化局市民文化振興室担当課長 免 川崎市市民ミュージアム担当課長兼務	井 上 強	市民文化局市民文化振興室担当課長 川崎市市民ミュージアム担当課長兼務
川崎市市民ミュージアム担当課長	押 田 智 寿 代	市民文化局市民生活部企画課課長補佐
経済労働局経営支援部金融課長 免 中小企業溝口事務所長兼務	一 ノ 瀬 進	経済労働局経営支援部金融課長 中小企業溝口事務所長兼務
中小企業溝口事務所長	勝 盛 紀 善	中小企業溝口事務所担当課長
健康福祉局保健医療政策部担当課長 健康福祉局総務部担当課長兼務	畑 泰 寿	健康福祉局総務部担当課長 財政局税務部市民税管理課担当課長兼務 川崎区役所区民サービス部区民課担当課長兼務 幸区役所区民サービス部区民課担当課長兼務 中原区役所区民サービス部区民課担当課長兼務 高津区役所区民サービス部区民課担当課長兼務 宮前区役所区民サービス部区民課担当課長兼務 多摩区役所区民サービス部区民課担当課長兼務 麻生区役所区民サービス部区民課担当課長兼務
宮前区役所区民サービス部保険年金課長 みぞのくち市税事務所納税課担当課長兼務	松 井 万 帆	宮前区役所まちづくり推進部総務課課長補佐 宮前区役所まちづくり推進部総務課庶務係長

任 命	氏 名	前 職
9月30日付退職 (課長級)		
退職	井 上 直 也	宮前区役所区民サービス部保険年金課長

(病院局)

任 命	氏 名	前 職
(部長級)		
市立川崎病院放射線治療科担当部長	關 智 史	新任
(課長級)		
市立川崎病院冠疾患集中治療室医長 市立川崎病院内科兼務	伊 藤 桂	新任
市立川崎病院麻酔科医長 市立川崎病院緩和ケア内科兼務 市立川崎病院集中治療部兼務 市立井田病院麻酔科兼務	梶 谷 美 砂	市立井田病院緩和ケア内科医長 市立川崎病院麻酔科兼務 市立川崎病院集中治療部兼務 市立井田病院麻酔科兼務



任 命	氏 名	前 職
9月30日付退職 (課長級)		
退職	近 藤 崇 之	市立川崎病院外科医長
退職	大 谷 利 光	市立川崎病院産科医長
退職	細 井 卓 司	市立川崎病院麻酔科医長
退職	鴨 狩 ひ と み	市立井田病院眼科医長

正 誤

川崎市公報第1,852号(令和4年10月11日発行)3,757ページ川崎市病院局規程第17号中

「

(裏)

記入上の注意

- 1 この請求書(川崎市職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師

」

を削除する。